

# 富田林市地域防災計画

令和元年度改訂

富田林市防災会議



# 目 次

## I 〔総 則〕

### 第1章 総 則

第1節 計画の目的等	3
第1 計画の目的	3
第2 計画の構成	3
第2節 防災の基本的考え方	4
第3節 災害の想定	5
第4節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱	15
第1 防災関係機関の基本的責務	15
第2 防災関係機関の業務大綱	16
第5節 市民、事業者の基本的責務	20
第1 市民の基本的責務	20
第2 事業者の基本的責務	21
第3 ボランティアやNPO等多様な機関との連携	21
第6節 計画の修正及び周知徹底	22
第1 計画の修正	22
第2 計画の周知徹底	22

## II 〔災害予防対策〕

### 第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備	27
第1 組織体制の整備	27
第2 動員体制の整備	29
第3 防災拠点機能の確保・充実	31
第4 装備資機材の備蓄	32
第5 防災訓練の実施	32
第6 広域防災体制の整備	33
第7 人材の育成	34
第8 防災に関する調査研究の推進	37
第9 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備	37
第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策	37
第11 事業者・ボランティアとの連携	39
第2節 情報収集伝達体制の整備	40
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	40

第 2	情報収集伝達体制の強化	41
第 3	災害広報体制の整備	41
第 3 節	消火・救助・救急体制の整備	43
第 1	消火・救助・救急体制の充実	43
第 2	連携体制の整備	44
第 4 節	災害時医療体制の整備	45
第 1	災害医療の基本的考え方	45
第 2	医療情報の収集・伝達体制の整備	46
第 3	現地医療体制の整備	46
第 4	後方医療体制の整備	47
第 5	医薬品等の確保体制の整備	48
第 6	患者等搬送体制の確立	49
第 7	個別疾病対策	49
第 8	関係機関協力体制の確立	49
第 9	医療関係者に対する訓練等の実施	50
第 5 節	緊急輸送体制の整備	51
第 1	陸上輸送体制の整備	51
第 2	航空輸送体制の整備	52
第 3	輸送手段の確保	52
第 4	交通規制・管制の確保	52
第 6 節	避難受け入れ体制の整備	54
第 1	避難場所、避難路の指定	54
第 2	避難場所の安全性の向上	55
第 3	指定避難所の指定、整備	55
第 4	避難誘導體制の整備	57
第 5	広域避難体制の整備	58
第 6	応急危険度判定体制の整備	58
第 7	応急仮設住宅等の事前準備	59
第 8	斜面判定制度の活用	59
第 9	罹災証明書発行体制の整備	60
第 10	市民への周知	60
第 7 節	緊急物資確保体制の整備	61
第 1	給水体制の整備	61
第 2	食料・生活必需品の確保	62
第 8 節	ライフライン確保体制の整備	64
第 1	上水道（市、府、大阪広域水道企業団）	64
第 2	下水道（市、府、南河内 4 市町村下水道事務広域化協議会）	65

第3	電力（関西電力株式会社）	65
第4	ガス（大阪ガス株式会社）	66
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））	67
第6	市民への広報	69
第9節	交通確保体制の整備	70
第1	鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）	70
第2	道路施設（市、府、近畿地方整備局）	70
第10節	要配慮者の安全確保	71
第1	高齢者・障がい児者等に対する支援体制整備	71
第2	避難行動要支援者名簿	71
第3	社会福祉施設の取り組み	74
第4	福祉避難所の指定	75
第5	外国人に対する支援体制整備	75
第6	福祉のまちづくりの推進	75
第7	女性や子育てのニーズへの配慮	76
第8	その他の要配慮者に対する配慮	76
第11節	帰宅困難者支援体制の整備	77
第1	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	77
第2	駅周辺における滞留者の対策	78
第3	代替輸送確保の仕組み（バス等）	78
第4	徒歩帰宅者への支援	78
第5	企業等への啓発	79

## 第2章 地域防災力の向上

第1節	防災意識の高揚	83
第1	防災・減災・縮災に関する知識の普及啓発	83
第2	防災教育	84
第3	災害教訓の伝承	85
第2節	自主防災体制の整備	86
第1	地区防災計画の策定等	86
第2	自主防災組織の育成	86
第3	事業者による自主防災体制の整備	87
第4	救助活動の支援	88
第3節	ボランティアの活動環境の整備	89
第4節	企業防災の促進	90
第1	事業者	90
第2	市	91

### 第3章 災害予防対策の推進

第1節	都市防災機能の強化	95
第1	防災空間を整備する	95
第2	都市基盤施設の防災機能	96
第3	密集市街地の改善を図る	97
第4	建築物の安全性に関する指導等	97
第5	文化財	98
第6	ライフライン災害予防対策	99
第7	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	101
第2節	地震災害予防対策の推進	103
第1	新・大阪府地震防災アクションプランの推進	103
第2	大規模地震の被害想定	103
第3	地震災害予防対策	103
第3節	水害予防対策の推進	107
第1	洪水対策	107
第2	水害減災対策	107
第3	下水道の整備	110
第4	ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策	111
第4節	土砂災害予防対策の推進	112
第1	土砂災害警戒区域等における防災対策	112
第2	土石流対策（砂防）	113
第3	地すべり対策	113
第4	急傾斜地崩壊対策	113
第5	土砂災害警戒情報の作成・発表	114
第6	山地災害対策	114
第7	宅地防災対策	114
第8	道路防災対策	114
第5節	危険物等災害予防対策の推進	115
第1	危険物災害予防対策	115
第2	高圧ガス災害予防対策	115
第3	火薬類災害予防対策	116
第4	毒物劇物災害予防対策	117
第5	管理化学物質災害予防対策	117
第6節	火災予防対策の推進	119
第1	建築物等の火災予防	119
第2	林野火災予防	120

### III 〔災害応急対策〕

#### 第1章 活動体制の確立

第1節	組織動員	123
第1	災害警戒本部	123
第2	災害対策本部	125
第3	動員配備	128
第2節	自衛隊の災害派遣	133
第1	自衛隊の災害派遣要請	133
第3節	広域応援等の要請・受け入れ・支援	137
第1	広域応援等の要請・受け入れ・支援	137
第4節	災害緊急事態	140

#### 第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節	警戒期の情報伝達	143
第1	警戒期の情報伝達	143
第2	南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応	154
第2節	警戒活動	156
第1	気象観測情報の収集伝達	156
第2	水防警報及び洪水予報等	157
第3	水防活動	158
第4	土砂災害警戒活動	158
第5	異常現象発見時の通報	160
第6	ライフライン・交通等警戒活動	161
第3節	発災直後の情報収集伝達	163
第1	情報収集伝達経路	163
第2	府における情報伝達経路	163
第3	市における情報収集伝達	164
第4	防災関係機関の情報収集伝達	168
第5	府への被害状況報告	168
第6	通信手段の確保	169
第4節	災害広報	171
第1	災害広報対策	171
第2	広聴活動の実施	173

#### 第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節	消火・救助・救急活動	177
第1	消火・救助・救急活動	177

第2節	医療救護活動	180
第1節	医療救護活動	180
<b>第4章 避難行動</b>		
第1節	避難誘導	187
第1節	避難の勧告・指示、誘導	187
第2節	警戒区域の設定	193
第2節	指定避難所の開設・運営等	195
第1節	指定避難所の開設・運営等	195
第3節	避難行動要支援者への支援	200
第1節	避難行動要支援者への支援	200
第4節	広域一時滞在への対応	203
第1節	府内における広域一時滞在	203
第2節	府外における広域一時滞在	203
第3節	被災住民に対する情報提供と支援	203
<b>第5章 交通対策、緊急輸送活動</b>		
第1節	交通規制・緊急輸送活動	207
第1節	緊急輸送のための道路確保	207
第2節	緊急輸送体制の確立	211
第2節	交通の維持復旧	213
第1節	交通の維持復旧	213
第3節	バス路線の応急復旧	215
第1節	バス路線の応急復旧	215
<b>第6章 二次災害防止、ライフライン確保</b>		
第1節	公共施設応急対策	219
第1節	公共土木施設・建築物応急対策	219
第2節	民間建築物等応急対策	221
第1節	民間建築物等	221
第2節	危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設等）	222
第3節	ライフライン・放送の確保	225
第1節	被害状況の報告	225
第2節	上水道（市、大阪広域水道企業団）	225
第3節	下水道（府、市）	226
第4節	電力（関西電力株式会社）	226
第5節	ガス（大阪ガス株式会社）	227
第6節	電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI株式会社（関西総支社）	228

第7	放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）	229
第4節	農業関係応急対策	230
第1	農業関係応急対策	230

## 第7章 被災者の生活支援

第1節	支援体制	235
第2節	市民等からの問い合わせ	236
第3節	災害救助法の適用	237
第1	災害救助法の適用	237
第4節	緊急物資の供給	239
第1	物資等の運送要請	239
第2	給水活動	240
第3	食料の供給	242
第4	生活必需品の供給	244
第5節	住宅の応急確保	247
第1	住宅の応急確保	247
第6節	応急教育等	250
第1	応急教育等	250
第7節	自発的支援の受け入れ	254
第1	自発的支援の受け入れ	254
第2	義援金品の受付・配分	256
第3	海外からの支援の受け入れ	257
第4	日本郵便株式会社（富田林市内郵便局各局）の協力等	257

## 第8章 社会環境の確保

第1節	保健衛生活動	261
第1	保健衛生活動	261
第2	動物保護等の実施	263
第2節	廃棄物の処理	265
第1	し尿処理	265
第2	ごみ処理	266
第3	災害廃棄物等処理	267
第3節	遺体対策	268
第1	遺体対策	268
第4節	社会秩序の維持	271
第1	社会秩序の維持	271
第2	物価の安定及び物資の安定供給	272

## IV 〔事故等災害応急対策〕

### 第1章 事故等災害応急対策

第1節	突発重大事故に対する応急対策	277
第1	突発重大事故に対する応急対策	277
第2節	危険物等災害応急対策	281
第1	危険物災害応急対策	281
第2	高圧ガス災害応急対策	283
第3	火薬類災害応急対策	284
第4	毒物劇物災害応急対策	285
第5	管理化学物質災害応急対策	287
第3節	中高層建築物、地下街（地階）、市街地災害応急対策	289
第1	中高層建築物、地下街（地階）、市街地災害応急対策	289
第4節	林野火災応急対策	291
第1	林野火災応急対策	291

## V 〔災害復旧・復興対策〕

### 第1章 災害復旧・復興対策

第1節	復旧事業の推進	297
第1	被害施設の復旧	297
第2	激甚災害の指定	299
第3	罹災証明	300
第2節	被災者の生活確保	302
第1	災害弔慰金等の支給	302
第2	災害援護資金・生活福祉資金等の貸与	304
第3	租税等の減免及び徴収猶予等	305
第4	住宅の確保	306
第5	被災者生活再建支援金	307
第3節	中小企業の復興支援	310
第1	中小企業の復興支援	310
第4節	農業関係者の復興支援	311
第1	農業関係者の復興支援	311
第5節	復興の基本方針	312
第1	復興の基本方針	312

# I 〔総 則〕

## 第1章 総 則



## 第1節 計画の目的等

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特別措置法」という。）第5条の規定に基づき、市域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、市及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の構成

この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定めた災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、市域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別ごとに必要な事項を定める。

	内 容
I 総 則	計画の目的、想定する被害、防災会議、災害対策本部等について
II 災害予防対策	防災体制整備、地域防災力の向上、災害発生防止や被害を最小限にとどめるための措置等について
III 災害応急対策	風水害・地震災害について、災害発生の防ぎよや拡大の防止等について
IV 事故等災害応急対策	突発的大規模事故等について、災害発生の防ぎよや拡大の防止等について
V 災害復旧・復興対策	市民の生活安定のための措置等、復興の総合的な推進等について

## 第2節 防災の基本的考え方

### 1 防災・減災・縮災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備える。

さらに、災害発生前の段階から、正確な情報の把握や避難行動への展開が行えるよう、気象予警報や避難情報の意味・内容について、日頃より市民等への啓発を行うなど、災害未然防止活動を推進する。

また、災害発生後は被害を長引かせずに元の生活に早く戻れるよう、既存の防災施設の強度を高める等、「縮災」対策にも取り組むものとする。

### 2 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進する。

### 3 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

(1) 市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進する。

(2) 男女共同参画の視点を取り入れる。

災害時には、増大した家庭的責任が女性に集中すること、女性や子育て家庭のニーズが避難所運営等に反映されがたいことなどが指摘されている。そのため、固定的な性別役割分担意識をなくし、男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、災害時の男女共同参画の視点により、防災対策に係る意思決定の場への女性参画を促進する。

(3) 救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、要配慮者や女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

## 第3節 災害の想定

### 1 市勢の概況

#### (1) 地理的条件

##### ア 位置と地形等

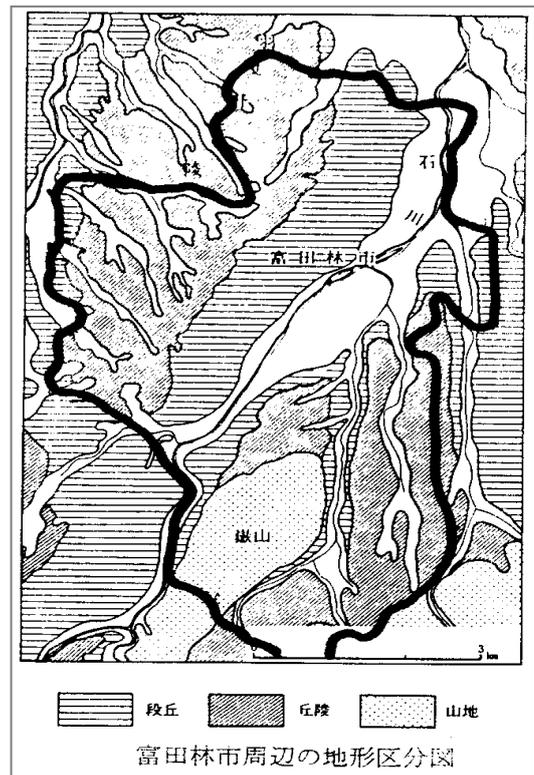
本市は、大阪府の東南部、大阪都心部から約20kmの距離に位置し、東西6.4km、南北10.1km、面積39.72km<sup>2</sup>の市域を有している。

市域内の地形は、石川が本市を縦断する形で南から北へ流下しているのが特徴的で、地域的には大きく平坦部、丘陵部、山間部の三つの地域に大別できる。

平坦部は、古くからまちが開けたところで、特に寺内町には歴史的に貴重な町並みが残されている。一方、市の南部は、雄大な金剛・葛城連峰を背景に緑豊かな丘陵部・山間部と美しい田園風景が広がり、自然景観にあふれている。西部丘陵部は、計画的に開発の進んだ住宅地となっている。



区分	地域範囲	割合 (%)
平坦部	石川と合流する各河川の河岸段丘地帯	35
丘陵部	西部から北への丘陵地帯、東南部丘陵地帯	40
山間部	南部の嶽山・金胎寺山が連なる山間地帯	25



##### イ 地質構造

本市の地盤は、鮮新～更新世（約300万年前～30万年前）堆積層の大阪層群と完新世の大阪層群沖積層より形成されており、平野部は、石川周辺の河岸堆積層の沖積で構成され、西部の丘陵部は大阪層群上部洪積層の粘土層と砂礫からなり、その層厚は比較的薄い。山間部の領家花崗岩の基盤岩は、生駒断層などの活断層により上昇し、露出した山地地形である。

市域で最も高いのは標高296.4mの金胎寺山である。金胎寺山の山体の主要部を構成する岩石は花崗岩で、約300万年前から六甲変動とよばれる断層活動を伴った激しい地殻変動がはじまり、今日の金剛山や六甲山、それに金胎寺山が形成された。

金胎寺山の山並の北端に、高くはないが台形をしたいかにも重々しい山容を呈するのが嶽山である。嶽山本体の岩石は安山岩ないし石英安山岩質の火山岩で、サヌカイトとして知られている。

羽曳野丘陵（「富田林市土地分類調査（細部調査）報告書」では富田林丘陵としており、以下では「富田林丘陵」とする。）は富田林市の南端、河内長野市との境界付近から羽曳野市にかけて広がり、ほぼ南北に長く、かつ中央部で東西に膨らんださつまいものような形をしている。東西に切った場合の断面をみると、分水界をはさんで西側に傾斜が緩く、かつ長い斜面があり、反対に石川に面した東側は急傾斜で短い斜面を持つという特徴がある。

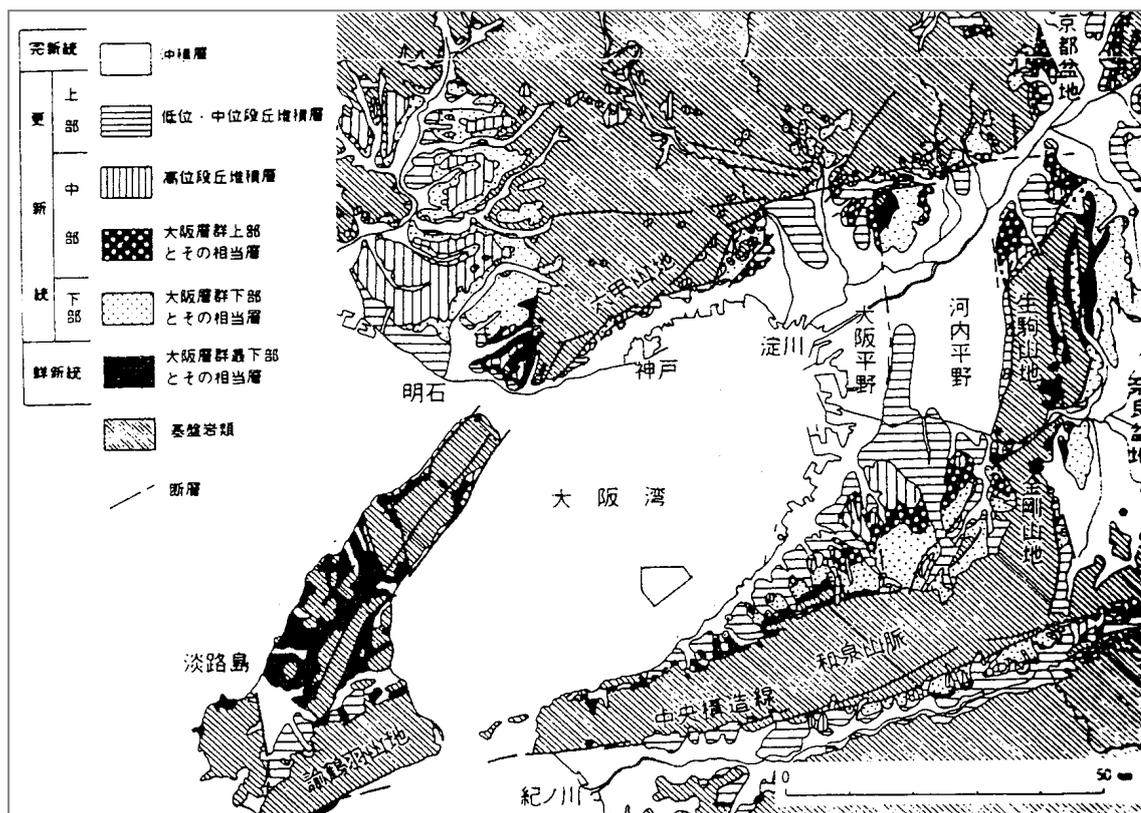


図 大阪地域の地質 [大阪層群 (市原実編著)]

## ウ 気 象

本市の気象はおおむね平野地帯的で年平均気温（平成25年）は約16.7℃、月平均降水量（平成25年）は約90mmで、瀬戸内式気候に類似して比較的温暖な地帯である。

降雨時期については、4月下旬を中心とする春雨、6月下旬の梅雨、そして台風期を含む秋雨時に集中している。（参照：富田林市消防本部気象データ）

## (2) 社会的条件

### ア 人 口

本市の人口は、昭和25年の市制施行当時は約3万人であったが、都市化の進展と西部丘陵地域の住宅開発等により増加を続け、昭和58年には10万人を突破し、さらに平成6年には12万人を超えたが、平成14年をピークに減少傾向にあり、平成31年（2019年）3月末現在では111,628人となっている。

### イ 都市構造

市域には鉄道として、中心を南北に走る近鉄長野線と西部の金剛地区を通る南海高野線の

2路線があり、また、主要道路として近鉄長野線をはさんで南北に走る国道170号（大阪外環状線）と旧国道170号、及びこれに交わる国道309号と府道森屋狭山線がある。鉄道と東西道路の交差は、鉄道が連続立体交差化されていないために所々で分断されている。

住宅地は、西部の金剛地区を中心に丘陵開発された地域では中高層建築物の増加が目立ち、中心部の既成市街地では、狭隘道路と木造家屋の密集という防災上の問題を抱えている。

## 2 災害の想定

### (1) 想定災害

この防災計画の作成に当たっては、本市の地形・地質・気象等の自然的条件及び人口・市街地構造等の社会的条件並びに過去において発生した各種の災害の履歴を勘案し、これを基礎として将来、本市に発生し得るべき災害を選定・想定の上、計画した。

また、各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

#### ア 地震災害（海溝型地震・直下型地震）

- ① 人的被害
- ② 家屋・都市施設（電力、ガス、通信、上・下水道施設等）の損壊等
- ③ 火災の発生
- ④ 山地の崖崩れ・樹木の倒壊

#### イ 風水害

- ① 大雨による河川のはん濫・浸水、ため池の破堤等
- ② 強風による家屋・電柱の倒壊等
- ③ 山地の樹木の倒壊等
- ④ 河川・ため池等のはん濫による水害等
- ⑤ 低湿地域等の排水不良による浸水等
- ⑥ 宅地造成地における崖崩れ・構造物の崩壊等
- ⑦ 山地の斜面崩壊・土石流災害等

#### ウ 大規模火災

- ① 市街地等の家屋密集地における大規模火災
- ② 木造建築物が多く危険性の高い地域の大規模火災
- ③ 山地における大規模林野火災
- ④ 高層建築物火災

#### エ 危険物による災害

- ① 危険物の爆発による災害
- ② 危険物の流出・噴出による災害

(2) 地震による被害想定

ア 断層型地震

① 想定地震の概要及び結果

本市域への影響が考えられる断層型地震を大阪府大規模地震ハザード評価検討調査（平成17年度）等により想定した。

想定地震による本市域の建物被害・人的被害等の想定結果は、次表のとおりである。

本市では、被害想定が一番大きい生駒断層帯による地震が発生した場合を想定した数値を基に対策を講じる。

【断層型地震の想定概要及び結果（富田林市域）】 (最大想定)

項 目	上町断層 A	上町断層 B	有馬高槻 断層	中央構造線	生駒断層	
地震の規模 (マグニチュード)	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.7～8.1	7.0～7.5	
建物全半壊 棟数 (棟)	3,982	5,460	0	2,320	14,379	
出火件数 (件)	4	5	2	3	—	
死傷者数 (人)	800	1,013	0	404	2,045 (内、死者数 : 283人)	
罹災者数 (人)	14,832	19,287	2	7,594	24,200 *2	
避難所生活者数 (人)	4,302	5,594	1	2,203	7,020 *1	
ライフ ライン	停 電 (%)	13.5	20.1	0.0	7.4	3.6
	ガス供給 停止 (%)	0.0	52.8	0.0	0.0	0.0
	水道断水 (%)	30.7	34.2	0.0	39.7	30.7
	固定電話不通 (%)	1.8	1.8	0.0	1.8	1.0

資料：大阪府大規模地震ハザード評価検討調査（平成17年度）

大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定報告書（平成19年3月）

\*1：生駒断層帯地震による避難所生活者数は、近隣市における生駒断層地震による避難所生活者（16,296人）に、本市と近隣市における生駒断層による死者数の比率（本市283人÷近隣市657人）を乗じて推計。

\*2：各断層における大阪府想定の大規模地震の罹災者数と避難所生活者数の比率を※1に乗ずる。  
(7020人×3.447)

## イ 海溝型地震

## ① 想定地震の概要及び結果

海溝型地震については「大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第4回）」（平成25年10月30日）において想定されている被害想定に基づき想定する。

南海トラフ巨大地震については、仮に発生すれば、大阪府内においても、これまで想定しなかった甚大な被害をもたらすことが想定されている。ただし、本市は津波被害の対象地域ではない。

## 【海溝型地震の概要及び結果】

項 目		南海トラフ巨大地震（富田林市域）	
地震の規模（マグニチュード）		9.1	
建物全半壊棟数 （棟）	揺 れ	3,888	
	液状化	38	
	急傾斜地崩壊	4	
出火件数 *1 （件）	全出火 *2	3	参考：（府全域）272
	炎上出火 *3	0	参考：（府全域）61
	残出火 *4	0	参考：（府全域）15
死者数（人） *5		14	
負傷者数（人）		421	
罹災者数（人）		—	
避難所避難者数（人）1週間後		5,975	
避難所外避難者数（人）1週間後		5,975	
帰宅困難者（人）		4,085	
ライフライン （発災直後）	停電（％）	49.0	
	ガス供給停止（％）	—	
	水道断水（％）	65.8	
	固定電話不通（％）	8.3	

資料：大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害・経済被害等）市区町村別表（平成26年1月）

\*1 大阪府域の被害想定について（人的被害・建物被害）市区町村別表（平成25年10月）

\*2 全出火（地震後3日間）とは、兵庫県南部地震における「出火率～建物全壊率」の経験式を修正（大阪府自然災害総合防災対策検討、2007）して算出されたもの

\*3 炎上出火とは、初期出火件数のうち家人・隣人などの住民の初期消火活動により消火しきれなかった火災

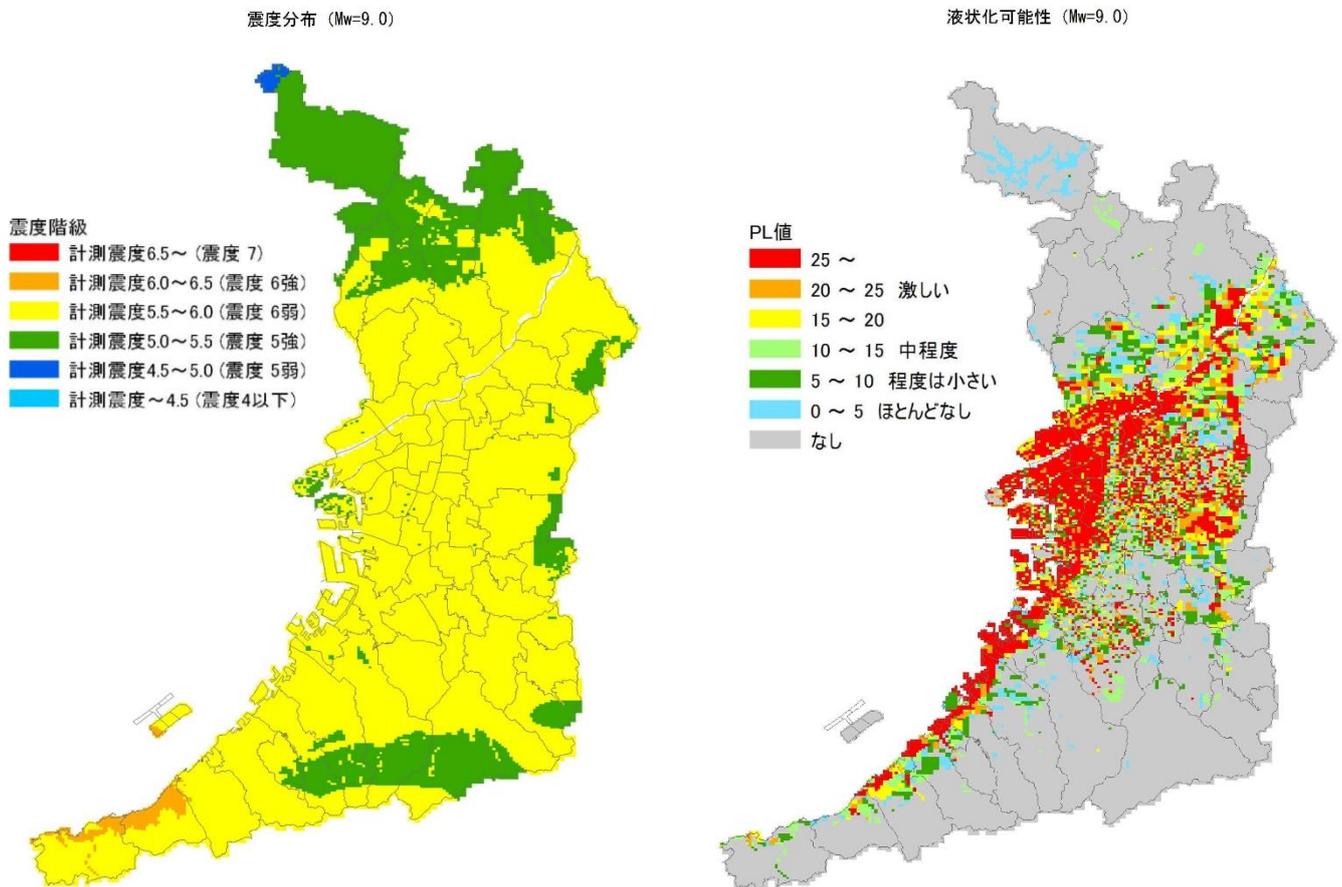
\*4 残出火（延焼出火）とは、炎上出火のうち地域の自主防災組織、消防組織で消火しきれずに残った火災で、延焼拡大する可能性のある火災

\*5 市区町村別の被害想定（人的被害・建物被害）の考え方について（大阪府：平成25年10月）

また、大阪府による南海トラフ巨大地震による震度分布及び液状化可能性※では、震度分布は市内全域で震度6弱（計測震度5.5～6.0）、液状化可能性では市内南部の一部で危険が高いP L値25以上が予測されている。

※：内閣府が平成24年に公表した結果を基に、地盤条件を府独自に作成して検討している

P L値：その地点での液状化の危険度を表す値



(出典：南海トラフ巨大地震による震度分布及び液状化可能性(大阪府、平成29年12月28日))

(3) 風水害

本市に係る過去の既往災害を見ると、本市を含む南河内では、昭和57年8月1日～3日にかけて、台風10号及び台風9号崩れの低気圧による記録的な豪雨に見舞われ大洪水となった。

南河内での土砂災害による死者は8名となり、本市に隣接する河南町では避難勧告が発令され、堺市・松原市に災害救助法が適用された。

水害災害履歴箇所	土砂災害災害履歴箇所
 <p>石川昭和橋上流右岸 富田林市彼方 (S57)</p>	 <p>富田林市嬉 (S57)</p>

(出典：大阪府)

さらに広域的に見ると、近年日本には、昭和の三大台風とされる室戸台風(1934年)、枕崎台風(1945年)、伊勢湾台風(1959年)ほどの強い台風が襲来しており、気象庁の最近の研究結果「21世紀末の将来予測」によると「日本付近の台風は数が減少し、強い台風が増加する傾向にある」とされている。

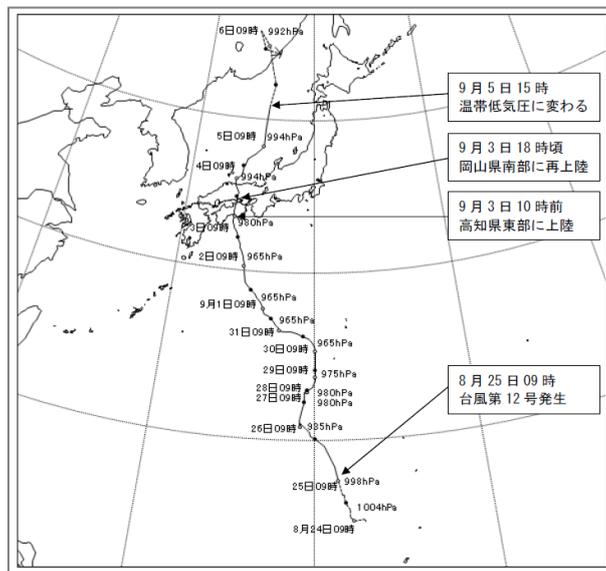
本市への影響は大きくはなかったものの、強風災害と大雨災害をもたらした台風について近年の典型的な事例を次に整理する。

## ア 大雨災害をもたらした台風の事例（平成23年台風第12号）

台風が南北に気温差ができ中緯度に接近すると、台風の東側に流れる南風が暖気を北に向かって押し上げ、温暖前線が発生する。これによって、台風の進行方向前面（典型的には台風の北東側）で降水域が拡大する。台風の通り道にあたる地域では必然的に長時間にわたって雨が降り続くことになるので豪雨災害が発生しやすくなる。

これに加え、台風第12号では、台風の移動速度が遅く自転車並の速度であったこと、水平スケールが平均的な台風よりかなり大きかったことから、紀伊半島を中心に長時間の降雨が続き、記録的な大雨となり、河川のはん濫、土砂災害が多数発生した。また、紀伊半島の大雨は地形の影響を大きく受けたものであると考えられている。

総降水量は、紀伊半島を中心に広い範囲で1,000mmを超え、奈良県上北山村上北山では最大72時間降水量が1,652.5mmと、1976年からの統計開始以来の国内の観測記録である1,322mm（宮崎県美郷町神門）を上回った。



平成23年台風第12号経路図

（出典（経路図）：気象庁資料（平成23年9月7日）台風第12号による大雨）

## イ 局地的大雨と集中豪雨

気象庁によると、1970年代後半から全国約1,300箇所の地域気象観測所（アメダス）において観測した1時間降水量50mm及び80mm以上の短時間強雨の発生回数を年ごとに集計し、ここ30年余りの長期的な変化傾向をみると、連続する10年程度の平均は少しずつ増加してきている。

なお、局地的大雨や集中豪雨などは総称して「ゲリラ豪雨」と呼ばれることもある。

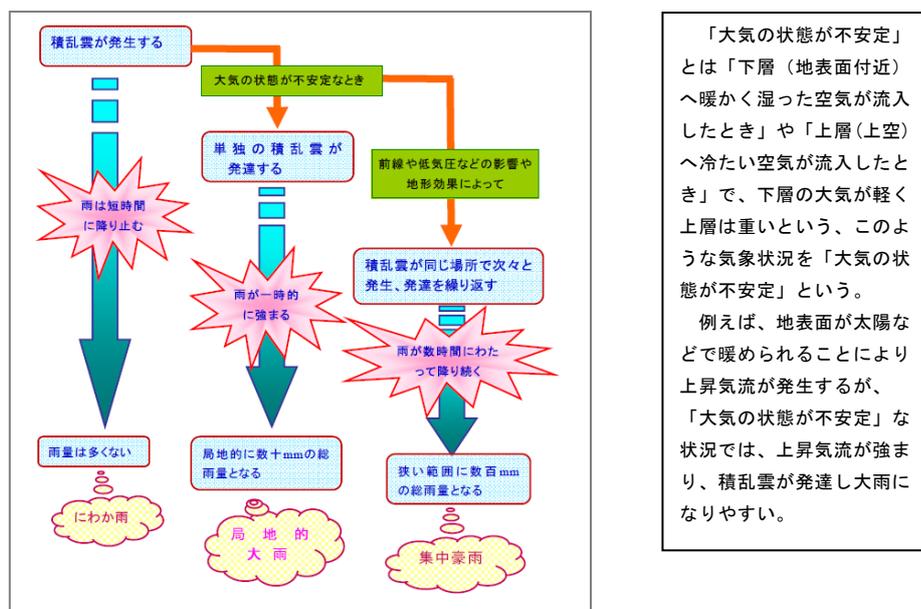
## ① 局地的大雨とは

- ・ 大気の状態が不安定な時、単独の積乱雲が発達することにより起きるもので、一時的に雨が強まり、局地的に数10mm程度の総雨量となる。ひとつの積乱雲の寿命は発生から1時間程度であり、雨を降らせたのち消滅する。
- ・ 発生前の予測が困難である。

## ② 線状降水帯とは

- ・ 次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をともなう雨域。

- ・線状降水帯の多くは暖候期に発生し、大きな災害の要因となる集中豪雨を引き起こすことがある。
- ③ 集中豪雨とは
- ・大気の状態が不安定な時、前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起きるもので、激しい雨が数時間にわたって降り続き、狭い地域に数100mmの総雨量となる。
  - ・集中豪雨がどこで発生するのかは予測が困難である。



(出典 (図) : 局地的大雨から身を守るために 平成21年 2月 気象庁)

④ 局地的大雨や集中豪雨による水害の特徴

- ・局地的大雨や集中豪雨に伴う短時間にまとまって降る強い雨による水害には、次のような特徴がある。

○短い時間で危険な状態になる

水が集まり流れる場所である河川、溪流、下水管、用水路などでは、短時間に強い雨が降ることや周りから降った雨が流れ込むことで、数分～数十分で危険な状態になる場合がある。神戸市都賀川の水難事故（平成18年7月）では、10分間で約1 m30cmも水位が上昇した。

○離れた場所での雨が影響する場合がある

河川、溪流、下水管、用水路などでは、自分の居る場所で強い雨が降っていなくても、上流など離れた場所で降った雨が流れてくることによって、危険な状態になる場合がある。

○注意報や警報の発表に至らない雨でも災害が発生する場合がある

河川、溪流、下水管、用水路などでは、わずかな雨でも危険になるおそれがある。このような場所では、大雨や洪水の警報・注意報の発表基準に達しない雨量でも災害が発生する場合がある。

(出典：局地的大雨から身を守るために 平成21年 2月 気象庁 他)

## ⑤ ため池はん濫

- ・ため池はん濫は、降雨量に対してため池の排水処理能力が追いつかない場合に発生し、一般的に外水はん濫よりも浸水深は浅い傾向にある。
- ・降雨以外の誘因としては、地震や地すべり等によるため池のはん濫が考えられる。

## (4) 土砂災害

大雨や台風、地震が起きたときは、地盤が緩み、以下に示す土石流やがけ崩れ、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性がある。

## ① がけ崩れ

- ・がけ崩れは、地中にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象である。突然起きるため、人家の近くで発生すると逃げ遅れる人が多く、大きな人的被害をもたらす。

## ② 土石流

- ・土石流は、山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象である。その流れの速さは規模によって異なるが、時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう。「山津波」とも呼ばれる。

## ③ 地すべり

- ・地すべりは、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと地層界に沿って移動する現象である。一般的に移動土塊量が大きいため、深刻な被害を及ぼす。また、いったん動き出すと、完全に停止させることは非常に困難である。

本市域では、既往の土石流危険渓流が60渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が43箇所存在している。大阪府では、これらの危険箇所等に対して、土砂災害防止法の施行により、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を順次指定している。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると、警戒体制の整備が図られる。また、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告が図られる。

また、平成26年10月14日に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

改正の背景は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による基礎調査の結果の公表を義務付けるとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講ずるものである。改正の概要は、次のとおりである。

## ① 基礎調査制度の拡充

- ・都道府県に対し、基礎調査の結果を公表することを義務付ける。
- ・国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合において、講ずべき措置の内容を示して是正の要求を行うものとする。

## ② 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

- ・富田林市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、避難場所及び避難経路に関する事項等を定めるものとする。

## ③ 土砂災害警戒情報の提供の義務付け

- ・都道府県知事は、避難勧告等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない

こととする。

④ 土砂災害に係る避難勧告等の解除に関する助言

- ・市町村長は、土砂災害に係る避難勧告等を解除しようとする場合において、国土交通大臣等に対し、助言を求めることができることとし、求められた場合は、必要な助言をす  
るものとする。

⑤ 地方公共団体への援助

- ・国土交通大臣は、この法律に基づく事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び  
市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない  
こととする。

⑥ その他所要の改正を行うこととする。

さらに、国は、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成29年6月19日に「土砂災  
害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」を改正し、土砂災害警戒区域内  
の要配慮者利用施設\*の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義  
務付け、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとした。

※土砂災害防止法に基づき、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利  
用施設が対象。

① 避難確保計画作成の支援

- ・市は、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等  
に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図る。
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、大阪府及び市の関係部局が連  
携して積極的に支援を行う。

② 避難確保計画の確認

- ・施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の  
点検マニュアル等を参考に、市の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言  
等を行う。

③ 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- ・避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが  
重要であることから、市長が指示・公表を行う際は、施設管理者等に対して避難確保計  
画の必要性について丁寧な説明を行う。

④ 避難訓練実施の支援

- ・要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、大阪府及び市の関係部局が連携し  
て積極的に支援を行う。
- ・ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜  
地から離れる方向に速やかに避難するなど、土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練  
が実施されることが重要であり、大阪府及び市は、このような避難訓練が実施されるよ  
う促進する。

## 第4節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

市及び市内の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

### 第1 防災関係機関の基本的責務

#### 1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、消防団その他の組織の整備、区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実並びに市民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、本市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

#### 2 府

府は、本市を包括する広域的な地方公共団体として、府域並びに府民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しかつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

#### 3 関西広域連合

関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県（福井県、三重県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

#### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、府域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、府及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 5 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、府及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

## 第2 防災関係機関の業務大綱

市等は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、平常時から防災対策を総合的・計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

### 1 市

- 市の防災会議及び災害対策本部に関すること
- 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること
- 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること
- 消防活動及び水防活動の実施に関すること
- 防災関係機関との連絡調整に関すること
- 市民の防災活動の促進に関すること

### 2 大阪府

#### (1) 大阪府富田林土木事務所

- 府所管公共土木施設の防災対策及び復旧対策に関すること
- 水防活動及び水防予警報等の伝達に関すること

#### (2) 大阪府南河内農と緑の総合事務所

- ため池に係る水防対策に関すること

#### (3) 大阪府富田林保健所

- 災害時における保健衛生活動、保健衛生の指示及び防疫活動に関すること

### 3 大阪府警察（富田林警察署）

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- 交通規制・管制に関すること
- 広域応援等の要請・受け入れに関すること
- 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること
- 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
- 災害資機材の整備に関すること

### 4 関西広域連合

- 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること
- 大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること
- 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること
- 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関すること

## 5 指定地方行政機関

- (1) 近畿地方整備局大和川河川事務所
- 所管施設の防災対策に関すること
  - 所管土木施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること
- (2) 近畿総合通信局
- 非常通信体制の整備に関すること
  - 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
  - 災害時における電気通信の確保に関すること
  - 非常通信の統制、管理に関すること
  - 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
  - 災害対策用移動通信機器等の貸出しに関すること

## 6 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

- 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- 災害派遣に関すること
- 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

## 7 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 日本郵便株式会社近畿支社（富田林市内郵便局各局）
- 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること
  - 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること
  - 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
- (2) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下、本計画において「西日本電信電話株式会社等」という。）
- 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
  - 応急復旧用通信施設の整備に関すること
  - 津波警報、気象警報の伝達に関すること
  - 災害時における重要通信確保に関すること
  - 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
  - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
  - 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること
- (3) 日本赤十字社
- 災害医療体制の整備に関すること
  - 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
  - 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
  - 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
  - 避難所奉仕、ボランティアの受け入れ・活動の調整に関すること
  - 救援物資の備蓄に関すること

- (4) KDDI株式会社（関西総支社）
- 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
  - 応急復旧用通信施設の整備に関する事
  - 津波警報、気象警報の伝達に関する事
  - 災害時における重要通信確保に関する事
  - 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
  - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
  - 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事
- (5) 大阪ガス株式会社（南部導管部）
- ガス施設の整備と防災管理に関する事
  - 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
  - 災害時におけるガスの供給確保に関する事
  - 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事
- (6) 日本通運株式会社（大阪支店）
- 緊急輸送体制の整備に関する事
  - 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事
- (7) 関西電力株式会社
- 電力施設の整備と防災管理に関する事
  - 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
  - 災害時における電力の供給確保に関する事
  - 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
- (8) 各土地改良区
- ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事
  - ため池の治水活用に関する事
  - 農地及び農業用施設の被害調査に関する事
  - 湛水防除活動に関する事
  - 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事
- (9) 各地方鉄道（近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）
- 鉄道施設の防災管理に関する事
  - 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
  - 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
  - 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
  - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

## 8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

- (1) 一般社団法人富田林医師会
- 災害時における医療救護活動に関する事
  - 負傷者に対する医療活動に関する事

- (2) 一般社団法人富田林歯科医師会
  - 災害時における医療救護活動に関すること
  - 被災者に対する歯科保健医療活動に関すること
- (3) 一般社団法人富田林薬剤師会
  - 災害時における医療救護活動及び公衆衛生活動に関すること
  - 医薬品等の確保及び供給に関すること
- (4) J A大阪南（大阪南農業協同組合）
  - 市の実施する営農指導及び被害調査の補助に関すること
  - 農地、農業施設等の災害復旧及び再生産に必要な資金の貸付に関すること
- (5) 一般社団法人大阪府獣医師会
  - 獣医公衆衛生及び獣医畜産に関すること
  - 動物愛護管理推進に関すること
- (6) 大阪府森林組合
  - 山林火災予防対策に関すること
- (7) 富田林商工会等
  - 被災者への救助用物資・復旧資材の確保の協力に関すること
- (8) ため池管理者・水利組合
  - ため池・水門・水路その他農業用施設の整備と防災管理に関すること
- (9) 危険物等の取扱い施設管理者
  - 災害時における危険物等の保安に関すること
- (10) 学校、幼稚園、保育所(園)、病院、介護保険施設等、公的施設の管理者
  - 災害時の要介護者支援体制の整備に関すること
  - 施設入所者及び利用者の避難に関すること
- (11) 富田林市社会福祉協議会
  - 災害時における福祉に関すること
  - ボランティアの防災活動支援に関すること
- (12) 各乗合旅客自動車運送事業者（近鉄バス株式会社、南海バス株式会社、株式会社金剛自動車）
  - バス施設の災害予防、災害応急対策及び復旧に関すること
  - 災害時の緊急輸送対策に関すること

## 第5節 市民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助・共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

### 第1 市民の基本的責務

災害発生初期、とくに地震災害の場合など、市や防災関係機関の対応はおのずと限界もあることから、各家庭や地域住民、事業所の連携等地域コミュニティの果たす役割は大きい。

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、地域はみんなで守るという市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者の救助、避難行動要支援者への支援、避難所で自ら活動する、あるいは、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

#### 1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

#### 2 災害への備え

- (1) 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

#### 3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

## 第2 事業者の基本的責務

---

事業所は、自助・共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するように努めなければならない。

### 1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

### 2 災害への備え

- (1) BCPの策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

### 3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

### 4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

## 第3 ボランティアやNPO等多様な機関との連携

---

市民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

## 第6節 計画の修正及び周知徹底

### 第1 計画の修正

富田林市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本防災計画を社会情勢の変化等に  
応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは富田林市防災会議に  
諮り修正する。

また、女性、高齢者や障がい児者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、市は、防災計画間の必要な調整、府から市に対する助言等を通じて、防災計画が体系的か  
つ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

修正にあたっては、原則として次の手順で行うものとする。

ア 富田林市防災会議は防災関係機関の意見等を聞き、防災計画修正（案）を作成する。

イ 富田林市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。

ウ 富田林市防災会議は、作成した防災計画の修正について災害対策基本法第42条第5項の規  
定により大阪府知事に事後報告する。

エ 災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。なお、公表  
の手段としては、市ウェブサイトに掲載する他、広報誌等により周知する。

### 第2 計画の周知徹底

この計画は、市の全職員及び関係行政機関、関係公共機関その他の防災上重要な施設の管理者に  
周知徹底を図る。

また、この計画のうち、特に必要と認める事項は、市民に周知徹底を図るとともに、災害予防計  
画に基づく訓練を実施する。

## 〔注 記〕

本計画における用語について

- 市 民・・・市域に住所を有する者、他府県から市域に通学・通勤する者及び災害時に市域に滞在する者等を含める。
- 地 域 住 民・・・市全域ではなく、自治会等のコミュニティ単位の地域に居住する者をいう。
- 要 配 慮 者・・・高齢者、障がい児者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
- 避難行動要支援者・・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者をいう。
- 市 町 村・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
- 関西広域連合・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関・・・国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関 係 機 関・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。
- 自 衛 隊・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、陸上自衛隊第3師団が警備区域として大阪府を担当しており、災害派遣を行った場合は第3師団長が災害派遣実施部隊長となる。
- ライフライン・・・上水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。



## II 〔災害予防対策〕

### 第1章 防災体制の整備



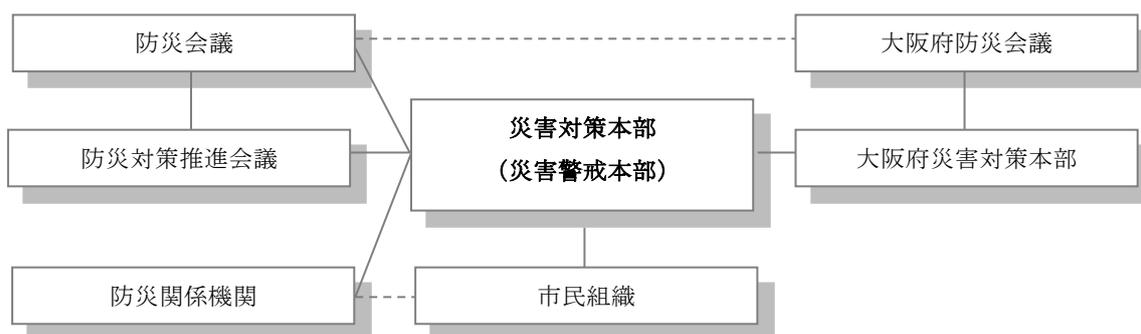
## 第1節 総合的防災体制の整備

防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

### 第1 組織体制の整備

市域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員（リエゾン）を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

また、市は、府と災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるように努める。



#### 1 防災対策の推進組織

##### (1) 富田林市防災会議

富田林市防災会議条例（昭和38年条例第14号）の定めるところにより、富田林市地域防災計画の作成及びその実施の推進等を行う。

##### (2) 富田林市防災対策推進会議

富田林市防災対策推進会議設置要綱（平成9年要綱第32号）の定めるところにより、市の防災対策等の審議及び決定を行う。

【組織】	会 長	副市長（防災担当）
	副会長	防災担当部長、教育長
	会 員	各部長及び部長級職にある者

#### 2 富田林市災害警戒本部

風水害等災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の予測が困難な場合、又は局地的な災害が発生し始めたとき、災害対策本部が設置されるまでの間に、各種災害情報の収集・分析を行うとともに災害応急対策の検討を進めるなど、迅速かつ適切な初動体制を確立する。

## II 〔災害予防対策〕 第1章 防災体制の整備

【設置】 市長の指示により、防災担当部長が消防本部5階に災害警戒本部を設置する。  
なお、気象予警報等が発表されたとき、又は市域又は近隣に震度4以上の地震が観測されたときは、市長の指示を待つことなく防災担当部長が設置し、その旨を市長に報告する。

【組織】 警戒本部長 副市長（防災担当）  
警戒副本部長 副市長  
警戒本部員 危機管理官、市長公室長、総務部長、教育総務部長、まちづくり政策部長、産業環境部長、上下水道部長、消防長、子育て福祉部長

【業務】 災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備、警戒の業務を行う。

【廃止】 災害対策本部が設置されたとき、又は応急活動等の措置が完了したとき。

### 3 富田林市災害対策本部

本市の地域で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災対策の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び富田林市災害対策本部条例（昭和38年条例第15号）の定めるところにより、市長は災害対策本部を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

#### 【設置】

市長の指示により、防災担当部長が消防本部5階に災害対策本部を設置し、災害対策本部の各部は消防庁舎及び市庁舎に対策拠点を設置する。

- ① 中規模又は大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき
- ② 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- ③ 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき
- ④ その他市長が必要と認めたとき

【組織】 本部長 市長  
副本部長 副市長、教育長  
本部員 市長部局、教育委員会事務局、消防本部、議会事務局、総合事務室の部長職員

現地配備員 避難所近傍に居住する職員を市長があらかじめ任命する

【業務】 富田林市災害対策本部条例の定めるところによる。

#### 【廃止】

- ① 本市の地域において、災害発生のおそれが解消したとき
- ② 災害応急対策が、おおむね完了したとき
- ③ その他市長が適当と認めたとき

## 第2 動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備とあわせて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の動員及び参集体制の整備に努める。

また、市は、府と連携して、タイムライン（事前行動計画）の策定及び運用に取り組むなど、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

### 1 動員体制

動員体制については、「災害応急対策」及び「災害復旧・復興対策」における活動体制の確立による。

### 2 動員の連絡と参集方法

#### (1) 勤務時間内の連絡

動員の連絡は、災害対策本部設置前は市長の指示を受けて防災担当部長が、各部長に連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に連絡する。

災害対策本部設置後は、本部員が各課長に連絡し、各課長は各職員に連絡する。また、必要に応じて庁内放送等により配備体制を整えるよう連絡する。

#### (2) 勤務時間外の連絡

主要防災関係職員への早期情報伝達

災害対策本部員、防災・危機管理対策指令部員をはじめとする防災関係職員に対し、携帯電話、メール等により、情報伝達の迅速化を図る。

##### ① 地震災害時の自主参集

- ・市域又は近隣で震度4の地震が発生したときは、災害警戒本部の自動配備とする。
- ・市域又は近隣で震度5弱及び5強の地震が発生したときは、A号配備及びB号配備の自動配備とする。あらかじめ任命・指名を受けている職員は、自主的に参集し、所定の職務につく。ただし、消防は別に定める消防本部非常警備計画により招集する。
- ・市域又は近隣で震度6弱以上の地震が発生したときは、C号配備の自動配備により、全職員が自主的に参集し、所定の職務につく。

##### ② 風水害等のときの連絡

防災担当部長（不在のときは防災担当課長）は、災害に関する情報連絡を市庁舎の宿日直者から受け、その情報を確認したうえで市長及び副市長等に連絡する。市長及び副市長等の協議の結果出される配備指令を各部長へ連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に、定められた部内連絡網にしたがい連絡する。

参集場所は、あらかじめ任命・指名を受けている職員は指定の場所、その他の職員は原則として勤務場所とする。ただし、各部長の判断により特に必要と認めた場合は、動員指令の連絡時に場所を指定して参集させ、職務につかせることができる。

##### ③ 現地配備員の参集

市域に震度5強以上の揺れが発表されたとき、又は避難所開設の事象が生じた時、現地配備員は指定された避難所などに参集する。

【災害時の配備基準】

区 分		配 備 時 期	配 備 内 容
災害警戒本部体制	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生のおそれがある気象予警報等が発表されたとき、又は災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、及び市長が必要と認めたとき</li> <li>・市域又は近隣で震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	警戒関係部で編成し、通信情報収集活動を中心に警戒にあたる体制
災害対策本部体制	A号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>・市域で震度5弱の地震が発生したとき（自動設置）</li> </ul>	災害を防ぎよするため、通信情報収集活動を行い、各部最小限度の人員で災害応急対策を実施する体制
	B号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>・市域で震度5強の地震が発生したとき（自動設置）</li> </ul>	中規模の災害応急対策を実施する体制
	C号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>・市域で震度6弱以上の地震が発生したとき（自動設置）</li> </ul>	市の全力をあげて災害応急対策を実施する体制 全職員の動員
上記の体制以外の配備		市長は、必要に応じて特に必要な部署の職員を指名動員する配備を指令することがある。	

- ※ 災害状況等により、自衛隊の災害派遣要請、広域応援等の要請・受け入れ・支援等を行う。
- ※ 各担当部長は、災害状況に応じ、各配備体制の動員人数を決定する。

### 3 その他の防災関係機関の組織体制の整備

その他の防災関係機関は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。

### 第3 防災拠点機能の確保・充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

#### 1 地域防災拠点の定義

地域防災拠点とは、災害対策上、極めて重要な機能を発揮する人的・物的な集合体で、「司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」をいう。

#### 2 司令塔機能の整備

市及び防災関係機関は、災害対策本部等の司令塔機能施設を整備するよう努める。

また、代替施設の選定などのバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

#### 3 広域防災拠点（物資集積・輸送拠点）の管理・運営

府は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮するよう施設の適切な管理・運営に努める。

- (1) 府の備蓄拠点、物資集積・輸送拠点
- (2) 航空機を活用した物資輸送拠点（災害時用臨時ヘリポートとして利用）
- (3) 消防、警察、自衛隊各機関の活動拠点

#### 4 後方支援活動拠点（消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地）の整備

府は、自衛隊、消防、警察など広域応援部隊の活動拠点として、後方支援活動拠点を整備する。

#### 5 災害拠点病院及び広域搬送拠点臨時医療施設の整備

府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受け入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、広域搬送拠点臨時医療施設を整備する。

#### 6 地域防災拠点の整備

市は、市域における応援部隊の受け入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、大阪府広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

## 第4 装備資機材の備蓄

市及び防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

### 1 資機材等の備蓄等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との協定締結などにより資機材等を確保する。

### 2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

### 3 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに施設管理台帳等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

## 第5 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

### 1 総合的防災訓練

市及び府等は、関係機関及び自主防災組織等市民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。

その際、高齢者、障がい児者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

## 第6 広域防災体制の整備

市及び防災関係機関は、平常時から大規模災害をも視野に入れ、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

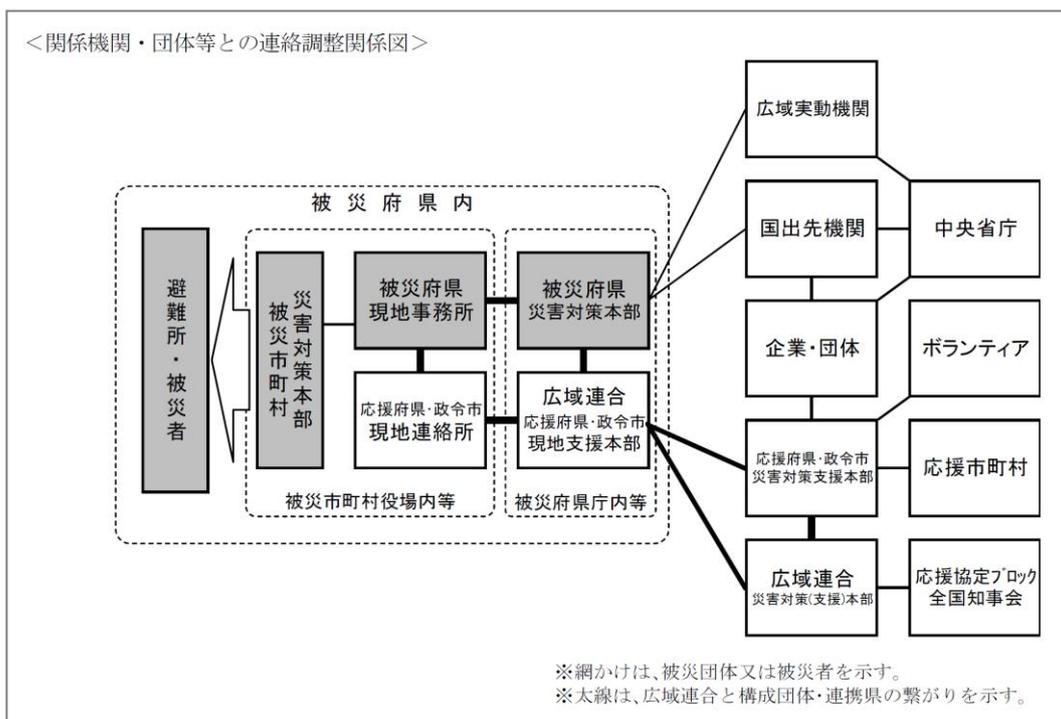
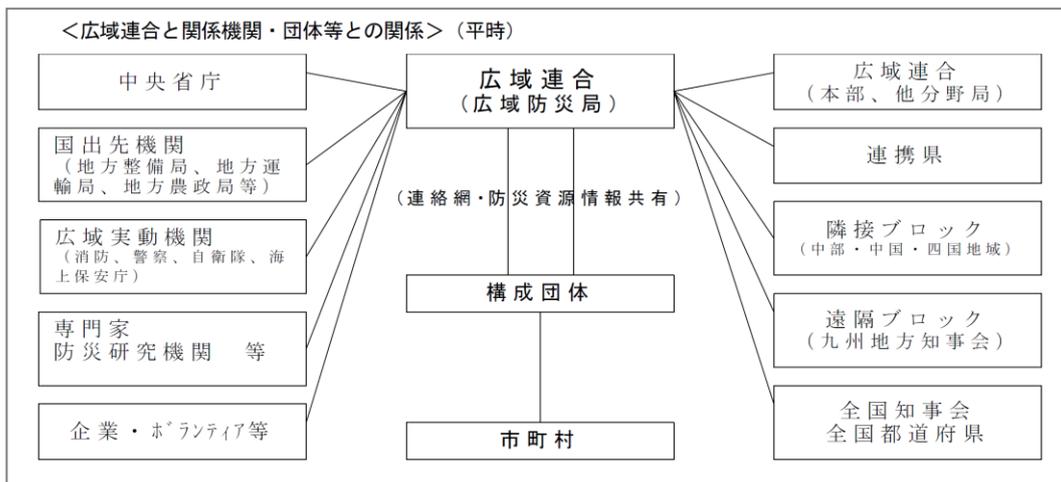
そのため、近隣市町村等とともに広域的な協力関係を取り、広域避難等、円滑な援助体制を整備する。

### 1 広域防災体制の充実

市は、災害時に相互応援を実施することを目的に、災害対応対策に関する協定や消防相互応援に関する協定を締結し、広域的な相互応援体制に努める。

#### (1) 関西広域連合との連携

大規模災害発生時は、平成22年12月に設立された関西広域連合が定めた「関西防災・減災プラン」による広域連合の調整内容を第一順位として、関西内外の都道府県と連携した対処を進める。



(2) 相互応援体制の整備

大規模災害や広域的な災害の発生時には、府が締結している他府県との相互応援協定に基づき、広域的に連携した対処を進める。また、南河内広域との協定締結に努める。

(3) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、府と連携して、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、府の「緊急消防援助隊大阪府受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備を図る。

## 第7 人材の育成

市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

また、市は、府が実施する専門的な研修等を活用して、市長及び幹部職員の災害対応能力の向上に努める。

さらに、市民及び事業者等に対して防災教育及び広報等を行い、防災知識の普及啓発を図る。

### 1 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

- ア 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象、その他災害発生原因等についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の適用
- キ 図上訓練の実施（DIG、HUG、クロスロード等）
- ク その他必要な事項

### 2 家屋被害認定を行う者の育成

市は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、府における家屋被害認定担当者向けの研修に積極的に参加する。

### 3 市民に対する広報及び防災知識の普及

#### (1) 防災知識の普及方法

市は、防災意識の啓発と防災に関する知識の普及を、おおむね以下の方法で実施する。

- ア 各種講習会、出前講座、図上訓練（D I G、HUG、クロスロード等）の開催
- イ 防災啓発情報の提供
- ウ 広報誌（印刷物）
  - ・ハザードマップ、防災パンフレット、防災マップ
- エ 避難誘導看板の設置

#### (2) 防災教育・広報の内容

防災教育は、地域の実情に応じ、おおむね以下の内容とする。

なお、避難行動要支援者や被災時の性別によるニーズの違い等を考慮し、関係機関での女性や家庭向けの防災・減災・縮災に関する学習等、様々な視点についても配慮する。

- ア 災害に関する一般的な知識
- イ 過去の災害の概要
- ウ 市における災害想定概要
- エ 平常時の心得（家具の固定、耐震診断・改修、ブロック塀の転倒防止、備蓄品の確保等）
- オ 災害時の心得（情報の入手方法、避難行動の原則、非常持ち出し品）
- カ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- キ 出火の防止及び初期消火の心得
- ク 救助・救護の方法
- ケ 応急手当の方法
- コ 市地域防災計画の内容
- サ 防災関係機関が行う災害応急対策等の内容

### 4 消防団員に対する防災教育

市は、防災関連の研修会への積極的な参加を促進するとともに、消防団員の研修会、各種訓練等を実施し、専門的知識の習得を図る。

### 5 学校等における防災教育

市は、学校等の施設ごとに発災時に避難する場所を定め、幼稚園・保育所園児、小中学校の児童生徒を対象に、防災施設で実施される催しの見学なども取り入れながら、災害発生の要因や避難場所への避難方法、避難時の心得等の防災教育に努める。

また、学校行事の一環として防災訓練を実施し、地域や家庭での防災活動の理解や避難行動の習得を促す。

### 6 事業所等における自主防災活動・防災教育

市は、事業所等が、従業員、利用者等の安全を図るとともに、地域に災害が拡大することのないよう、自主防災組織を構成し、関連地域と連携を図りながら、的確な防災活動を行うよう努める。

事業所等における自主防災活動としては、おおむね次の事項とし、それぞれの実情に応じて

行うよう指導する。

- (1) B C Pの策定
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 従業員の防災教育
- (4) 情報の収集、伝達体制の確立
- (5) 火災その他災害予防対策
- (6) 避難対策の確立
- (7) 応急救護等の対策
- (8) 飲料水、食料、生活必需品等の確保
- (9) 地域の防災活動への協力
- (10) 災害時におけるマイカーによる出勤、帰宅等の自粛の周知徹底

## 7 防災上重要な施設における自主防災活動・防災教育

防災上重要な施設における事業者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、出火防止、初期消火、避難誘導等、災害時における防災行動力を養い、緊急時に有効に対応できる自主防災体制の確立をめざす。

### (1) 病院・社会福祉施設等

病院、社会福祉施設等について、入院者等の実態を把握するとともに、避難通路の確保、防災設備の維持管理の徹底を指導し、災害発生時における避難誘導體制を強化する。

### (2) ホテル・旅館

ホテル・旅館等の宿泊施設においては、宿泊客のほとんどが、施設及び周囲の地理に不案内であるため、災害情報の伝達、避難誘導體制の確立を図るとともに、従業員に対し消防用設備等の技術指導、避難誘導、救出・救護等の技能を養うための防災教育及び訓練指導を行う。

### (3) 高層建築物等

多数の事業所が同居している高層建築物等に対しては、出火防止の徹底を図るため、全事業所の従業員の防災意識を向上させ、総合的かつ定期的な防災教育や訓練を指導する。

### (4) 工場・事業所

ア 危険物等を大量に保有する工場・事業所の管理者に対し、日頃からの保安体制を強化するとともに自主防災体制の充実を図る。

イ 近隣自主防災組織と連携した防災活動が行えるよう、地域ぐるみの自主防災体制を推進する。

ウ 事業所独自、あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて災害時の行動力の向上を推進する。

## 8 自主防災組織に対する防災教育

自主防災組織において活動する者に対し、災害が発生した場合には、自分の命や財産は自分で守る「自助」の意識や、近隣の人々が助け合う「共助」の精神を養い、災害に対する正しい知識を身に付け災害に備えるなど、地域の防災力の向上を図る。

## (1) 防災知識の習得

講演会、懇談会、訓練その他防災行事に積極的に参加し、一人ひとりが正しい知識を習得できるよう努める。

## (2) 防災リーダーの養成

平常時には地域での防災対策及び啓発活動などを行い、災害時には地域のリーダーとして人命救助とともに被害を最小限に抑える取り組みや避難場所の運営などに助力できる防災リーダーを養成する。

## (3) 防災訓練への参加

市が実施する防災訓練や校区における訓練、その他の訓練に積極的に参加するとともに、各防災会においても災害発生時を想定した訓練を実施する。

## 第8 防災に関する調査研究の推進

府は、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握するものとしている。

本市においても、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

## 第9 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

## 第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市及び府は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

### 1 業務継続計画（BCP）の策定・運用

市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、業務継続計画（BCP）を作成し、適切に運用する。

(1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。

(2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、消防本部が使用できなくなった場合の代替施設の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

## II 〔災害予防対策〕 第1章 防災体制の整備

- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

### 2 本市の体制整備

市は、被災程度に応じて、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、府の支援を受け体制の整備に努める。

#### (1) 被災者支援システムの導入

市は、被災者支援システムの活用・研修に努める。

#### (2) 業務継続の体制整備

市は、業務継続計画（BCP）の作成・運用に努める。

#### (3) 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、近隣市町村や府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

### 3 応援・受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努め、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

#### (1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受け入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

#### (2) 計画に定める主な内容

ア 組織体制の整備

イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ

ウ 人的応援に係る担当部局との調整

エ 災害ボランティアの受け入れ

オ 人的支援等の提供の調整

カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ

キ 人的・物的資源の管理及び活用

## 第11 事業者・ボランティアとの連携

---

市及び府は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取り組みが行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。

## 第2節 情報収集伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のための体制の整備に努める。

なお、府への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ府と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

### 第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水のない階層への設置等を図る。

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

#### 1 防災情報システムの充実

市は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう、府と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、市は、要配慮者に対する防災情報の伝達にも配慮した市民への情報発信力を強化するとともに、府との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置など）
- (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- (4) 災害情報共有システム（Lアラート）（ICT（情報コミュニケーション技術）を活用して、災害時の避難勧告、避難指示（緊急）など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、市民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

## 2 無線通信施設の整備

市及び防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- (1) 市MCA防災無線システム（移動系・同報系）の整備充実
- (2) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と市MCA防災無線システム（同報系）の連動
- (3) 衛星電話、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した市民への情報伝達体制の整備
- (4) 消防本部との情報連絡を強化するための多重無線化

## 第2 情報収集伝達体制の強化

市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある市民や職員に対し、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ、災害情報共有システム（Lアラート）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

## 第3 災害広報体制の整備

市は、放送事業者、通信事業者等とともに、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。

また、市は、府等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める。

### 1 広報体制の整備

- (1) 災害広報責任者の選任
  - 災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任
- (2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- (3) 広報文案の事前準備
  - ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位等の状況
  - イ 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
  - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
  - エ 要配慮者への支援の呼びかけ
  - オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

## II 〔災害予防対策〕 第1章 防災体制の整備

(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

### 2 緊急放送体制の整備

市は、府及び放送事業者と連携して、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

### 3 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

### 4 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

### 5 居住地以外の市町村に避難する市民への情報提供

市及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

## 第3節 消火・救助・救急体制の整備

市及び府等は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

市は、府等と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図る。

なお、市は、府、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

### 第1 消火・救助・救急体制の充実

大規模火災などの災害の発生に備えて、府とともに消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

#### 1 消防力の充実

##### (1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防施設や映像情報を活用した情報収集体制や通信機能の強化を図り、総合的消防力の充実に努める。

##### (2) 消防水利の確保

ア 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

イ 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

ウ 遠距離大量送水システムの整備など消防水利を有効に活用するための消防・設備の充実に努める。

##### (3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

##### (4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

##### ア 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団の充実などにより、組織強化に努める。

## II 〔災害予防対策〕 第1章 防災体制の整備

### イ 消防施設、装備の強化

消防団車庫・詰所の耐震化、防災資機材、安全確保用装備の充実強化を図る。

### ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

### エ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

## 2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受け入れ体制の整備に努める。

## 3 消防の広域化

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、市が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。

## 第2 連携体制の整備

---

市は府等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

## 第4節 災害時医療体制の整備

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行などを図るため、被災地域外からの医療救護班の受け入れや派遣についてのコーディネート機能の整備などに努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受け入れについても支援に努める。

市は、大規模災害発生以前に大規模災害時の医療機関受け入れ態勢を各関係機関で協議し確立しておく。

### 第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、一人でも多くの方を助けることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

#### 1 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

##### (1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

##### ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

##### イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

##### (2) 考え方

ア 医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性

を生かした医療救護を行う。

## 2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての医療機関で実施する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- (2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- (4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

## 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は、被災後直ちに富田林医師会の協力を得て、医療機関の施設・設備等の被災状況及び診察が可能な科目等の情報収集に努める。

また、府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

### 1 広域災害・救急医療情報システムの整備

市及び医療関係機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

### 2 連絡体制の整備

- (1) 市は、府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。
- (2) 市は、府と連携して、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

### 3 その他

- (1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

## 第3 現地医療体制の整備

市は、府及び医療関係機関と相互に連携して、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

## 1 医療救護班の種類と構成

市は府及び医療関係機関と相互に連携して、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

### (1) 緊急医療班

災害発生直後に一般社団法人富田林医師会等が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

### (2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。

ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

### (3) 歯科医療班

一般社団法人富田林歯科医師会が、救護所等で活動する。

### (4) 薬剤師班

一般社団法人富田林薬剤師会が、救護所、大阪府済生会富田林病院及び広域防災拠点などで活動する。

## 2 医療救護班の編成基準

市は、医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等を定めておく。

## 3 救護所の設置

市は、救護所の設置場所・基準、運営方法等を定めておく。

また、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

## 4 医療救護班の受け入れ及び派遣・配置調整

市は、医療救護班の受け入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

府は、医療救護班の受け入れ及び被災市町村への派遣調整を行う体制・窓口を整備する。

なお、医療救護班の受け入れ・派遣調整にあたっては、府が委嘱した災害医療コーディネーターと協議・調整しながら進める。

# 第4 後方医療体制の整備

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

## 1 災害医療機関の整備

### (1) 災害拠点病院

#### ア 基幹災害拠点病院

府は、地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

## II 〔災害予防対策〕 第1章 防災体制の整備

### イ 地域災害拠点病院

府は、重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受け入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

### (2) 特定診療災害医療センター

府は、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は専門医療を必要とすることから対策拠点として特定診療災害医療センターを整備する。

### (3) 市災害医療センター

市は、市の医療救護活動の拠点として、大阪府済生会富田林病院を市災害医療センターとして位置づける。

### (4) 災害医療協力病院

市は、災害拠点病院、市災害医療センター等と協力し、患者の受け入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として位置づける。

## 2 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

## 第5 医薬品等の確保体制の整備

市は、府と連携して、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

### 1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

市は、府と連携して、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備に努める。

#### (1) 災害拠点病院等での病院備蓄

ア 災害拠点病院

イ 特定診療災害医療センター

ウ 市災害医療センター

#### (2) 卸業者による流通備蓄

#### (3) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による流通備蓄

### 2 輸血用血液の確保体制の整備

市は、日本赤十字社大阪府支部と連携して血液製剤の確保体制を整備する。

## 第6 患者等搬送体制の確立

市は、府と連携して、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

### 1 患者搬送

市は、府と連携して、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

### 2 医療救護班の搬送

市は、府及び医療関係機関等と連携して、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

### 3 医薬品等物資の輸送

市は、医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

府は、日本赤十字社大阪府支部と連携し、医薬品等の府外からの受け入れ及び被災地への輸送手段の確保、輸送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

## 第7 個別疾病対策

市は、府と連携して、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

また、市は、府が整備する被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携し、こころのケア対策を行う体制を構築する。

## 第8 関係機関協力体制の確立

### 1 地域医療連携の推進

市は、府と連携して、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

### 2 災害拠点病院等連絡協議会の設置

府は、災害拠点病院等で構成する連絡協議会を設置し、災害拠点病院間及び関係機関との連絡・協力体制を確立する。

また、連絡協議会は、災害医療体制マニュアルや、災害医療研修・院内災害医療訓練・教育プログラムの策定に係る助言や企画・提案、実施に協力する。

## 第9 医療関係者に対する訓練等の実施

---

### 1 災害医療に関する研修

基幹災害拠点病院は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。

### 2 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。市は府及び医療関係機関等と連携して、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

## 第5節 緊急輸送体制の整備

市は、防災関係機関とともに、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検する。

### 第1 陸上輸送体制の整備

#### 1 緊急交通路の選定

市は、府、大阪府警察（富田林警察署）及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

また、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路として「重点路線」を選定する。

##### (1) 広域緊急交通路（府選定）

国道170号（旧170号を含む）、国道309号、府道美原太子線

##### (2) 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害医療協力病院及び避難所などを連絡する道路

#### 2 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の整備に努める。

#### 3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

#### 4 緊急交通路の周知

市、府、大阪府警察（富田林警察署）及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

#### 5 緊急通行車両等の事前届出

防災関係機関は、緊急通行車両等として使用する計画のある車両について「緊急通行車両等事前届出」を行い、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。

#### 6 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議

のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

## 第2 航空輸送体制の整備

市は、災害時の救護・救助活動、緊急物資の輸送に際して、陸上輸送の補完並びに林野火災時の空中消火等を円滑に実施するため災害時用臨時ヘリポートを選定する。

なお、市は、新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合、又は報告事項を変更（廃止）した場合は、府に報告する。

また、市は、府と連携して、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

## 第3 輸送手段の確保

市は、陸上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

### 1 車両などの把握

市は、緊急時において確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画する。

### 2 調達体制の整備

災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両事前届出」を行う。

## 第4 交通規制・管制の確保

### 1 大阪府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があり、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両等事前届出済証」を交付する。

### 2 大阪府警察（富田林警察署）

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

#### (1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

#### (2) 災害に強い交通安全施設の整備

ア 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

イ 災害時の信号制御システム等の整備

ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

### 3 道路管理者

災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

## 第6節 避難受け入れ体制の整備

市は、災害から市民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所の選定を行い、日頃から市民に周知するなどの体制の整備に努める。

さらに、府と共に、建築物等の二次災害を防止するための応急危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から市民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

また、市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するとともに、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、適宜マニュアルを改訂する。

### 第1 避難場所、避難路の指定

市は、避難場所及び避難路の適性を確認し、日頃から市民に対し周知に努める。

なお、指定緊急避難場所について、市は、以下に示す要項を踏まえて、災害種別に応じて指定する。

- (1) 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等
- (2) 安全区域外に立地するが、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するもの

都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

さらに、避難場所の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

#### 1 火災時の避難場所及び避難路の指定

- (1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として洪水など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市長が指定する（災害対策基本法第49条の4）。

## (2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人あたりおおむね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」（国土交通省国土技術政策総合研究所）に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたりおおむね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができるおおむね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

## (3) 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

## 2 その他の避難場所の指定

浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所を指定する。

また、指定した避難場所については、洪水、土砂災害に係るハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

- ・避難場所：避難者1人あたりおおむね1㎡以上を確保できる安全な空地

**第2 避難場所の安全性の向上**

市は、関係機関と協力し、指定緊急避難場所、広域避難場所を、要配慮者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

- (1) 避難場所標識等による市民への周知
- (2) バリアフリー化の促進

**第3 指定避難所の指定、整備**

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水等により避難を必要とする市民を臨時に

受け入れることのできる指定避難所を指定、整備する。また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受け入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受け入れの確保を図る。

## 1 指定避難所の指定

指定避難所は、自治会、町会等单位で想定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

具体的には次のとおりとする。

- (1) 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ洪水による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ想定し、市民への周知を図る。
- (2) 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 市は、府と連携し、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するため、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

## 2 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図り、福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障がい児者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

### 3 指定避難所の管理運営体制の整備

市は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。その際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

## 第4 避難誘導体制の整備

### 1 富田林市

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。

周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

また、市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした富田林市避難勧告等の判断・伝達マニュアルを活用し、市民への周知に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

### 2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用

者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

### 3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市は、府と連携し、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

## 第5 広域避難体制の整備

市は、府と連携し、円滑な広域避難が可能となるよう、次の事項をあらかじめ定めるよう努める。

- (1) 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる指定避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (2) 市は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府、その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 第6 応急危険度判定体制の整備

市は、府と連携し、市民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

### 1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

- (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、府、建築関係団体との連携により開催する応急危険度判定講習会に参加し、応急危険度判定士の養成、登録に協力する。

- (2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受け入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

府は、被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。

### (3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、府と連携し、建築関係団体と協力し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 2 被災宅地危険度判定体制の整備

### (1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、府、建築関係団体との連携により開催する危険度判定講習会に参加し、被災宅地危険度判定士の養成、登録に協力する。

### (2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資器材の整備、被災宅地危険度判定士受け入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。

### (3) 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

市は、建築関係団体と協力し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 第7 応急仮設住宅等の事前準備

### 1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

市は、府と連携し、あらかじめ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備に努める。

### 2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

府は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。

また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

## 第8 斜面判定制度の活用

市は、府と連携し、土砂災害から市民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

### 1 実施体制の整備

府は、市及び砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の整備を図る。

### 2 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

### 3 斜面判定制度の普及啓発

市は、府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 第9 罹災証明書の発行体制の整備

---

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る職員や会場を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するため、次の取り組みを行う。

さらに、府による家屋被害認定調査員のための研修への参加の推進等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他市町村や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

- (1) 家屋被害認定調査員の育成研修への参加
- (2) 被災者支援システムの担当者実務研修の実施

## 第10 市民への周知

---

市は、避難勧告や避難指示（緊急）が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと市民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを平常時から市民に周知する。

## 第7節 緊急物資確保体制の整備

市は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に適正な量を備蓄する。

さらに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

### 第1 給水体制の整備

#### 1 給水体制の整備

市は、府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して、飲料水を供給できるよう体制の整備に努める。

市は、府と協力し、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図り、災害時の協力井戸の把握など、生活水の確保に努める。

- (1) 給水拠点の整備（浄水池・配水池容量の増強、緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備〔拠点給水設備〕、給水栓付き空気弁〔あんしん給水栓〕、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備等）
- (2) ボトル水等の備蓄、及び給水タンク（1,000ℓ用）の配備
- (3) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備
  - ア 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は、府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して、大阪広域水道震災対策中央本部体制の整備に協力する。
  - イ 市は、府及び大阪広域水道事業団と相互に連携して、都道府県域を越えた広域的相互応援体制を強化する。

#### 2 井戸水による生活水の確保

市は、災害時における井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を管理し、生活水の確保に努める。

## 第2 食料・生活必需品の確保

府地域防災計画において、市をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努めることとしており、本市においても、食料、生活必需品の備蓄を行っているが、今後さらに備蓄品の充実を図る。

### 1 市、府

#### (1) 重要物資の備蓄

市は、府と連携して、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、市と府で1：1を基本とした役割分担のもと、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

品目	算出式
食料	避難所避難者数×3食×1.2（注）。 （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人。
育児用調整粉乳 （乳アレルギーに対応したものを含む。）	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130g/人/日。
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1本（注）/人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市は、必要数分（100%）、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日。
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日。
簡易トイレ 携帯トイレ（袋式）	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日。
トイレトペーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日。
マスク	避難所避難者数×1.8%。

※「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」（平成27年12月、大阪府）より抜粋

#### (2) その他の物資の確保

市は、府と連携し、下記の物資の確保体制を整備する。

- ア 精米、即席めんなどの主食
- イ ボトル水、缶詰水等の飲料水
- ウ 野菜、漬物、菓子類などの副食

- エ 被服（肌着等）
- オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- カ 光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ク 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ケ 仮設風呂・仮設シャワー
- コ 簡易ベッド、間仕切り等
- サ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- シ 棺桶、遺体袋等

(3) 備蓄・供給体制の整備

市は、危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、市域への分散備蓄を行うと共に、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

府は、災害の規模等にかんがみ、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。また、府は、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

市は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行うとともに、物資輸送拠点から避難所への配送及び支給体制を整備する。

ア 備蓄倉庫の整備

市は、各指定避難所に分散させ、食料、飲料水の備蓄や生活必需品の備蓄を行い、必要な食料及び寝具その他の生活必需品の確保に努める。

また、民間事業者等と事前に調達に関する協定などを結び、万全な備蓄体制の確保に努める。

イ 備蓄物資の管理

市は、備蓄物資の常時点検・整理を行い、耐用年数、賞味期限を考慮して計画的に買い替えを実施するなど、備蓄物資の管理に努める。

(4) 緊急調達体制の確立

ア 民間企業からの調達体制の強化

被害状況によっては、備蓄だけでは緊急に必要な食料や生活必需品が不足することも予想されるため、民間企業等の協力を得て流通在庫を調整し、緊急時の物資調達に万全を期す。

イ 広域的な受け入れ体制

市は、府の広域防災拠点等を通じて、広域的な救援物資を受け入れる体制及び広域的な相互応援を受け入れる体制の整備に努める。

(5) 配送及び支給体制の整備

物資受入拠点から各指定避難所への物資の配送及び支給体制の整備に努める。

## 第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

### 第1 上水道（市、府、大阪広域水道企業団）

市及び関係機関は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

#### 2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

#### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

#### 4 相互応援体制の整備

- (1) 上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市、府及び大阪広域水道企業団は互いに協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。
- (2) 市は、府及び関係機関と連携し、都道府県域を越えた広域的相互応援体制の整備に協力する。

## 第2 下水道（市、府、南河内4市町村下水道事務広域化協議会）

市は、災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

### 1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

また、関係機関との協力体制の整備、応急復旧マニュアル等を整備する。

### 2 災害対策用資機材の整備、点検

災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。

### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に4市町村間において防災訓練を実施する。

### 4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市町村間の協力応援体制の整備に協力する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制の整備に協力する。

## 第3 電力（関西電力株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平常時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平常時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

## 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

## 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、生駒断層帯地震や南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能の維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

## 4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営維持機関の指示に基づき、他電力会社との電力融通体制を確保する。

# 第4 ガス（大阪ガス株式会社）

---

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

## 1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
  - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
  - イ 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、

細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。

- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
  - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
  - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

## 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料(圧縮天然ガス、カセットコンロ等)の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

## 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

## 4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

# 第5 電気通信(西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社(関西総支社))

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

## 1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及

び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

## 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

## 3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
  - ア 災害予報及び警報の伝達
  - イ 非常招集
  - ウ 災害時における通信疎通確保
  - エ 各種災害対策機器の操作
  - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
  - カ 消防及び水防
  - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

## 4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調  
電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- (2) グループ会社との協調  
グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

## 5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、

府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

## 第6 市民への広報

---

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- (1) 府及び市は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- (2) 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- (3) 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

## 第9節 交通確保体制の整備

鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

市は、鉄軌道、道路施設の管理者との日頃からの連携に努め、同事業者の体制の整備を促進する。

### 第1 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後、迅速に鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

### 第2 道路施設（市、府、近畿地方整備局）

道路管理者は、道路啓開用資機材等の充実に努める。

また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

## 第10節 要配慮者の安全確保

市及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者の安全確保を図るための体制の整備に努める。

### 第1 高齢者・障がい児者等に対する支援体制整備

#### 1 基本的な考え方

東日本大震災においては高齢者や障がい児者など災害弱者と言われる人々の犠牲が多かったこと、また、避難生活において特別な配慮を必要としたこと等を踏まえ、高齢者、障がい児者のほか難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などを含めた要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

そのため、市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（「避難行動要支援者」という。）の名簿を作成し、平常時から町会・自治会等の避難支援等関係者へ提供し、情報共有を図る。

また、要配慮者に配慮した、指定避難所等の確保に努める。

#### 2 災害に強い福祉のまちづくりの推進

##### (1) 人にやさしいまちづくりの推進

要配慮者が、可能な限り自力で避難できるような「人にやさしいまちづくり」を推進するために、高齢者・障がい児者等の利用に配慮した建築物の普及の促進や、高齢者・障がい児者等が安全に通行できるよう道路環境の整備を進める。

また、地理に不案内な旅行者等に配慮して、避難誘導対策を進める。

##### (2) 地域の防災力向上に向けた取り組み

市は、地域ぐるみの支援体制づくりを実現するために、町会・自治会、自主防災組織、社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等相互の連携の充実に努める。

### 第2 避難行動要支援者名簿

#### 1 避難行動要支援者名簿の整備

##### (1) 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者の把握に努め、発災時に迅速な対応が取れるよう備えることとし、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整備し、管理する。

##### (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりである。

＜対象者の範囲＞

- ① 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級・2級の者
- ② 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の者
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の者
- ④ 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の者
- ⑤ 障害者総合支援法※による市の障がい福祉サービス等を受けている難病患者
- ⑥ ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）で市に申し出をした者
- ⑦ 高齢者（65歳以上）のみの世帯で市に申し出をした者
- ⑧ 日中に家族などの不在により、支援を必要とする高齢者（65歳以上）で市に申し出をした者
- ⑨ その他、災害時などに支援を必要とする者（妊産婦・日本語が不自由な外国人等）で市に申し出をした者

※障害者総合支援法・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(3) 避難行動要支援者名簿の作成方法等

- ア 避難行動要支援者名簿について、「富田林市避難行動要支援者支援プラン」に則り、作成する。
- イ 避難行動要支援者名簿の情報は、市が保有する情報、また、市に登録の申し出があった者の情報を取りまとめ、避難行動要支援者名簿を作成し、各所管課、消防本部と共有する。
- ウ 市は、新たに名簿に掲載された避難行動要支援者本人又は代理人に対し、平常時から避難支援等関係者に情報を提供してよいかの同意確認を行う。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新及び管理に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者名簿について、随時更新を行うとともに、市庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿に記載する事項は、以下のとおりである。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

## 2 避難行動要支援者の名簿情報の提供

(1) 名簿情報の提供

市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から避難支援等関係者への名簿情報を提供すること、及びその趣旨に同意を得た者の、避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法に基づき、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

(2) 避難支援等関係者

あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は、大阪府警察、消防団、民生委員・児童委員、富田林市社会福祉協議会、地域包括支援センター、町会・自治会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

なお、名簿情報は、避難支援等に取り組むため、名簿情報の適正管理に関し協定を締結した団体等に提供する。

(3) 提供名簿の更新

避難支援等関係者に提供する名簿情報については、年1回程度更新を行うものとする。

### 3 名簿情報の適正管理

名簿情報の提供を受けた者は、災害対策基本法第49条の13に基づき守秘義務が課せられていることを十分に理解の上、名簿情報を適正に管理する。

## 4 避難支援体制の整備

(1) 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、行政による避難支援は困難となる。

そのため、市は、家族、近隣の者、地域組織、入所者施設等の職員など、避難行動要支援者の身近にいる人がまずは避難支援にあたるよう、日頃から市民に対する啓発を行う。

(2) 避難支援体制の確保

町会・自治会、自主防災組織等は、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ等、避難支援体制構築の取り組みに努める。

(3) 避難勧告等の情報伝達

市は、福祉関係団体等と連携し、防災上、情報入手が困難な聴覚障がい児者などへ、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める。

(4) 安否情報の収集等

避難行動要支援者は、避難勧告等を確実に受信できていない場合も多いことから、避難してこない者を戸別訪問するなどして積極的に安否確認を行う必要がある。

市は、災害時に地域住民による相互の安否確認が進むよう、自主防災組織、自治会等、避難支援等関係者との連絡体制を確立する。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として対応する。

(6) 安全機器の普及促進

市は、消防本部、消防団、福祉関係団体等と連携し、防災上、介助支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備や自動消火設備等の防災機器の普及を促進す

る。

(7) 援護体制の整備

ア 市は、福祉関係施設と連携し、被災生活が長期化した場合に、24時間体制で巡回介護にあたる体制や在宅被災の高齢者等の援護対策を検討する。

- ① ホームヘルプサービスの充実
- ② デイサービス事業の充実
- ③ 地域包括支援センター事業の充実
- ④ 障がい者基幹相談支援センター事業の充実

イ 特別養護老人ホーム等との連携

市は、特別養護老人ホーム等の福祉関係施設との協力体制を確立し、災害時には、避難行動要支援者の受け入れを行うとともに、在宅者の援護活動の拠点となるよう連携を図る。

(8) 災害時に配慮すべき事項

市は、医療関係機関、福祉関係団体等と連携し、災害時における要配慮者、特に避難行動要支援者の支援について協力体制を確立しておくものとする。

- ア 各種広報媒体を活用した情報提供
- イ 名簿等を活用した在宅要配慮者の確認
- ウ 条件に適した避難場所の提供及び社会福祉施設等への緊急入所対策
- エ 避難場所等における要配慮者の把握及びニーズの調査
- オ 手話通訳者及びボランティア等の協力による生活支援
- カ 巡回健康相談及び栄養相談等の重点的实施
- キ 震災復興住宅及び仮設住宅の構造、仕様、入居順位に関する配慮
- ク 震災復興住宅及び仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ケ ケースワーカーの配置や継続的な心のケア対策
- コ 保健・福祉相談窓口の設置
- サ 総合的な社会福祉相談窓口の設置

### 第3 社会福祉施設の取り組み

市は、府と連携して、介護保険施設、障がい児者支援施設等に対し、あらかじめ、被災時における施設利用者支援の確保のため、南河内地域内に所在する施設や他の地域における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れの他、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するよう指導に努め、併せて、その状況の把握に努める。

また、市は、府と連携して、介護保険施設、障がい児者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるよう指導を行う。

さらに、市は、社会福祉施設等に対して、集団指導及び各々実地指導において、各法人等代表者及び管理者等に対し、施設利用者等の安全を確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練等を行うよう指導を継続して行う。また、各施設管理者等に対し、施設の耐震化の促進や、被災状況を市や府に報告する体制の整備に努めるよう指導を行い、被災時の報告を受ける体制の整備に努める。

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、各施設管理者は、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。

## 第4 福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議及び協定締結により、要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定を行うとともに、福祉避難所の役割について市民に周知する。

## 第5 外国人に対する支援体制整備

市は、市内在留外国人と外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、府及び大阪府国際交流財団（OFIX）や特定非営利活動法人とんだばやし国際交流協会等と連携し、地理に不案内な外国人や市外からの来訪者等について、安心して行動できるような環境づくり、また、災害時における安全の確保を図るため、市内在住の外国人に対する防災教育・訓練や訪日外国人旅行者等への防災情報の提供に努めるとともに、多言語による情報提供や避難誘導においては、「やさしい日本語」の活用、ルビふり等に努める。

一方、本市に来訪した外国人旅行者に対しては、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。

### (1) 災害関連情報の外国人等への広報

（外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」※（国土交通省観光庁）等）

※ 国内における緊急地震速報及び津波警報を英語で通知するプッシュ型情報発信アプリ。周囲の状況に照らした避難行動を英語で示した避難フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるHPリンク集など、訪日外国人旅行者及び在住している外国人向けに災害時に役立つ様々な機能がある。

- (2) 外国語の防災啓発パンフレット等の作成
- (3) 観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供
- (4) 誘導標識や案内板等を外国人等が理解し自ら行動できる条件整備
- (5) 地域全体で支援する体制の形成
- (6) 災害時通訳・翻訳ボランティアの確保

## 第6 福祉のまちづくりの推進

地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努める。あわせて、高齢者や障がい児者の積極的な社会参加を促進し、だれもが住みよいまちづくりを進めるため、福祉まちづくり条例や「高齢者、障害者等の移動等

の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の趣旨等に基づき、施設等の利便性及び安全性の向上の促進に努める。また、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進に努める。

## 第7 女性や子育てのニーズへの配慮

---

平常時から固定的な性別役割分担意識をなくす取り組みが必要であるとともに、災害時には、女性や子育て家庭のニーズに配慮した支援のために、女性を指定避難所運営者に含めることや、女性運営者へのアドバイス、妊産婦・乳幼児支援の取り組みが必要である。

防災・減災・縮災について、次の事項について取り組む。

### 1 災害発生前

女性や子育て家庭向けの防災・減災・縮災に関する学習を行う。

### 2 災害発生後

女性や子育て家庭に役立つ情報提供や相談窓口の設置・運営を行う。

## 第8 その他の要配慮者に対する配慮

---

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

## 第11節 帰宅困難者支援体制の整備

災害により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。本市においては、昼間時には中小企業団地や商店等に、通勤者・通学者や訪日外国人を含めた観光客等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、府の想定では多数の帰宅困難者が発生すると予想されている。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は関係機関と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対しては、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などを促す。なお、大規模な集客施設等の管理者に対しては、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。また、観光交流施設において帰宅困難者への情報提供やトイレなどの提供の支援を行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。

また、国、府、市、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、対策については、国、府、市、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

### 第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は関係機関と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。
- (3) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- (6) これらを確認するための訓練の実施。

## 第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。

また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。

併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

## 第3 代替輸送確保の仕組み（バス等）

鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

## 第4 徒歩帰宅者への支援

### 1 給油取扱所における帰宅困難者への支援

市域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

### 2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。



- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、市は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取り組みを国・府・関西広域連合等とも連携しながら進める。

## 第5 企業等への啓発

---

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の間での災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行う。



## Ⅱ 〔災害予防対策〕

### 第2章 地域防災力の向上



## 第1節 防災意識の高揚

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

### 第1 防災・減災・縮災に関する知識の普及啓発

市及び防災関係機関は、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

#### 1 普及啓発の内容

##### (1) 災害等の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

##### (2) 災害への備え

- ア 最低3日分以上（できれば1週間分以上）の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- エ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- オ 避難場所・避難路・避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- キ 自主防災組織の設置及び同組織の活動への参加、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- ク 地震保険、火災保険の加入の必要性
- ケ 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難

情報の発令時にとるべき行動

コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

(3) 災害時の行動

ア 身の安全の確保方法

イ 情報の入手方法

ウ 気象予警報や避難情報等の意味

エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動

オ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項

カ 避難行動要支援者への支援

キ 初期消火、救出救護活動

ク 心肺蘇生法、応急手当の方法

ケ 避難生活に関する知識

コ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加

サ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

## 2 普及啓発の方法

市及び関係機関は、「自らの安全は自らが守る」という理念のもとに、市民の防災力の向上をめざすため、各種手段及び機会を活用し広報活動に努める。

また、在住外国人に対しては、多言語で広報するように努める。

(1) パンフレット等による啓発

ハザードマップや防災パンフレット等を作成、活用するとともに、広報誌及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページを活用した普及啓発、消防車両等による街頭広報、広報車の巡回を実施する。

(2) 活動等を通じた啓発

防災週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、小学校区単位での防災訓練の推進、地域版防災マップ作成の支援、避難所運営ゲーム（HUG）の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

## 第2 防災教育

### 1 学校等における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校等における防災教育が重要である。学校等は、園児・児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、防災教育を実施する。

また、市は、必要な情報を共有するなど、お互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。

(1) 教育の内容

ア 気象、地形、地震についての正しい知識

- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 気象予警報や避難情報等の意味
- エ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- オ 災害等についての知識
- カ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災関係機関との連携
- カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- キ 自主防災組織、ボランティア等との連携
- ク 幼年消防クラブを通じて幼年期の消防防災知識の向上を図る

(3) 教職員の研修

教育委員会は、地震に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対応要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

## 2 消防団等による防災教育

市は、府と連携し、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう支援する。

## 第3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

## 第2節 自主防災体制の整備

市は、市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団や自主防災組織、ボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

### 第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい児者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい児者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、市は、市地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

### 第2 自主防災組織の育成

市は、市民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障がい児者、女性、子どもたちの参加の促進に努める。

府は、市が推進する自主防災組織の結成及び育成に関し、必要な協力を行う。

## 1 活動内容

### (1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布斡旋、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

### (2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの市民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）

## 2 育成方法

市は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取り組みを行う。

府は、市が推進する自主防災組織育成の取り組みについて、必要な支援を行う。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 市民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- エ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- カ 初期消火、応急手当等の訓練の実施

## 3 各種組織の活用

防火協会、婦人防火クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、自主防犯組織等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

## 第3 事業者による自主防災体制の整備

市は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

## 1 啓発の内容

### (1) 平常時の活動

- ア 事業継続計画（BCP）の作成・運用
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ウ 災害発生時の未然防止（危険物等の適正管理、防火防災管理体制の確立、社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

### (2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の市町村への伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）
- カ マイカーによる出勤、帰宅等の自粛

## 2 啓発の方法

市は、経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙（誌）などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

## 第4 救助活動の支援

市及び防災関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材の整備の支援を行う。

## 第3節 ボランティアの活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、さらなる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は、地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、府、市、日本赤十字社、富田林市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

### 1 受入窓口の整備

市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受け入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、府及び富田林市社会福祉協議会等と連絡調整を行う。

### 2 事前登録

市は、災害ボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

### 3 人材の育成

富田林市社会福祉協議会や防災関係機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

### 4 受け入れ及び活動拠点（ボランティアセンター）の整備

市は、災害状況に応じてボランティアの受け入れ及び活動のための拠点を設け、富田林市社会福祉協議会を中心とした活動環境についてさらに計画を進める。

### 5 活動支援体制の確保

市は、ボランティア活動が、円滑に実施できるよう、事務用品その他必要資機材を準備する体制及び常に最新の災害情報を提供できる体制の確保に努める。

## 第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

市は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

### 第1 事業者

#### 1 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

#### 2 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、企業防災の推進に努める。

- ア 防災体制の整備
- イ 従業員の安否確認体制の整備
- ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- エ 防災訓練
- オ 事業所の耐震化
- カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- キ 予想被害からの復旧計画の策定
- ク 各計画の点検・見直し
- ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- コ 取引先とのサプライチェーンの確保

#### 3 その他

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の

拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

## 第2 市

---

市は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。

また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援する。

※ サプライチェーン

ある製品の原材料が生産されてから、最終消費者に届くまでのプロセスのこと。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取り組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。



## Ⅱ 〔災害予防対策〕

### 第3章 災害予防対策の推進



## 第1節 都市防災機能の強化

市及び防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

府は、「大阪府都市整備中期計画（案）」等に基づき、安全で安心できる都市づくりを目指し、都市型水害への対応、洪水・高潮・土砂災害への対応、安全な市街地を支える都市基盤の整備等を重点的に推進する。地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備広域避難場所の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、市の都市防災対策を促進する。

市は、「災害危険度判定調査」の実施及び市民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

### 第1 防災空間を整備する

市及び府は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路などの都市基盤施設の整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

#### 1 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

なお、都市公園等の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」（国土交通省国土技術政策総合研究所）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府都市整備部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府都市整備部公園課）を参考にするものとする。

##### (1) 広域避難場所となる都市公園等の整備

錦織公園については、府の計画に基づき防災機能の充実に努める。

##### (2) 一時避難場所となる都市公園等の整備

一時避難場所としての都市公園等については、指定避難所と一体となって災害時の活動拠点となるよう整備を図るとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の確保など、防災機能の強化に努める。

##### (3) 災害救援活動の拠点となる都市公園等の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の

中枢基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

- (4) その他防災に資する身近な都市公園等の整備  
緊急避難の場所となる街区公園、児童遊園等を整備する。

## 2 道路・緑道の整備

- (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等による多重ネットワークの形成に努める。  
(2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる広幅員道路の整備並びに既存道路の緑化に努める。  
(3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

## 3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

## 4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

# 第2 都市基盤施設の防災機能

---

市及び府は、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

- 1 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置

## 2 河川における防災機能の強化

市及び府は、市内の中小河川について親水空間の整備に努めるとともに、消防用水等の活用空間の整備を図る。

## 3 ため池等農業水利施設の防災機能の強化

- (1) ため池耐震対策の推進  
(2) 府、市及び管理者等関係機関との協定に基づき、災害時における消火用水、生活用水など、農業用水路、ため池等の防災利活用整備の推進

### 第3 密集市街地の改善を図る

市は、関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地において、建物の不燃化・耐震化の促進や公共施設の整備等を図る。

さらに、平成32年度までに解消することを目指し、府が策定した「大阪府密集市街地整備方針（平成30年3月改定）」等を踏まえ、防災性の向上に重点を置きながら、地域の魅力を向上させる等、以下の取り組みを進める。

これらの取り組みにより、新たな市民を呼び込み、まちが活性化するという流れを生み出し、市民や民間による土地活用や自主防災等の取り組みが進み、地域の防災性の向上にもつながるといった好循環をめざす。

#### 1 まちの不燃化

- ア 老朽建築物の除却促進の強化
- イ 地区公共施設（道路・公園）の重点的整備
- ウ 2階建て住宅等の防火規制の強化
- エ 除却跡地を活用した公園・緑地の確保

#### 2 延焼遮断帯の整備

- ア 密集市街地内の広幅員道路等の整備の早期化
- イ 不燃効果を高めるための街路樹の整備
- ウ 無電柱化の推進

#### 3 地域防災力の向上

- ア 地域住民等への防災啓発の強化・地域の防災まちづくり活動への支援
- イ 消防・大学と連携した防災力向上等の取り組み
- ウ 民間と連携した防災啓発の実施

#### 4 暮らしやすいまちづくり

- ア 民間企業との連携によるまちの再生
- イ 公共用地等の活用や道路整備を契機とした、将来的な視点に立った魅力あるまちづくり
- ウ 公共用地等を活用したみどりの整備

#### 5 密集事業の見える化

- ア 各地区のまちの安全性・事業進捗の見える化（密集市街地まちの防災性マップ）

### 第4 建築物の安全性に関する指導等

市は、建築物の安全性に関して、市民の生命を保護するため、建築物等の建築計画について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

### 1 定期報告制度の活用

建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告及び高層建築物等の防災計画書作成指導に努める。

### 2 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共施設をはじめ交通機関、医療機関、商業施設などの改善を要請するなど、防災に係る環境整備を促進する。

### 3 液状化対策

公共・公益施設の整備にあたっては、必要に応じて、地盤改良などにより液状化の発生を防止する対策を検討するとともに、大規模開発などにあたっては、十分な連絡・調整を図る。また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造などの啓発に努める。

## 第5 文化財

市は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

### 1 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発

### 2 所有者等に対する防災意識の徹底

### 3 予防体制の確立

- (1) 初期消火と自衛消防組織の確立
- (2) 防災関係機関との連携
- (3) 地域住民との連携

### 4 消防用設備等の整備、保存施設等の充実

- (1) 消防用設備等の設置維持管理の促進
- (2) 建造物、美術工芸品等保存施設の耐震構造化の促進

### 5 歴史的町並み（富田林重要伝統的建造物群保存地区）への対応

歴史的町並みについては、「富田林市富田林伝統的建造物群保存地区保存計画」に基づき、環境の整備等を推進するとともに、安全の確保に努める。

- (1) 防災拠点等の整備  
防災設備等の整備を推進するとともに、その充実に努める。
- (2) 消防用設備等の整備  
消火器等、屋内消火設備、屋外消火栓設備等の設置の促進と、十分な消防用水の確保に努め、初期消火、延焼防止の実効性を高める。

- (3) 通報施設の整備  
火災の早期発見のため、火災報知設備の設置に努める。
- (4) 避難  
建物が密集し、かつ道路が狭隘である地域特性を考慮し、地区レベルの避難ルールを策定する等、避難体制の整備に努める。
- (5) 自主防災組織の育成  
保存地区内の自主防災組織の活動補助に努め、「防災知識の普及」「防災訓練の実施」「災害発生時における初期消火、救出救護等の応急対策」等諸活動の実践に努める。
- (6) 消防本部、消防団との協働  
保存地区内における火災の早期発見、初期消火、延焼防止に努め市民組織と十分連携を保ち、協働して総合的な防災システムを確立する。

## 第6 ライフライン災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

### 1 上水道（市、大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
  - ア 浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
  - イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
  - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 浄水池・配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

### 2 下水道（市、南部流域下水道）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。
- (3) 浸水対策として雨水幹線の整備を順次進め、浸水箇所の解消に努める。
- (4) 雨水の排水が円滑にできるよう、雨水管渠の清掃点検に努める。

(5) 浄化槽整備区域において地域住宅の避難所となる集会施設への浄化槽の整備推進に努める。

### 3 電力（関西電力株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

### 4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

### 5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
  - ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
  - イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
  - ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
  - ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
  - イ 主要な中継交換機を分散設置とする。
  - ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
  - エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化  
電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。
- (4) 災害時措置計画の作成と現用化  
災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置

計画を作成し、現用化を図る。

## 6 共同溝・電線共同溝の整備（近畿地方整備局、府、市）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

## 第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市は、府と連携して、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

### 1 し尿処理

- (1) し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレ（マンホールトイレ、携帯トイレ等）の必要数を把握する。
- (5) し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。
- (7) 民間事業者等との協定の締結に努める。

### 2 ごみ処理

- (1) ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

- (5) ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 民間事業者等との協定の締結に努める。

### 3 災害廃棄物等処理

- (1) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) あらかじめ仮置場の候補地、及び最終処分までの処理ルートを検討しておく。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (3) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (4) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取り組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (5) 周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 民間事業者等との協定の締結に努める。

## 第2節 地震災害予防対策の推進

### 第1 新・大阪府地震防災アクションプランの推進

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市、関係機関、事業者、市民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。

このため、府が行った大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定調査（「第2 大規模地震（直下型）の被害想定（平成18年度公表）」参照）及び大規模地震（海溝型）の被害想定調査「第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）」をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27～36年度：そのうち平成27～29年度を集中取組期間とする）で9割減させることなどを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定、平成28年2月一部修正）に基づき、府は地震防災対策を推進する。

### 第2 大規模地震の被害想定

本市における大規模地震の被害想定については、第1章「総則」第3節「災害の想定」を参照。

### 第3 地震災害予防対策

#### 1 地震観測体制の整備

防災関係機関は、地震に関する観測施設を適切に配置、整備し、観測体制の充実に努める。

##### (1) 大阪管区気象台

常時地震観測施設により、地震及び地動の観測を行うとともに、計測震度計により、震度の観測を行う。

緊急地震速報は、極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより被害の軽減を図るための情報であり、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能する情報である。

このため、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう、知識の普及啓発を進める。

##### (2) 府

府内各地に計測震度計を設置した、大阪府震度情報ネットワークシステムにより、正確かつ詳細な震度情報を迅速に収集・伝達する。

#### 2 住宅・建築物の耐震対策等の促進

市は、「富田林市耐震改修促進計画」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取り組み強化を図る。

また、天井等の2次構造部材（非構造部材）の脱落防止等の落下物対策、液状化対策等を必要に応じて適切に実施する。

なお、市は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、市耐震改修促進計画の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図るものとする。

(1) 公共建築物

ア 市は、市有建築物について、耐震化の計画的な実施に努める。

イ 市及び府は、公共住宅について、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。

ウ 市は府と連携し、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材（非構造部材）脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を図るものとする。また、高層建築物等における長周期地震動対策を講じるものとする。

(2) 民間建築物

ア 市及び府は、住宅・建築物所有者の自主的な耐震化の取り組みをできる限り支援する。

市は、府と連携し、きめ細かな地域密着型の「草の根」啓発活動を行うとともに、自治会等、登録事業者、行政が一体となって、民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。

また、所有者の負担軽減のため、耐震改修補助を実施するとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

イ 指導の方針

府は、大規模店舗、物販店、病院、診療所等の不特定多数の者が利用する建築物や、共同住宅、事業所等の建築物等の所有者に対し、耐震診断・改修に関する啓発及び指導・助言を行い、耐震化を促進する。

ウ 耐震化の補助

民間建築物の耐震化の実施を促進するため、「富田林市耐震化促進補助金交付要綱」に基づき、耐震化を実施する民間建築物の所有者に対し助成を行う。

また、市及び府は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助する。

エ 歴史的建造物への対応

歴史的建造物については、文化財保護法との関連を尊重しつつ、耐震改修等の安全対策に努める。

### 3 土木構造物の耐震対策等の推進

市をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

(1) 基本的考え方

ア 施設構造物の耐震対策にあたっては、

① 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動を対象とする。

② 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。

イ 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策に努める。

ウ 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

エ 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策に努める。

オ 旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

(2) 鉄軌道施設

高架橋・トンネル等の耐震対策に努める。

(3) 道路施設

道路橋・高架道路等の耐震対策に努める。

特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し補強対策に努める。

(4) 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等に努める。

(5) 土砂災害防止施設

砂防えん堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについては、必要に応じて耐震対策に努める。

(6) 農業用施設

ア 耐震性調査・診断

市は、府及びため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断の計画的な実施に努める。

イ 耐震対策

「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき耐震対策に努める。

#### 4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

(1) 第五次地震防災緊急事業五箇年計画

ア 対象地区

府全域

イ 計画年度

平成28年度～平成32年度

ウ 計画対象事業

① 避難地

② 避難路

③ 消防用施設

④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

⑤ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート

⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

## II 〔災害予防対策〕 第3章 災害予防対策の推進

- ⑦ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑧ 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑩ 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑪ ⑦～⑩までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- ⑫ 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ⑬ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑭ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ⑮ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- ⑯ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑰ 負傷者を一時的に受け入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ⑱ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ⑲ 上記①～⑱に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

## 第3節 水害予防対策の推進

市及び防災関係機関は、河川・ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

### 第1 洪水対策

#### 1 大阪府知事管理河川の改修（府）

- (1) 豪雨等、様々な降雨により想定される河川はん濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
- (2) 長期的目標として、1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。
- (3) 今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。
- (4) 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

#### 2 準用河川等

市は、準用河川・普通河川等の改修を推進する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高いと想定される河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

### 第2 水害減災対策

洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

また、過去の浸水実績等は、水害リスク情報として市民等へ周知する。

#### 1 洪水予報及び水防警報等

##### (1) 洪水予報

近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

なお、府及び近畿地方整備局は、市長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めることとされており、市は、これら

情報の確実な取得に努める。

(2) 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したときは、市長に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。なお、府は、市長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めることとされており、市は、これら情報の確実な取得に努める。

(3) 水防警報の発表

ア 府は、管理河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行う。

イ 水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めたときは、消防機関を出動又は、出動準備させる。

(4) 水位情報の公表

府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

(5) 浸水想定区域の指定・公表

府は、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）がはん濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

(6) 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア 市は、浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③ 浸水想定区域内で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な施設、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

- ④ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法
- イ 上記アにより市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者\*は、次の措置を講じる。
- ※【洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等】 資料編を参照
- ① 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
- ② 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- ③ 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。
- ウ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

## 2 洪水リスクの開示

### (1) 洪水リスクの開示

府は、管理河川において様々な降雨により河川はん濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

### (2) 洪水リスクの周知及び利用

市は、公表された洪水リスクをわかりやすく市民に周知するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑な迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

さらに、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示するものとする。

### 3 防災訓練の実施・指導

#### (1) 防災訓練の実施

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

#### (2) 要配慮者利用施設等の防災訓練

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市は、府と連携して、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

### 4 消防団の強化

市は、消防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層の団員への参加促進、処遇の改善等により、消防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

### 5 水防と河川管理等の連携

市は、国や府が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

## 第3 下水道の整備

市は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、内水ハザードマップの公表による防災意識の向上に努める。

## 第4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

ため池の決壊、水路のはん濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市は、府及びため池管理者等関係機関と連携して、ため池の洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備等、農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

### 1 ため池防災対策

- (1) 市は、ため池管理者等関係機関に協力し、おおむね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう改修について検討する。
- (2) 市は、ため池管理者等関係機関に協力し、想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう耐震診断結果を基に耐震整備に努める。
- (3) 市は、ため池管理者等関係機関に協力し、危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

### 2 ため池の減災対策

- (1) 耐震性の調査・診断  
市は、府等関係機関に協力し、想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、計画的に調査・診断を進める。
- (2) 防災意識の向上と体制整備  
ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

### 3 農業用水路、排水施設の防災対策

- (1) 市は、ため池管理者等関係機関に協力し、農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

## 第4節 土砂災害予防対策の推進

市及び府等は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

### 第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条・9条）を行う。

#### 2 指定区域内での開発規制

市は、府と協力し、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

#### 3 建築物の構造規制

府は、土砂災害特別警戒区域においては、建築物の構造が安全なものとなるように構造規制を行う。

#### 4 建築物の移転等の勧告

市は、府と連携し、土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

#### 5 警戒避難体制等

市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について市地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、警戒区域内に主として高齢者、障がい児者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設\*がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条）

※【洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等】 資料編を参照

さらに、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、

当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市は、府と連携して、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

## 6 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

市は、府と連携し、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、28条、31条)

## 第2 土石流対策（砂防）

---

- (1) 土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- (2) 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。  
特に、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。
- (3) 市は、府と連携して、「土石流危険溪流及び危険区域」の把握・周知に努める。

## 第3 地すべり対策

---

- (1) 多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するため、国土交通大臣は、「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第3条）を指定する。
- (2) 府、近畿地方整備局は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。
- (3) 市は、府と連携して、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。

## 第4 急傾斜地崩壊対策

---

- (1) 府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。
- (2) 府は、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、崩壊防止工事を実施する。
- (3) 市は、府と連携して、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。

## 第5 土砂災害警戒情報の作成・発表

---

大阪管区気象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や市民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知する。

## 第6 山地災害対策

---

- (1) 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。
- (2) 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い溪流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進する。
- (3) 市は、府と連携して、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関するパンフレット等を作成し市民に配布するなど、周知に努める。また、防災行政無線の整備に努める。

## 第7 宅地防災対策

---

- (1) 市及び府は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。
- (2) 市及び府は、宅地造成工事規制区域内において、宅地造成工事を行う事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。
- (3) 市及び府は、宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者等に対し、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、災害が生じないよう指導する。
- (4) 府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識の向上を図る。また、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。

## 第8 道路防災対策

---

市は、府内の管理道路の内、土砂災害のおそれのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

## 第5節 危険物等災害予防対策の推進

### 第1 危険物災害予防対策

市は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

#### 1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

#### 2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

#### 3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

#### 4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間（6月）を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

### 第2 高圧ガス災害予防対策

市は、高圧ガス保安法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

#### 1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

## 2 指 導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

## 3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

## 4 啓 発

高圧ガスに関する知識の普及、自主保安体制の整備促進等、関係者の保安意識の高揚を図る。

# 第3 火薬類災害予防対策

---

市は、大阪府警察（富田林警察署）と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

## 1 規 制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

## 2 指 導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

## 3 自主保安体制の確立

- (1) 「大阪府火薬類保安協会」が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の受講について指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として「大阪府火薬類保安協会」に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

## 4 啓 発

火薬類危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配布等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

## 第4 毒物劇物災害予防対策

府は、毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

### 1 規制

- (1) 立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。
- (2) 危害防止規程の策定を指導する。

### 2 指導

- (1) 立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備にするよう指導する。
- (2) 学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれのない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するよう指導する。
- (3) 事業者等に対し、毒物劇物の飛散等により市民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときには、保健所、大阪府警察（富田林警察署）又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

### 3 危害防止体制の整備

事業者等に対して、危害防止体制の整備を指導する。

### 4 啓発

毒物劇物に関する知識の普及など関係者の危害防止意識の高揚を図る。

## 第5 管理化学物質災害予防対策

市は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

### 1 規制

- (1) 管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

### 2 指導

- (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により市民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を府へ通報するよう、指導する。

### 3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

#### 4 啓 発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

## 第6節 火災予防対策の推進

市域における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

### 第1 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

#### 1 一般建築物

##### (1) 火災予防査察の強化

市は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

##### (2) 防火管理制度の推進

市は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

##### (3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

市は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

##### (4) 住宅防火対策の推進

市は、住宅における住宅用火災警報器や消火器の設置及び維持管理を促進する。

##### (5) 消防設備士の資質の向上

府は、消防設備士を対象に消防用設備等に関する技術講習を実施する。

##### (6) 市民、事業所に対する指導、啓発

市は、府と連携して、市民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全機能付暖房器具等の普及の徹底を図るとともに、あらゆる機会を通じて防火意識の啓発を行う。

##### (7) 定期報告制度の活用

府は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

## 2 高層建築物等

市は、防災関係機関と連携し、高層建築物等については、上記事項の徹底のほか、防火・防災管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

### (1) 対象施設

#### ア 高層建築物

高さが31mを超える建築物

### (2) 防火・防災管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物において、防火・防災管理体制の確立を指導する。

### (3) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

## 第2 林野火災予防

市は、林野の管理者と連携し、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

### 1 監視体制等の強化

- (1) 市民、事業所に対する啓発
- (2) 火災発生危険期における巡視の実施
- (3) 森林法に基づく火入れの許可

### 2 林野火災特別地域対策事業の推進

市は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域について、府の指導等のもとに、林野火災特別地域対策事業を実施に努める

### 3 林野火災対策用資機材の整備

市は、府と連携して、消防力強化のため、防備資機材の整備と備蓄を推進する。

〔消火作業機器等の整備〕

可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェンソー等作業用機器

## Ⅲ 〔災害応急対策〕

### 第1章 活動体制の確立



## 第1節 組織動員

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

### 第1 災害警戒本部

#### 《実施担当》

全部局

#### 《基本的な考え方》

災害発生のおそれがある気象予警報等の発表、又は市域で局地的に軽微な災害発生のおそれがある場合等、若しくは市域又は隣接市町村（堺市、羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で震度4の地震が発生した場合、又は市長が必要と認めた場合、防災担当部長は市長の指示により災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害情報の収集・伝達や災害警戒活動等を実施する。

#### 《対策の展開》

#### 1 災害警戒本部の設置

##### (1) 設置基準

- ア 暴風、大雨及び洪水の気象予警報等が発表されたとき
- イ 石川に洪水予報等が発表されたとき
- ウ 降雨量・水位等の観測状況からみて、災害のおそれがあると予想される時
- エ 市域又は隣接市町村（堺市、羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で震度4の地震が発生したとき
- オ 大規模地震対策特別措置法第9条に基づき、地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令されたとき
- カ 市長が必要と認めたとき

##### (2) 廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 当該災害に対する応急対策等の措置が完了したとき
- ウ 災害発生のおそれがなくなったとき
- エ 市長が適当と認めたとき

##### (3) 設置場所

災害警戒本部は、消防本部5階に設置する。

## 2 組織

### (1) 災害警戒本部の組織

ア 副市長を災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）及び災害警戒副本部長（以下「警戒副本部長」という。）とし、警戒本部長には防災を担当する副市長とする。

イ 総括部の各部長を災害警戒本部員（以下「警戒本部員」という。）とする。

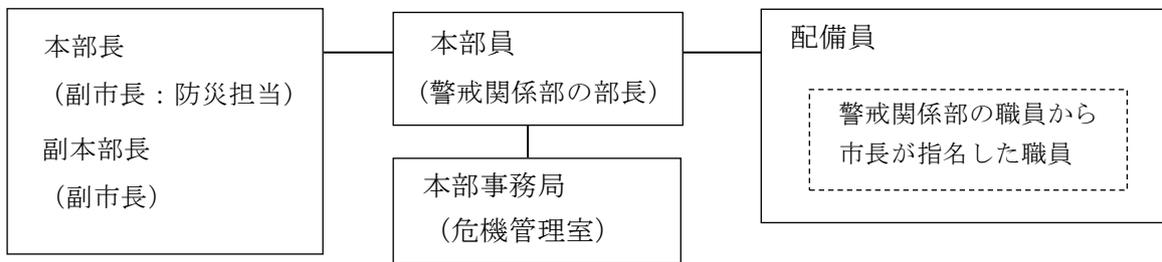
ウ 警戒本部のもとに、災害警戒本部事務局（以下「警戒本部事務局」という。）を置く。警戒本部事務局の要員は、市長公室危機管理室員及び警戒関係部の職員から市長が指名した職員とする。

エ 状況に応じて警戒関係部の職員は警戒本部長の命により警戒本部の活動に従事する。

### (2) 警戒本部事務局

警戒本部事務局は、情報の収集や災害応急活動の調整・把握などを行う。

#### 【警戒本部の組織】



## 3 事務分掌

災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備、警戒等の業務にあたる。

- (1) 情報の収集・伝達に関すること
- (2) 職員の配備に関すること
- (3) 災害応急活動に関すること
- (4) 関係機関に対する応援の要請に関すること
- (5) 府が災害対策本部等を設置した場合、その連携に関すること
- (6) 災害対策本部の設置に関すること
- (7) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

## 第2 災害対策本部

### 《実施担当》

全部局
-----

### 《基本的な考え方》

市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、市災害対策本部条例に基づき災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

### 《対策の展開》

#### 1 本部の設置

##### (1) 設置基準

- ア 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき
- イ 小規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- ウ 市長が必要と認めたとき

##### (2) 廃止基準

- ア 予想された災害の危険が解消したとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ 災害対策本部長（市長）が適当と認めたとき

##### (3) 設置場所

本部は、消防本部5階に設置する。

ただし、災害の規模、その他の状況により災害対策本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認めた場合は適宜移動する。

##### (4) 設置、廃止等の通知

市長は、本部を設置、移動又は廃止したときは、その旨を知事、庁内各部、報道機関、その他関係機関に連絡する。

##### (5) その他

本部を設置したときは、消防本部5階の入口に「富田林市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

#### 2 組織

##### (1) 本部の組織

- ア 市長を本部長とする。
- イ 副市長及び教育長を副本部長とする。
- ウ 総括部の各部長を災害対策本部員とする。
- エ 次のように部及び部の職員を置く。

- ① 本部のもとに災害対策各部を置き、部に部長、班長及びその他必要な職員を置く。

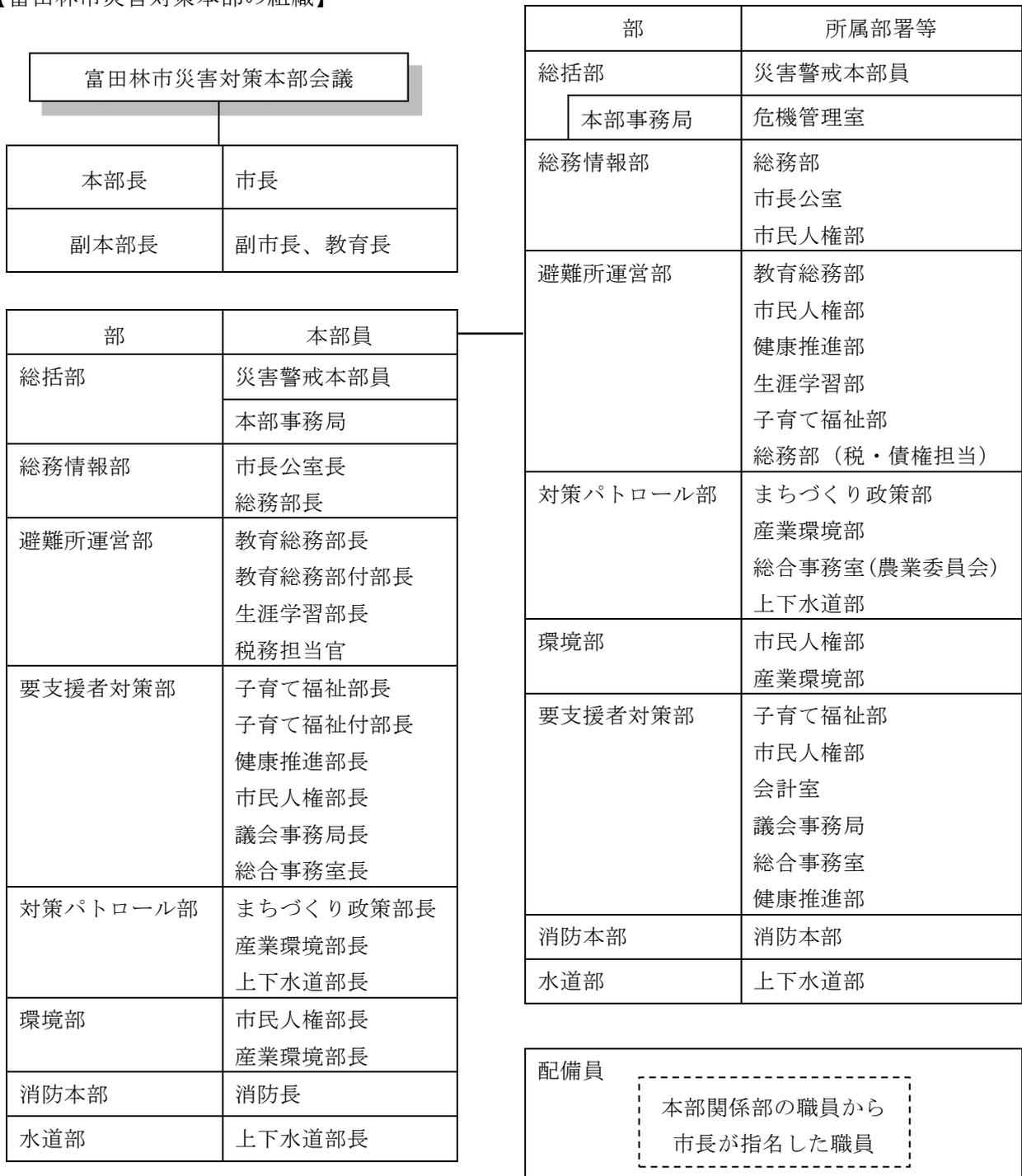
部長は、部の災害応急対策等を統括し、課長及び班長は、部の災害応急対策等の推進責任者とする。

Ⅲ 〔災害応急対策〕 第1章 活動体制の確立

② 市事務分掌条例の規定による部又は室、各行政委員会、議会事務局を単位として部を置く。

各々の機関に所属する職員は、関係する部（本部のもとに置く部）の職員とする。

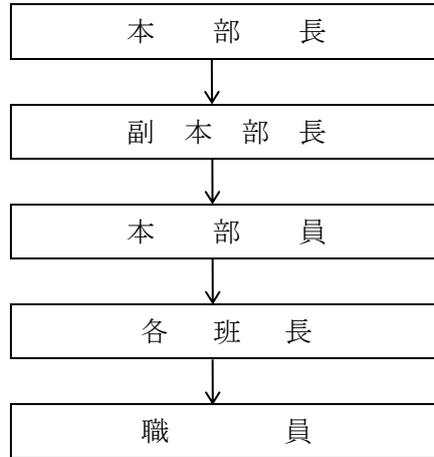
【富田林市災害対策本部の組織】



(2) 指揮体制

本部の指揮伝達系統及び指揮順位は次図のとおりとし、これに基づいて体制を整える。

【指揮伝達系統】



【指揮順位】

本部長に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理する者
1	副本部長（防災担当：副市長）
2	〃（副市長）
3	〃（教育長）

上記順位の者すべてに事故等あるときは、「市長の職務を行う者の順位に関する規則」の定めるところにより、以下のとおりとする。

- ① 第1位：市長公室長の職にある職員
- ② 第2位：総務部長の職にある職員
- ③ 第3位：前号に掲げる者のほか、部長の職にあるもので、号給の高低の順序により号給が同じであるときは、在職年月数の長短の順序で定める。

(3) 本部会議

防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を開催する。

ア 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

イ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

- ① 災害応急対策等の方針、推進に関すること
- ② 配備体制の決定に関すること
- ③ 各部門の連絡調整事項の指示に関すること
- ④ 自衛隊の派遣要請の要求に関すること
- ⑤ 災害救助法の適用要請に関すること
- ⑥ 他の地方公共団体等への応援要請に関すること
- ⑦ その他災害に関する重要な事項

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第1章 活動体制の確立

#### (4) 本部事務局

- ア 本部事務局は各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。
- イ 本部事務局の職員は危機管理室職員のほか、資料編に掲げる部署に所属する職員から、市長があらかじめ任命した職員で構成する。

### 3 各部の事務分掌等

本部の事務分掌は、資料編のとおりとする。

### 4 防災会議

市域において、災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、防災会議を開催し、防災関係機関相互の情報交換等を行い、円滑な防災活動の実施に努める。

### 5 府の現地災害対策本部との連携

府が南河内府民センタービル等に現地災害対策本部を設置した場合、市本部事務局がこの組織との連携に努める。

## 第3 動員配備

---

#### 《実施担当》

全部局
-----

#### 《基本的な考え方》

市は、災害状況に応じて必要な配備体制をとり、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施する。

#### 《対策の展開》

##### 1 配備基準等

市長は、災害の規模、種類、被害発生の予想される時間を検討し、必要な防災体制をとるため、状況に応じて「災害警戒本部体制」又は「災害対策本部体制」の配備を行い、災害情報の収集・伝達と警戒活動や応急対策活動等を実施する。

職員の配備は、次の基準による。

【災害時の配備基準】

区 分		配 備 時 期	配 備 内 容
災害警戒本部体制	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生のおそれがある気象予警報等が発表されたとき、又は災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、及び市長が必要と認めたとき</li> <li>・市域又は隣接市町村で震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	警戒関係部で編成し、通信情報収集活動を中心に警戒にあたる体制
災害対策本部体制	A号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>・市域で震度5弱の地震が発生したとき（自動設置）</li> </ul>	災害を防ぎよするため、通信情報収集活動を行い、各部最小限度の人員で災害応急対策を実施する体制
	B号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>・市域で震度5強の地震が発生したとき（自動設置）</li> </ul>	中規模の災害応急対策を実施する体制
	C号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>・市域で震度6弱以上の地震が発生したとき（自動設置）</li> </ul>	市の全力をあげて災害応急対策を実施する体制 全職員の動員
上記の体制以外の配備		市長は、必要に応じて特に必要な部署の職員を指名動員する配備を指令することがある。	

※ 災害状況等により、自衛隊の災害派遣要請、広域応援等の要請・受け入れ・支援等を行う。

※ 各担当部長は、災害状況に応じ、各配備体制の動員人数を決定する。

## 2 動員配備の指令、連絡

### (1) 動員配備指令

#### ア 本部設置前

原則として、市長の判断により指令する。

#### イ 本部設置後

原則として、本部会議を経て、本部長が指令する。

#### ウ 特例

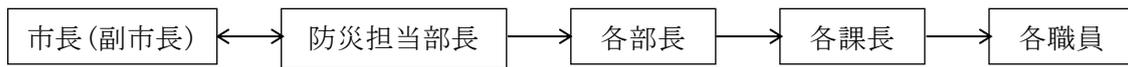
市長（本部長）、副市長（副本部長）は、災害の状況や災害対策活動の進捗状況により、必要と認める特定の部に対して動員配備指令を発令する。

### (2) 勤務時間内における動員配備指令の連絡

勤務時間内の動員配備の連絡は、下図のとおり防災担当部長が各部長へ連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に連絡する。

また、必要に応じて庁内放送等により、速やかにその旨を周知する。

【本部設置前】



【本部設置後】



(3) 勤務時間外における動員配備指令の連絡

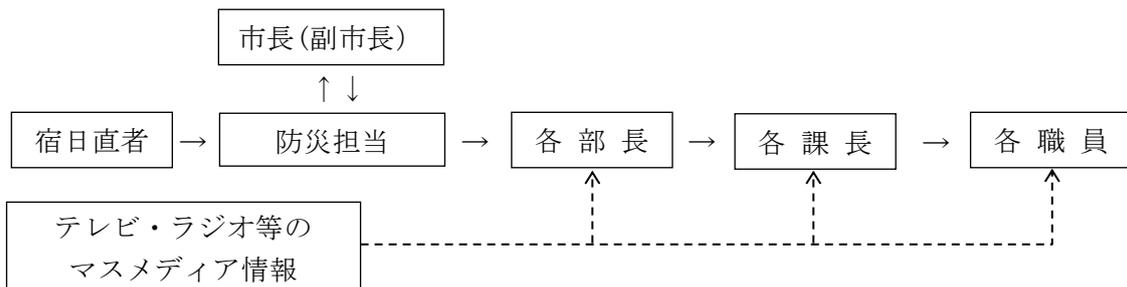
市庁舎の宿日直者（この節において以下「宿日直者」という。）は、気象予警報、降雨量、災害の前兆現象等について、関係機関や市民等からの通報があったときは、直ちに防災担当（不在の場合は危機管理室長）に連絡する。

防災担当（危機管理室長）は、上記の情報について確認し、市長、副市長等に連絡し、協議の上、市長から動員配備指令が出されたときは、直ちに各部長に連絡する。

各部長は、各課長等を経て各職員に連絡する。

地震の場合は、震度階に応じた動員配備とする。

【勤務時間外の動員配備指令の連絡ルート】



ア 参集すべき職員が出動していない場合は、各部の班長が連絡網にて動員配備指令をする。

イ 配備基準よりも動員を強化する場合は、各部の班長が連絡網にて動員配備指令を連絡する。

### 3 配備体制の確立

(1) 勤務時間内の体制の確立

本部の設置が指示された場合、あらかじめ指名・任命されている職員は、直ちに通常の業務を一時停止し、本部体制を確立する。

(2) 勤務時間外の体制の確立

本部の設置が指示された場合、若しくは市域又は隣接市町村（堺市、羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で震度4以上の地震が発生した場合、あらかじめ指名・任命されている職員又は指示を受けた職員は、直ちに所定の場所に参加し、本部体制を確立する。

本部体制が確立するまでの間は、次のような初期対応を行う。なお、初期対応の間における指揮は、防災担当部長又は危機管理室長が参加していない場合に限り、参加職員の中で職制の上位の職員がとる。職制が同等の場合は、年齢順による。

- ア 宿日直者及び市庁舎の警備員は、体制が整うまで消防本部、大阪府警察（富田林警察署）等の防災関係機関の協力を得て、情報収集にあたるとともに市民からの通報等による被害情報の収受も行う。
- イ 宿日直者は、体制が整うまで、必要に応じて府及び関係機関との連絡調整にあたる。
- ウ 防災担当職員及び動員配備指令を受けた職員は、速やかに消防本部5階に参集し、本部体制が確立できるよう、各種情報の収集、整理、分析を行い、災害応急対策の検討を進める。

## 4 職員の参集

### (1) 非常参集義務

職員は、災害に関する配備指令を受けたときは、後述する免除者を除き、直ちに指示された場所に参集し、任務に服さなければならない。

特に、市域で震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員は直ちに次の場所へ非常参集する。

#### ア 勤務時間内の参集場所

あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、またその他の職員は指示された場所

#### イ 勤務時間外の参集場所

あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、またその他の職員は勤務先

### (2) 自主参集

勤務時間外において市域又は隣接市町村（羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で震度4以上の地震が発生した場合、配備区分により自らの判断で速やかにあらかじめ指定された場所に参集する。

### (3) 交通途絶時等の参集

勤務時間外の非常参集手段は、公共機関途絶を想定し、単車、自転車又は徒歩により出勤する。

ただし、地震の規模、被害の程度によりその他の方法でより早急に参集することができると判断した場合はこの限りでない。

### (4) 参集を免除する者

ア 病気等により職務の遂行が不可能と認められる者

イ その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

### (5) 動員報告

各本部員は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その動員の状況を把握し、速やかに「動員報告書」（資料編参照）により総務情報部に報告する。

本部事務局は、各部の報告を整理して本部長に報告する。

### (6) 参集時の注意事項

#### ア 参集途中の緊急措置

参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、状況に応じて付近住民と協力して救助等の応急対策活動を第一とするとともに、最寄りの防災機関へ通報する。

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第1章 活動体制の確立

#### イ 被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報は、所属長を通じ、被害情報を集約する部署に報告する。

## 5 職員の出勤、応援

### (1) 出勤

あらかじめ定められた参集場所へ出勤する。

ただし、指示ある場合は、指示に従い出勤する。

### (2) 職員証等

職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき、施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入調査を行う場合には、職員証等をもって職員の身分を明らかにする。

### (3) 車両配備

ア 出勤に際して使用する車両は、あらかじめ定めた配備計画に基づく。

イ 出勤車両の配車位置は、原則として平常時の指定場所とする。

### (4) 応援要請

各部は、災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、本部に応援を要請する。

## 第2節 自衛隊の災害派遣

### 第1 自衛隊の災害派遣要請

#### 《実施担当》

総括部、本部事務局

#### 《基本的な考え方》

被害が大規模であり、市及び関係機関だけでは市民の安全を確保することが困難と市長が判断した場合は、自衛隊の災害派遣の要請を知事に要求する。

#### 《対策の展開》

##### 1 派遣要請

###### (1) 市長の派遣要請の要求

ア 市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。

イ 市長は、知事に通信途絶等により要求できない場合は、陸上自衛隊第3師団長に直接、災害の状況を通知する。

なお、この要求をした場合は、事後速やかに文書を提出する。

###### (2) 知事の派遣要請

ア 知事は、市長からの派遣要請の要求があり、必要と認めた場合、又は市の通信途絶の状況から判断し、派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊第三師団長に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。要請は、原則として文書により行うが、文書によるいとまのないときは、電話又は口頭により行い、事後、速やかに文書を提出する。

###### (3) 自衛隊の自発的出動基準

###### ア 要請を待ついとまがない場合の災害派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

① 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

③ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合

④ 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合

- ⑤ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(4) 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長（本部長）が本市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求する。

ただし、知事に派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、防衛大臣又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第37普通科連隊に通知する。その場合には、通知した旨を知事に報告する。

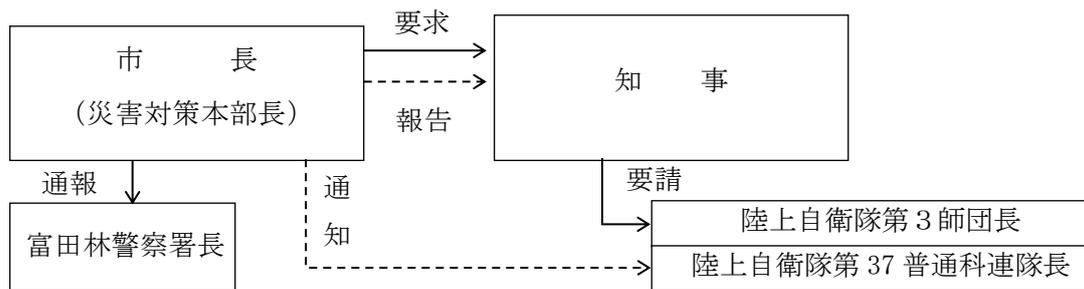
なお、派遣要請の決定にあたっては、府等と連絡協議し迅速に行う。

## 2 知事への派遣要請の要求

知事に自衛隊の派遣要請を要求するときは、「災害派遣要請要求書」（資料編を参照）に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭で知事に要求し、事後速やかに要求文書を提出する。

また、関係機関に対しても通報する。

### 【派遣要請系統図】



## 3 派遣部隊の受け入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意する。

(1) 派遣部隊の誘導等

府が自衛隊に災害派遣を要請した場合は、市は府からその旨連絡を受ける。

(2) 自衛隊の受入担当

自衛隊の受け入れ、災害対策本部と自衛隊の間における総合調整は総務情報部があたり、連絡調整のために連絡担当者を指名し、連絡窓口を設置する。

(3) 災害対策本部への自衛隊連絡班の参加

自衛隊連絡所を設け、必要に応じて本部会議に参加を要請する。

(4) ヘリポート等の開設準備

市は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(5) 作業実施期間中の現場責任者の設定

作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。

(6) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市が準備するほか、必要な設備の使用等に配慮し、速やかに活動が開始できるよう留意する。

(7) 派遣部隊の宿泊施設

災害派遣部隊の野営適地として、後方支援活動拠点等をあてる。

#### 4 派遣部隊の活動

自衛隊が災害派遣時に実施しうる人命救助活動、生活救援活動等の一例は以下のとおりである。

実際の災害派遣時における活動内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、知事等の要請内容、派遣された部隊等の人員、装備等によって異なるが、市は派遣部隊と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、これらの啓開又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯又は給水の支援

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸与又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対して生活必需品等を無償貸与し、又は救援品を譲与する。

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第1章 活動体制の確立

#### (11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

#### 5 知事への撤収要請の要求

市長は、派遣部隊の救援を要しない状態になったと認めたときは、派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「災害派遣撤収要請要求書」（資料編を参照）に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

## 第3節 広域応援等の要請・受け入れ・支援

### 第1 広域応援等の要請・受け入れ・支援

《実施担当》

総括部、本部事務局

《基本的な考え方》

市及び防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受け入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

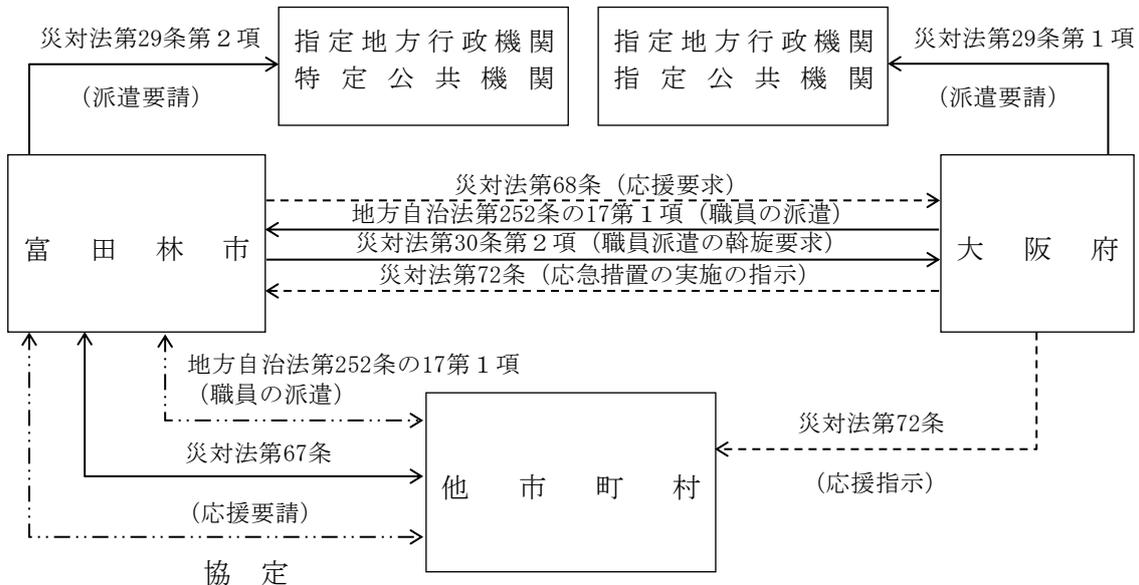
なお、市職員を市外被災地域に派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

《対策の展開》

#### 1 広域的な応援体制

法律、協定に基づく応援協力の要請系統は次図のとおりである。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



-----> 全般的な相互応援協力要請

-----> 応急措置の応援要求、指示

-----> 職員の派遣要請、派遣

(※災害法：災害対策基本法)

## 2 応援の要求等

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- (1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請
- (2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求
- (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求
- (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対する斡旋要請

※ 他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣の斡旋を次の必要事項を記載した文書で行う。

- ・派遣又は派遣の斡旋を要請する理由
- ・派遣又は派遣の斡旋を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣又は派遣の斡旋を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他必要な事項

なお、要求を受けた知事又は他の市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市長の指揮の下に行動する。

## 3 知事の指示等

市長は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、知事に対し、応急措置の実施について必要な指示を受ける。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市長の指揮の下に行動する。

## 4 知事による応急措置の代行

知事は、市域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

## 5 広域応援等の受け入れ

広域応援等を要請した市は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、その他適切な場所へ受け入れを行う。

また、応援活動に際して、被災状況などの情報提供を行い、現地への誘導も合わせて行う。

特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、大阪府警察（富田林警察署）等と連携し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

(2) 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを消防本部と協力して、直ちに離発着できるように準備する。

## 6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区气象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。

## 7 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、府及び市等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

市は、府及び総務省と連携し、被災市町村への応援体制を整備する。

## 第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が被災関係地域の全部又は一部となった場合、市は防災関係機関と連携し、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

## Ⅲ 〔災害応急対策〕

### 第2章 情報収集伝達・警戒活動



## 第1節 警戒期の情報伝達

### 第1 警戒期の情報伝達

#### 《実施担当》

総務情報部

#### 《基本的な考え方》

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

#### 《対策の展開》

#### 1 気象予警報の伝達

##### (1) 大阪管区気象台が発表する気象予警報

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

##### ア 注意報

気象現象等によって災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村ごとに注意報を発表する。

III [災害応急対策] 第2章 情報収集伝達・警戒活動

種 類	発表基準
気象注意報	風雪注意報 雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	強風注意報 強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	大雨注意報 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雨量指数基準 表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 87
	大雪注意報 大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下になると予想される場合。
	雷注意報 (注6) 落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報 空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報 なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。
	着雪注意報 着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。
	霜注意報 4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。
	低温注意報 低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
	融雪注意報 融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
着氷注意報 著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。	
地面現象注意報☆	地面現象注意報 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水注意報☆	浸水注意報 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準 東除川流域=2.7 千早川流域=12 佐備川流域=5.8 複合基準 東除川流域=(5, 2.7) 佐備川流域=(7, 4.8) 石川流域=(7, 10.2) 指定河川洪水予報による基準 大和川水系石川 [金剛大橋・玉手橋]

イ 警 報

気象現象等によって重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村ごとに警報を発表する。

種 類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。
	大雨警報 (注4)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雨量指数基準 表面雨量指数基準 15 (浸水害) 土壌雨量指数基準 127 (土砂災害)
気象警報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合。
地面現象警報 ☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 流量雨量指数基準 東除川流域=3.9 千早川流域=15 佐備川流域=7.3 指定河川洪水予報による基準 大和川水系石川 [金剛大橋・玉手橋]

- ※注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。
- 注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。
- 注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。
- 注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。
- 注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

ウ 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村ごとに特別警報を発表する。

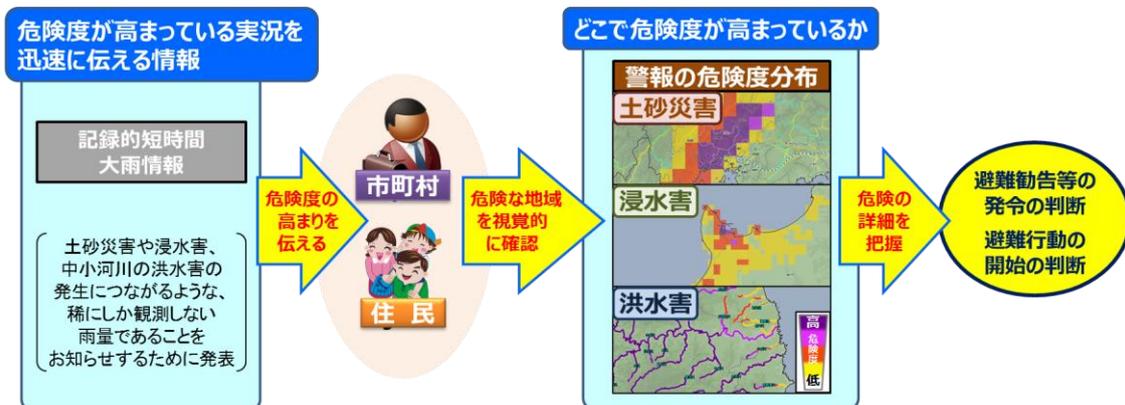
現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

※注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

エ 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに気象台が発表する。その基準は、1時間雨量歴代1位又は2位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決めており、この情報は、大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表する。

※大阪府（大阪管区気象台）による発表基準：100mm/1時間雨量

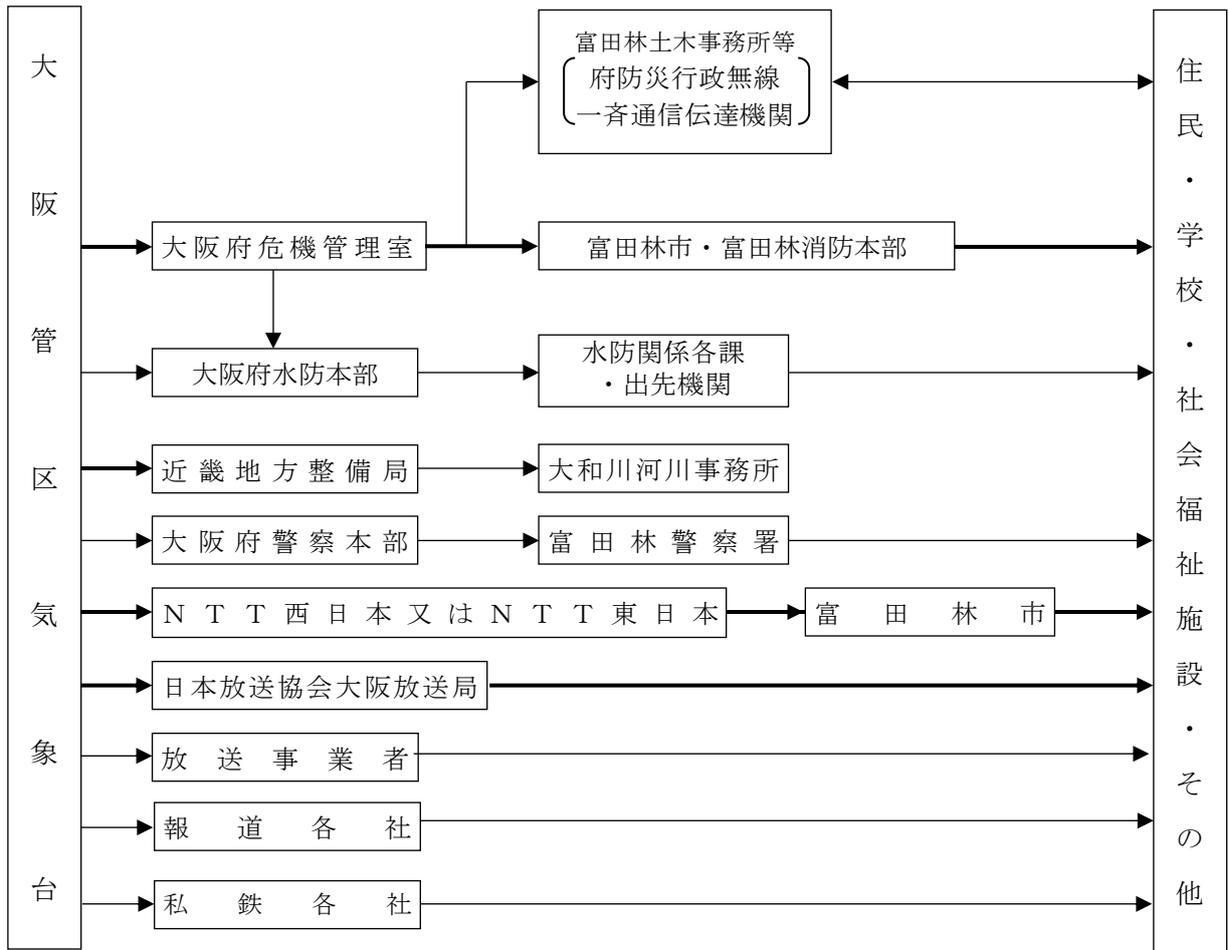


オ 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を市民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

カ 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路

気象予警報等は〔図1-1〕、特別警報は〔図1-2〕の伝達経路による。



〔図1-1〕 気象予警報等の関係機関への伝達経路（市域関係）

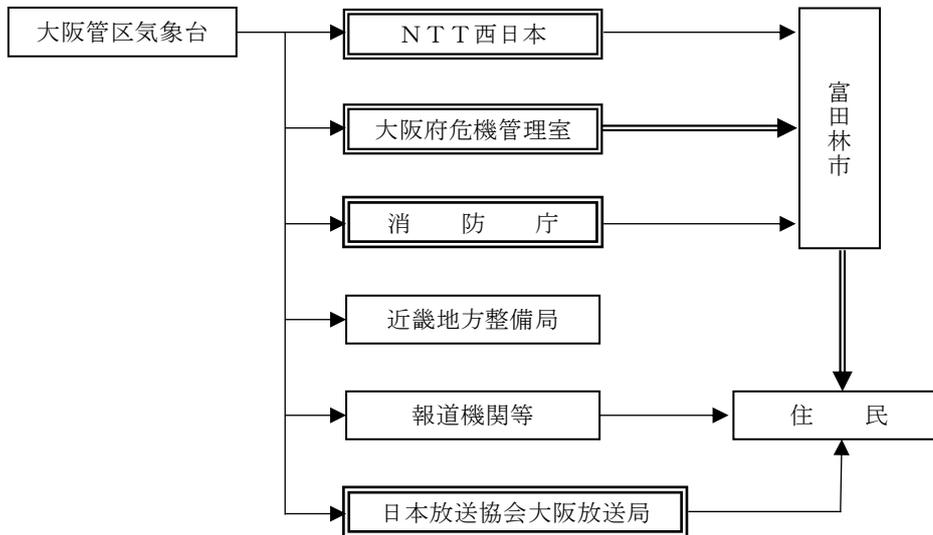
※注1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

注2 放送事業者とは、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社（AMラジオ放送）、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802（FMCOLOLO）の12社である。

注3 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

注4 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、能勢電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

注5 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。



※注1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。

注2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

〔図1-2〕 気象特別警報の関係機関への伝達経路（市域関係）

(2) 大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する洪水予報

大阪管区気象台と大阪府は、「一級河川大和川水系石川の洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

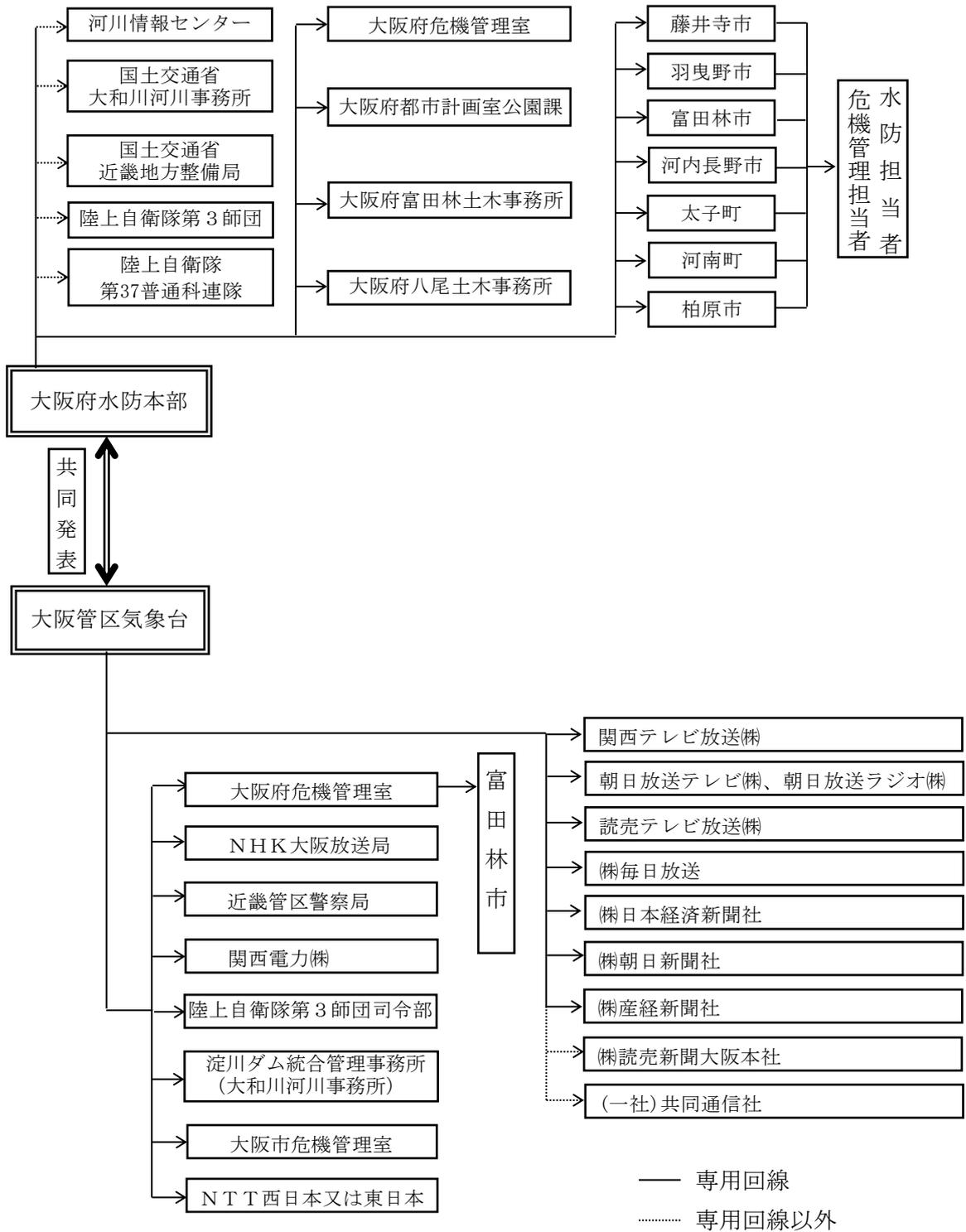
石川洪水予報連絡系統は〔図1-3〕の伝達経路による。

ア 対象河川

水系名	河川名	連絡系統図
一級河川大和川	石川 ※基準点：金剛大橋、河南橋	〔図1-3〕

イ 発表の基準

標題（種類）	発表基準
はん濫注意情報（洪水注意報）	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
はん濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき



[図 1-3] 石川洪水予報連絡系統図

## 2 土砂災害警戒情報の伝達

### (1) 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市長の避難勧告や地域住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。

また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。

市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条）

#### ア 伝達体制

[図1-4] の伝達経路による。

#### イ 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

## 3 地震情報等の伝達

### (1) 地震情報

気象庁は、地震情報を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内 容
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(2) 緊急地震速報

ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

区 域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、 <b>富田林市</b> 、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

イ 伝 達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して市民への提供に努める。

(3) その他災害警報等

地震はそのものの被害に加え、同時に発生する火災や浸水等の二次災害により被害が甚大になるおそれがあるため、地震情報と併せて次の警報にも注意する必要がある。

ア 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災警報を発令する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- ① 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

#### 4 庁内における伝達方法

(1) 連絡する情報

気象予警報等の伝達は、警報及びその他重要なものについて行う。

(2) 連絡方法

ア 勤務時間内において各部への連絡は、危機管理室が庁内放送及び電話又は伝令で行う。電話及び伝令は、各部長に対して行うが、部長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

イ 勤務時間外においては、あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

#### 5 市民への周知

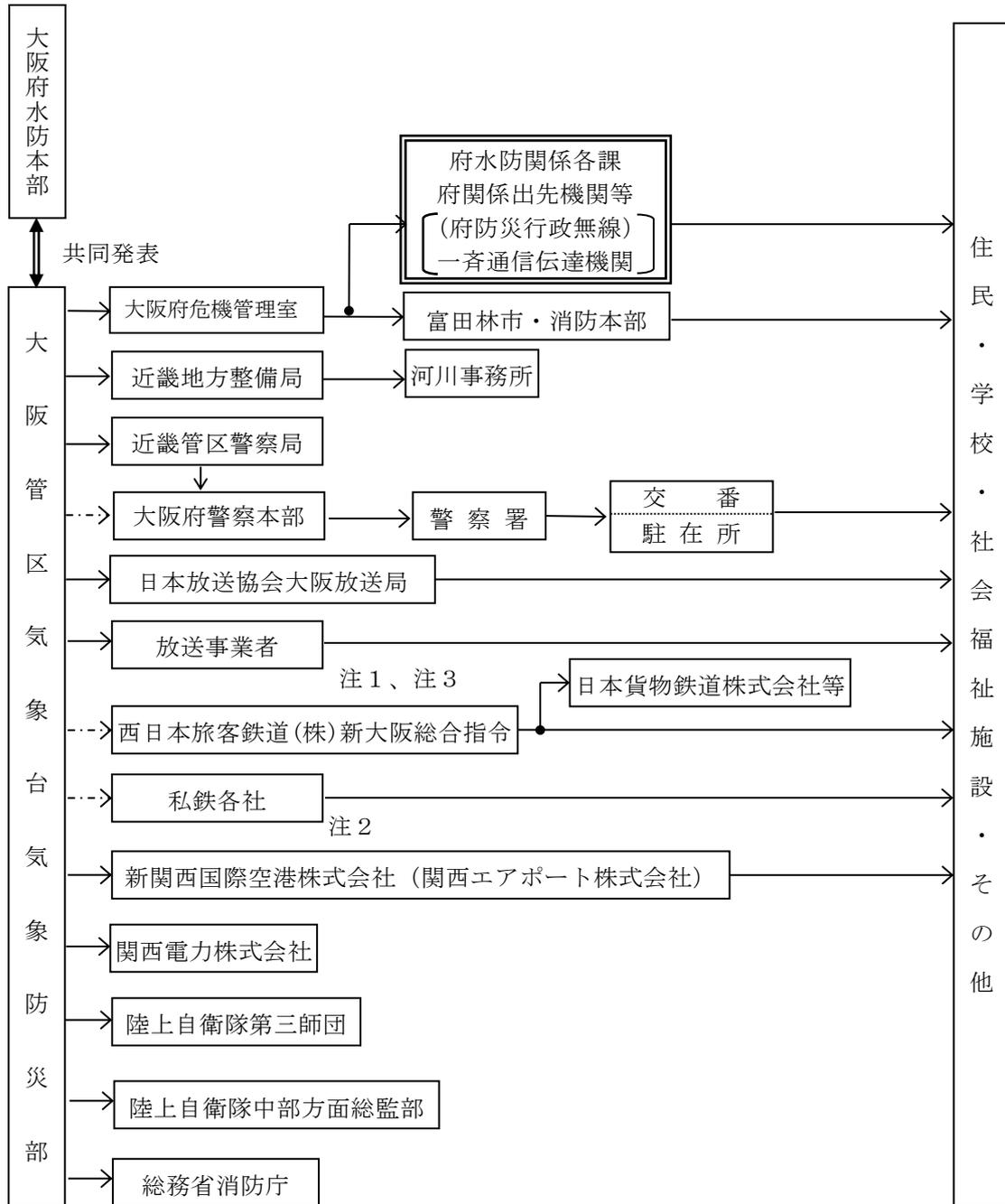
- (1) 市は、市防災行政無線、とんだばやしメール、広報車、市ウェブサイト、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）などを利用し、又は状況に応じて町会、自治会、自主防災組織、消防団などの市民組織と連携して、市民に対して気象警報や避難情報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

- (2) 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。

特に、台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。



- ※注1 放送事業者とは、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社（AMラジオ放送）、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社の10社である。
- 注2 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、能勢電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。
- 注3 大阪管区気象台からの伝達経路で及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

[図1-4] 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路

## 第2 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応

### 1 南海トラフ地震に関連する情報の発表

新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は南海トラフ地震に関連する情報を発表する。（気象庁が発表する当該情報は以下のとおりで、平成29年11月1日から運用開始。）

#### (1) 「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁は、以下の場合、南海トラフ地震に関連する情報を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象*が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li> <li>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li> <li>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul>
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</li> </ul>

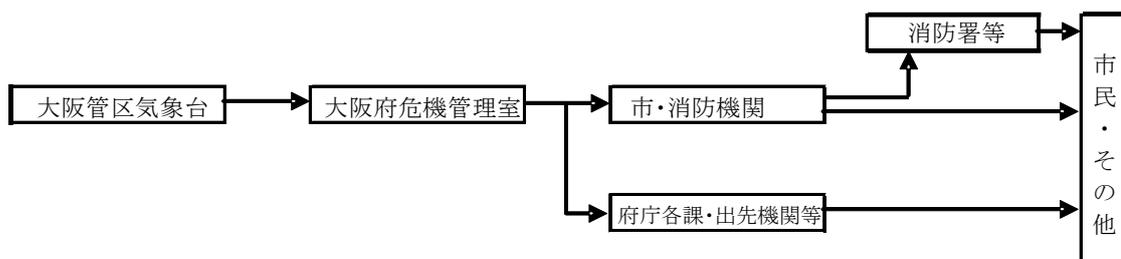
※南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。なお、本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

### 2 南海トラフ地震に関連する情報発表時の措置

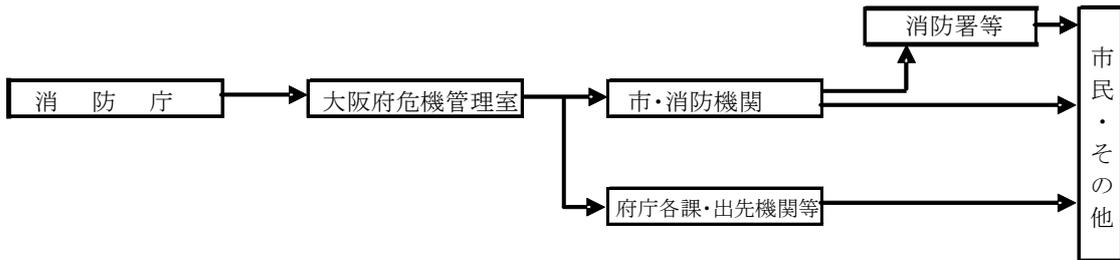
市及び防災関係機関は、南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、市民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底するものとする。

#### (1) 伝達情報及び系統

##### ① 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）

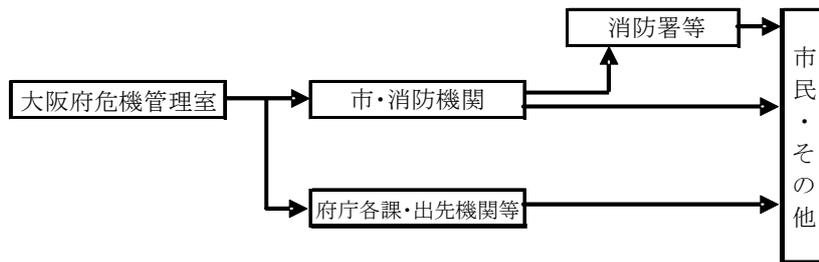


② 関係省庁災害警戒会議の情報



※関係省庁災害警戒会議：関係省庁の職員が参集し、関係省庁による今後の取り組確認及び内閣府による国民への呼びかけを実施

③ 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報



(2) 伝達事項

① 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）

前項（第2の1の(1)）による気象庁が発表する情報

② 関係省庁災害警戒会議の情報

関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報

③ 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報

府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報

(3) 警戒態勢の準備

市及び防災関係機関は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始、又は調査を継続している旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、その後の調査の結果に伴う「南海トラフ地震臨時情報」の発表に備えて、必要な体制等の準備を行う。

府は、国からの情報収集、市、消防機関等への情報伝達、留意事項の周知を行う。

(4) 警戒態勢の確立

市及び防災関係機関は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が、平常時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」の発表があった場合、可能性がなくなった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

府は、「大阪府防災・危機管理指令部」を設置する。

市は、連絡体制を確保するため、府に準じた組織体制をとる。また、地震への備えについて、市民等に対して再確認を目的とした呼びかけや、混乱防止のための広報を行う。

## 第2節 警戒活動

### 第1 気象観測情報の収集伝達

#### 《実施担当》

本部事務局、総務情報部、対策パトロール部、消防本部

#### 《基本的な考え方》

市は、府等と連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

#### 《対策の展開》

##### 1 雨量

- (1) 総務情報部は、管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、災害対策本部へ報告する。
- (2) 災害対策本部は必要に応じて、大阪管区气象台、大和川河川事務所へ連絡する。

##### 2 河川・ため池水位

###### (1) 河川

本部事務局は、管内の河川水位観測所等の情報を集約する。

###### (2) ため池

本部事務局は、管内のため池水位観測所等の情報を集約する。

また、ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあると認めた場合は、直ちに災害対策本部事務局に報告する。

通報を受けた本部事務局は、その状況を必要に応じて、府へ報告するほか、必要に応じて大阪府警察（富田林警察署）等へ通報する。

###### (3) 河川・ため池等の監視

対策パトロール部、消防本部は、市域内の河川、ため池を監視パトロールし、水位の観測並びに重要水防箇所の点検・監視を行い、その状況を本部事務局へ通報する。

##### 3 情報交換の徹底

対策パトロール部、消防本部、本部事務局は、隣接市町村水防機関等との気象観測所情報等の交換など、相互連絡に努める。

## 第2 水防警報及び洪水予報等

### 《実施担当》

本部事務局、総務情報部、対策パトロール部、消防本部

### 《基本的な考え方》

市及び関係機関は、洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警報を基に、状況に応じた警戒体制をとる。

### 《対策の展開》

#### 1 水防警報等の発表基準

知事が指定する河川に、洪水による災害の発生が予想される場合、知事は、水防活動を必要とする旨の水防警報を発表する。（水防法第16条第3項）

##### (1) 知事が発表する水防警報

知事が指定する河川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部長に通知する。

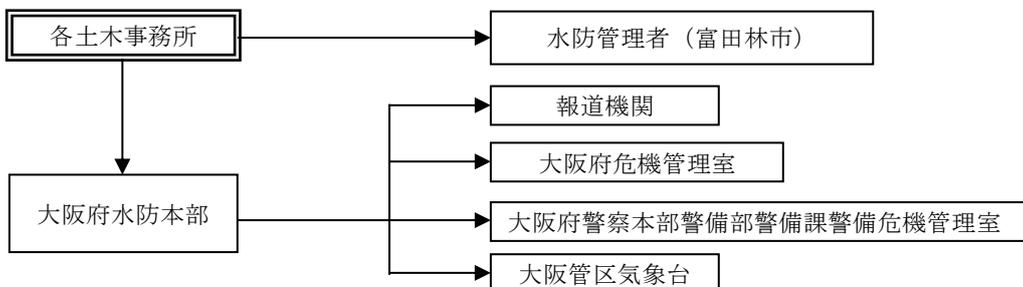
##### (2) 洪水予報

府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

##### (3) 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。（〔図1-5〕の連絡系統図による）

また、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、報道機関の協力を求めて一般に周知する。



〔図1-5〕 避難判断水位到達時の関係機関への連絡系統図

### 第3 水防活動

#### 《実施担当》

本部事務局、総務情報部、対策パトロール部、消防本部

#### 《基本的な考え方》

市は、府等と連携して、市域において洪水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

#### 《対策の展開》

##### 1 水防管理団体等

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。
  - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
  - イ 堤防からの溢水状況
  - ウ 樋門の水漏れ
  - エ 橋梁等構造物の異常
  - オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

### 第4 土砂災害警戒活動

#### 《実施担当》

本部事務局、消防本部、対策パトロール部

#### 《基本的な考え方》

本部事務局、消防本部、対策パトロール部及び府は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、地すべり危険箇所等の土砂災害に対して、情報の収集伝達、雨量の測定、避難の勧告指示、警戒区域の設定等の応急対策を的確に実施する。

#### 《対策の展開》

##### 1 警戒活動の基準

- (1) 土石流雨量の観測  
対策パトロール部は、管内の土石流雨量監視局・観測局の情報及び近隣市町村、府との情報連携を図り、土砂災害の未然防止に努める。

(2) 活動の基準

次の基準により必要な組織体制をとる。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所

- 警戒本部体制
  - ・当日雨量が100mmを超えた場合
  - ・前日までの連続雨量が40～100mmあり、当日雨量が80mmを超えた場合
  - ・前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日雨量が50mmを超えた場合
- 災害対策本部体制
  - ・警戒体制からさらに時間雨量30mm程度の強い雨が降りはじめた場合

イ 土石流危険渓流

- 警戒本部体制
  - ・警戒基準雨量が77mmを超え、警戒を要すると認められる場合
- 災害対策本部体制
  - ・避難基準雨量が112mmを超え、避難を要すると認められる場合

ウ 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域等

ア、イを参考に、警戒活動を開始する。

(3) 活動の内容

ア 警戒本部体制の場合

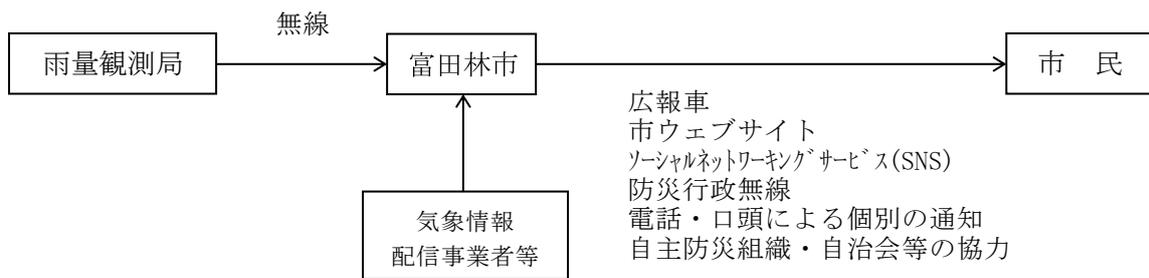
- ① 府、市は各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

イ 災害対策本部体制の場合

- ① 市は地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ② 市は必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ③ 市は市民等に避難準備を行うよう広報を行う。
- ④ 市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

(4) 情報伝達体制

【情報伝達系統】



(5) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区气象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、气象台の短時間降雨予測に基づき、气象台の土壌雨量指数等が基準を超過すると見込まれる場合、該当市町村に発表される。

※ 土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

## 2 活動体制

- (1) 対策パトロール部は、土砂災害等における災害に備えるため、富田林土木事務所と連携を図り、必要に応じて他の各部と警戒・避難体制をとる。
- (2) 危険箇所については、警戒区域に設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を行う。

## 3 応急措置

- (1) 対策パトロール部は、災害により被害を受け危険と認められる箇所は、府関係部署と連携し、被害の未然防止、拡大防止のため適切な工法による応急措置を行う。
- (2) 危険箇所については、警戒区域に設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を行う。

## 4 斜面判定制度の活用

市及び府等は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

## 5 情報交換の徹底

市及び府等は、気象観測情報等の交換に努める。

# 第5 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた施設管理者、警察官は、その旨を速やかに市長に連絡し、市長は市民に対して周知徹底を図るとともに、必要に応じて大阪管区气象台、府及び関係機関に通報する。

## 1 水害（河川、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など

## 2 土砂災害

### (1) 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在 など

### (2) 地すべり

地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し など

### (3) がけ崩れ

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下など

### (4) 山地災害

わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走る など

## 第6 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

### 1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

#### (1) 上水道（府、市、大阪広域水道企業団）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

#### (2) 下水道（府、市、南河内4市町村下水道事務広域化協議会）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保
- ウ 重要路線の巡回点検

#### (3) 電力（関西電力株式会社）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

#### (4) ガス（大阪ガス株式会社）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

#### (5) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社））

- ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ その他安全上必要な措置

### 2 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

### 3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第2章 情報収集伝達・警戒活動

#### (1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
- イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

#### (2) 道路施設（府、市、近畿地方整備局）

- ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

## 第3節 発災直後の情報収集伝達

市は、災害発生後、府等と相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

### 第1 情報収集伝達経路

府は、府が管理する施設等に係る被害情報等を収集伝達するほか、防災関係機関と協力し、被害情報等の収集伝達を行う。

市は、可能な限り関係部課にわたる被害情報等を取りまとめ、府に報告する。

### 第2 府における情報伝達経路

災害発生後、直ちに、府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係機関に迅速に伝達する。

国、他都道府県との通信は、消防防災無線や中央防災無線、衛星回線等を利用し、府内市町村、防災関係機関とは府防災行政無線等を利用して行う。

#### 1 被害状況の早期把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 震度情報ネットワークシステムの観測情報からの被害予測
- (2) 府防災情報システムによる被害予測
- (3) 市庁舎周辺の被害状況
- (4) 大阪府警察（富田林警察署）からの被害情報（通報状況等）
- (5) 市町村からの被害情報（消防機関への通報状況を含む。）
- (6) 防災関係機関からの被害情報（リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の配置を含む。）
- (7) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの被害情報
- (8) 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害情報
- (9) 衛星中継車やヘリコプターテレビ画像伝送装置からの被害映像
- (10) 被災状況等を整理・分析し、視覚化した地理空間情報
- (11) 市民からの被害情報（「おおさか減災プロジェクト」やSNS等の活用）
- (12) 民間の被害情報の共有
- (13) その他

## 2 災害情報の収集伝達

府は、市、大阪府警察（富田林警察署）をはじめ防災関係機関等と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

なお、市が報告を行うことができなくなったときは、府は、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、災害に関する情報の収集を行う。

また、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 市民の生命財産の安否の状況及び市民の避難の状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、鉄軌道、河川、砂防、農地、ため池、山林等の被害の状況
- (5) 上水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) その他

## 第3 市における情報収集伝達

### 《実施担当》

全部局、関係機関

### 《基本的な考え方》

市は、災害発生後、直ちに防災行政無線や大阪府防災情報システム等を活用し被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

### 《対策の展開》

#### 1 情報収集の基本方針

被害情報等の収集は、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施する基礎となるものであるため、各部長は災害発生後、直ちに被害調査を行い、その状況を把握して本部長に報告する。

- (1) 災害情報の収集及び本部事務局への報告は、各部において報告責任者を定め、報告の確実性を期する。

また、情報の一元化を図るため、情報公開担当課長を情報総括責任者にあて、災害情報の収集・総括・報告する。

- (2) 情報総括責任者は、災害の推移に応じて迅速かつ正確に防災担当部長に報告する。
- (3) 本部事務局は、各部からの情報を基に全体の被害状況を掌握するとともに、必要に応じて資料を作成し、情報総括責任者に報告する。

**【作成する資料】**

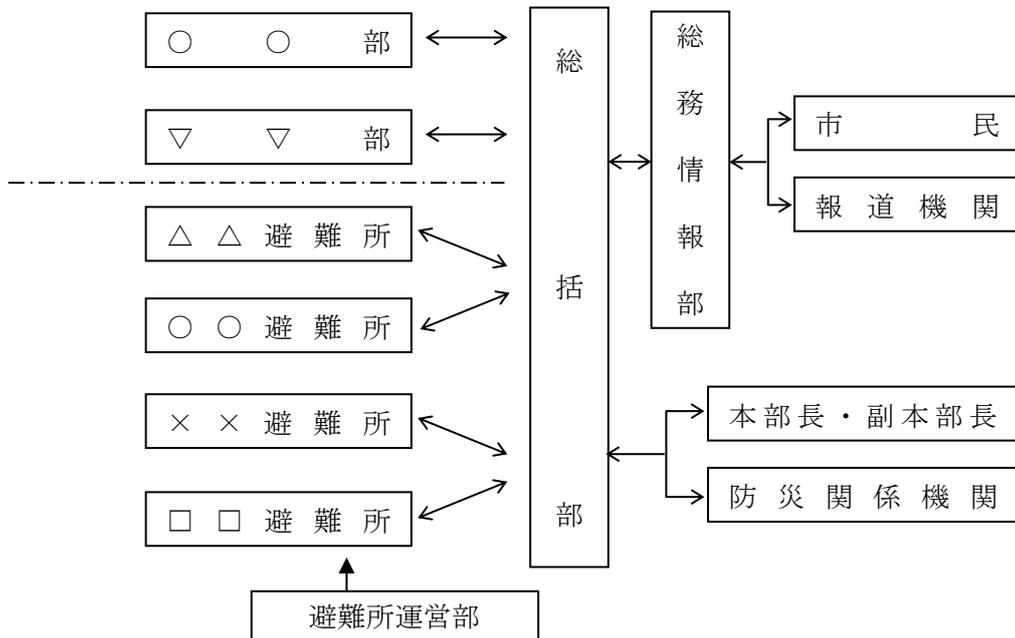
- ア 気象関連情報の状況、被害状況
- イ 本部会議のための資料
- ウ 状況報告書の作成
- エ 被害分布図の作成
- オ その他災害応急対策等に必要な資料作成

- (4) 情報の整理は、総務情報部が行う。  
整理にあたっては、消防本部や大阪府警察（富田林警察署）等関係機関とも十分に連絡をとる。
- (5) 総括部は、災害応急対策活動のため、収集した情報を直ちにその被害の種類に応じ関係各部に伝達する。
- (6) 各部は、被害情報等の収集にあたっては、災害対応の各時期において必要な情報を、適時、適切に収集し災害応急対策に活用する。

## 2 伝達系統等

### (1) 本部内部における伝達系統

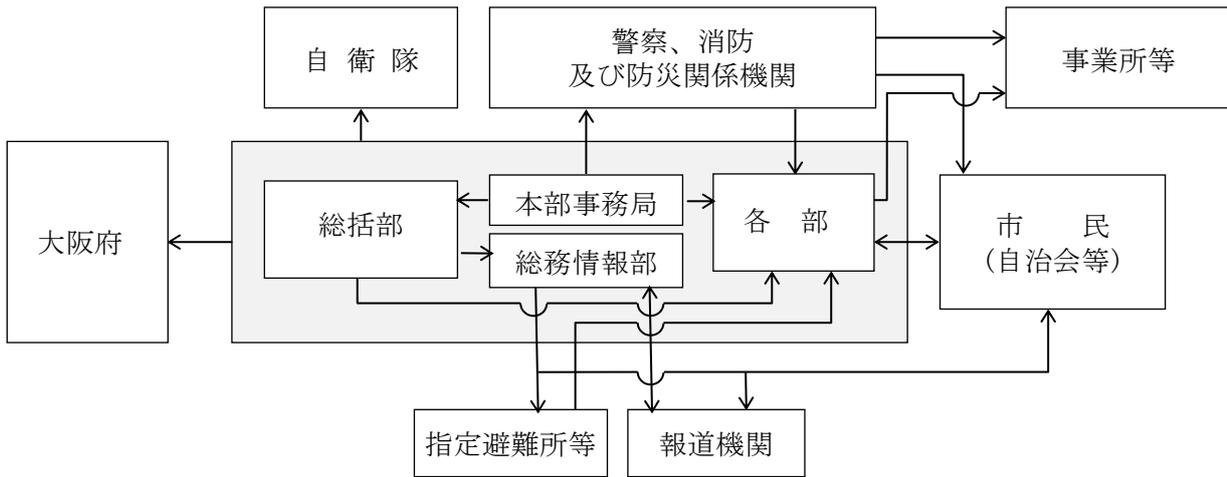
次図のように、各部局で収集した情報を、「災害連絡票」（資料編参照）により必要な情報を記載し、本部事務局に報告する。



### (2) 防災関係機関等との伝達系統

- ア 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害情報等を収集し、随時本部事務局及びその他の関係機関に状況を連絡する。
- イ 本部事務局と防災関係機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、災害応急対策活動が円滑に実施されるように努める。
- ウ 報道機関に対する被害情報等の伝達は、総務情報部を通じて行う。
- エ 総務情報部は、必要な被害情報等について市民に広報する。

【情報伝達系統図】



### 3 被害状況調査及び報告

災害に伴う被害状況の調査及び報告は、各部が迅速かつ確実に次のとおり実施する。

#### (1) 被害状況調査の時期及び報告

各部は、災害の推移に応じて以下の要領により、被害状況を調査し、その調査結果を本部事務局に報告する。

##### ア 災害発生時の情報収集

災害応急対策の体制を整えるため、職員は参集途上における被害状況の把握に努める。

##### イ 初動期の情報収集

災害発生後、時期を逸することなく、被害の発生及び被害の拡大の防止措置を実施するため、緊急対応に必要な災害情報及び被害状況の把握に努める。

##### ウ 応急対策期の情報

災害発生後の混乱期を経過し、災害が沈静化しはじめたときには、事後の対策に必要な具体的な災害情報及び被害状況の把握に努める。

調査種別	報告種別	調査及び報告の内容
概況調査	発生速報	災害により被害が発生したときは、直ちに概況を調査する。この調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短期間に概況を把握し、発生速報として報告する。 通報者並びに調査者は、被害の有無及びその程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。
被害調査	被害速報	災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害(被害)の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害(被害)の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。
被害確定調査	被害確定報告	災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。この調査はその後の災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となり、各種の対策費用負担にまで影響するので、被害状況を正確に把握して被害確定報告とする。ただし、この報告は状況に応じて、概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行うことができる。 本部事務局は、緊急の災害応急対策が終了した時点で、各部から取りまとめられた被害報告を基に全体の被害状況を掌握する。

(2) 報告内容

各々が収集した被害状況調査をおおむね次のような内容でまとめる。

災 害 情 報	ア 災害の原因 イ 災害が発生した日時 ウ 災害が発生した区域・場所
被 害 情 報	エ 被害状況 オ 世帯別被害状況等
災害応急対策活動 に関する情報	カ 避難勧告・避難指示（緊急）の状況 キ 市民等の避難状況 ク 災害に対して既にとった応急措置 ケ 災害に対して今後とろうとする措置 コ 関係機関の防災体制 サ 災害対策に要した費用の概算額 シ その他必要な事項

〔留意事項〕

- ア 被害状況調査書には、災害連絡票を用い、写真、地図等の確認資料を適宜添付する。
- イ 関係機関と常に連絡を図り、情報の緻密正確を期す。
- ウ 被災者支援システムを活用し、被災者支援台帳を作成する。

(3) 被害調査分担

調査担当部	調査項目
各部共通	・所管施設の被害調査
総括部	・被害状況の総括及び報告に関すること
総務情報部	・市有財産の被害状況調査及び復旧に関すること ・避難場所が利用可能であるか確認を行うこと ・被害状況等の撮影・記録に関すること ・災害情報の発信、収集に関すること ・被災状況全般の把握及び本部との連絡調整に関すること
避難所運営部	・施設の管理及び被害状況調査並びに緊急措置に関すること ・避難場所が利用可能であるか確認を行うこと ・児童・生徒の避難救助及び罹災状況の調達に関すること ・文化財等被災状況調査及び応急対策に関すること
要支援者対策部	・生活保護世帯等の罹災状況調査に関すること ・避難収容者の救護及び調査に関すること ・施設の管理及び被害状況調査並びに緊急措置に関すること ・市民の生命、身体及び財産にかかる被害状況調査に関すること
対策パトロール部	・道路、橋梁等施設の被害状況調査及び作業隊の編成並びに応急対策に関すること ・交通機関の被害状況調査に関すること ・住宅造成地、急傾斜地、土砂流等危険箇所の点検に関すること ・市営住宅の総合的な被害状況調査及び緊急措置に関すること ・下水道等排水施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること ・河川水路、ため池等の農業用施設、急傾斜地、公園の被害状況調査及び応急対策に関すること ・農林畜産関係の被害状況調査に関すること
環境部	・商工業関係の被害状況調査に関すること
消防本部	・救出、救助、救急業務並びに行方不明者の捜索に関すること
水道部	・水道施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること

## 第4 防災関係機関の情報収集伝達

災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、府に速やかに報告する。

- ・河川、ため池、砂防、道路・交通施設、上水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄軌道、医療機関、その他

## 第5 府への被害状況報告

### (1) 報告基準

府（政策企画部危機管理室）への報告は本部事務局が、府関係部局への個別報告は各部局が、次の基準により行う。

- ア 災害救助法の適用基準に該当する程度のとき
- イ 災害対策本部を設置したとき
- ウ 災害による被害に対して国の財政援助を要するとき
- エ 災害による被害は、当初は軽微であっても今後上記ア～ウの要件に該当する災害に発展するおそれのあるとき
- オ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき又は特に報告の指示があったとき

### (2) 災害報告

ア 本部事務局は、災害対策基本法第53条第1項により、被害状況等の報告を、府に対して行う（府に報告できない場合は、国（内閣総理大臣）に対して行う。）。

府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。但し、地震が発生し、市域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接国（総務省消防庁）に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。

イ 各部局は、府関係部局が定める要領により、所管する施設等の被害状況を報告する。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告する。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。

さらに、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

### (3) 被害状況報告要領

ア 被害状況報告は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告をする。

イ 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに府及び消防庁に通報する。

- ウ 確定報告は、災害応急対策を終了した後に行う。
- エ 被害が甚大なため市で被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、府に応援を求めて実施する。

## 第6 通信手段の確保

### 《実施担当》

総務情報部、本部事務局

### 《基本的な考え方》

災害に伴う気象予警報等の伝達、被害状況及び応急対策状況の収集、災害情報の伝達等を確実にを行うため、有線電話を中心とした通信体制を確保する。

また、必要に応じて防災行政無線、府防災行政無線、各機関・事業所専用の無線電話等を利用して効果的な通信体制を整える。

特に、孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

### 《対策の展開》

#### 1 無線通信機能の点検等

市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

#### 2 災害時優先電話・通信取扱責任者の指定等

##### (1) 災害時優先電話

災害情報通信に使用する災害時優先電話は、災害時においてその機能が発揮できるよう原則として着信を防止し、本部からの指示伝達専用として、迅速かつ円滑な通信連絡の確保を図る。

##### (2) 通信取扱責任者

各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。通信取扱責任者は、各部及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

##### (3) その他

各部及び防災関係機関は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに本部及び防災関係機関に修正の報告を行う。

#### 3 本部連絡員の派遣

##### (1) 各 部

各部は、総括部との連絡を強化するために、本部連絡員を総括部に派遣する。

##### (2) 防災関係機関

本部長は、災害応急対策を実施する上で必要と判断した場合、防災関係機関に対し、本部連絡員を派遣するよう要請する。

なお、本部連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

#### 4 多様な通信手段の活用

(1) ファクシミリの優先利用

本部、市出先機関、防災関係機関間の指令の伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてファクシミリによる文書連絡とする。

(2) 府防災行政無線の利用

府と府の各出先機関及び各市町村並びに防災関係機関との連絡は府防災行政無線により行う。

(3) アマチュア無線非常通信協議会との連携及び活用

(4) 非常通信等の利用

災害時において、電気通信設備（NTT通信電話等）が被害を受け、又は利用することが著しく困難な場合で、しかも防災行政無線による通信が困難な場合は、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

ア 警察、消防、鉄道、電気の各機関の保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ その他の無線（運輸業者のMCA無線）

このほか、携帯電話の活用を図るとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）なども検討する。

(5) 携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用

緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

#### 5 無線通信の運用

災害発生時は各種通信の混乱が予想されるため、無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

## 第4節 災害広報

### 第1 災害広報対策

#### 《実施担当》

総務情報部、本部事務局、日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者

#### 《基本的な考え方》

市、府及び関係機関は、相互に協議調整し、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて提供する。

#### 《対策の展開》

##### 1 広報体制

###### (1) 実施主体

- ア 総務情報部は、取りまとめられた情報を基に、総括部やその他関係機関との協議により広報内容・時期を決定する。
- イ 総務情報部は、広報活動用資料を作成するとともに、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。
- ウ 総務情報部は、新聞・放送機関等の報道機関と連絡調整を図る。

###### (2) 広報の方法

- ア 広報誌の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等
- イ 広報車による現場広報
- ウ 防災行政無線（同報系）による地区広報
- エ 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ 携帯メールや緊急速報メール
- キ インターネットの活用
- ク ケーブルテレビ等への情報提供
- ケ ファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい児者、聴覚障がい児者等に配慮したきめ細かな広報

##### 2 災害広報の内容

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報誌の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

###### (1) 台風接近時の広報

- ア 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第2章 情報収集伝達・警戒活動

- イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ウ 鉄道等の交通機関の運行情報等

#### (2) 風水害発生直後の広報

- ア 気象等の状況
- イ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- ウ 土砂災害（二次的災害）の危険性など

#### (3) 地震発生直後の広報

- ア 地震の規模等・気象の状況
- イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ など
- エ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- オ 避難の勧告、指示の呼びかけ
- カ 指定避難所開設の情報など

#### (4) その後の広報

- ア 二次災害の危険性
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 被災者のために講じている施策
- エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関などの生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報
- ク 義援物資等の取扱いなど

#### (5) 避難者に関する情報

総務情報部は、指定避難所で作成する避難者名簿を基に、市民の避難者に関する問い合わせに適切に対応する。

### 3 災害時の広報体制

- (1) 災害広報責任者による情報の一元化
- (2) 総務情報部（広報記録・情報通信班）は、広報資料の作成及び防災関係機関との連絡調整を行う。

### 4 報道機関との連携

総務情報部は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

#### (1) 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（株式会社ジュピターテレコム、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社（AMラジオ放送）、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- ア 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合

- イ 災害対策基本法の規定により市長から放送を求められた場合
- ウ その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

## 5 報道機関への情報提供

被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、情報提供を行う。

なお、発表に際しては、できる限り日時、目的等を前もって各報道機関に周知する。

## 6 要配慮者に配慮した広報

### (1) 障がい児者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障がい児者に配慮した広報を行う。

### (2) 外国人への情報提供

市は、府とともに、必要に応じ、株式会社FM802（FMCOCOLO）に対し、外国語による緊急放送の要請を行うとともに、その他の放送事業者に対し、外国語放送など適切な対応を要請する。

### (3) 避難行動要支援者への情報提供

広報にあたっては、富田林市避難行動要支援者支援プランに基づき、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

## 7 関係機関における広報活動

関係機関は、各防災計画の定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を本部事務局に通知する。

# 第2 広聴活動の実施

### 《実施担当》

総務情報部

### 《基本的な考え方》

市は、防災関係機関と連携し、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

### 《対策の展開》

#### 1 市民相談窓口の開設

災害発生後、時間的経過とともに変化していく相談内容に対応できるような広聴活動を適切に実施する。

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第2章 情報収集伝達・警戒活動

#### (1) 二次災害等に関する相談

二次災害防止や建物の修復に関する問い合わせなど、復旧に向けた市民の相談に応える。

#### (2) 特別相談

災害応急対策が一段落した時期に、被災者の医療相談や法律相談など、専門的な相談や一般的な相談を、ボランティアの協力を得て被災地の指定避難所等を中心に実施する。

## 2 実施体制

(1) 総務情報部は各部に派遣職員を要請するとともに、ボランティアの協力も得て市民相談業務全般について実施する。

(2) 相談窓口の開設時には、広報誌・防災行政無線等で市民へ周知する。

(3) 相談窓口には専用電話及び専用ファクシミリを備える。

## 3 要望の処理

(1) 市民相談窓口で扱う情報は、市の応急対策の実施状況、被害状況、援護・救援に関する事項等とする。

(2) 市民相談窓口で受付けた要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

(3) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

## Ⅲ 〔災害応急対策〕

### 第3章 消火、救助、救急、医療救護



# 第1節 消火・救助・救急活動

## 第1 消火・救助・救急活動

### 《実施担当》

消防本部、消防団、大阪府警察（富田林警察署）

### 《基本的な考え方》

消防本部、消防団は、府等と相互に連携を図りつつ、災害に伴う二次災害を防止するなど、被害の軽減を図る消防・救助・救急活動を「富田林市消防警防規程」及び「消防本部非常警備計画」に基づき、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

### 《対策の展開》

#### 1 非常警備体制

##### (1) 非常警備体制の確立

消防本部は、災害に伴う被害の軽減を図るため、「消防本部非常警備計画」等に基づき、速やかに非常警備体制を確立する。

なお、非常警備は震度階に対応して自動発令される。

##### (2) 消防職員の自主参集

上記に関わらず、消防職員は、非常警備発令の可能性が十分にあると判断したときは、自発的に参集し、初動体制の確立に努める。

##### (3) 消防団員の自主参集

消防団員は、災害発生状況を積極的に把握するとともに、緊急出動の可能性が十分にあると判断したときは、自主参集する。

#### 2 警防活動の基本方針

##### (1) 消火活動

非常警備体制を確立し、災害様態に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況を勘案して消火活動を実施する。

延焼の状況から、避難者に火災の危険が及ぶおそれがある場合、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

##### (2) 救助・救急活動

大阪府警察（富田林警察署）及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、消防本部及び医療機関と連携した救急活動を実施する。

延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を優先して実施する。

災害現場における倒壊家屋等からの救助事案等において、要救助者の救出に時間を要する場

合は消防団重機隊を要請する。

(3) 消防情報の報告

「火災・災害等即報要領」に定める即報基準に該当する火災及び特定の事故並びに救急・救助事故が発生した場合は、直ちに府及び災害対策本部事務局へ電話・ファクシミリ等により報告するとともに、大阪府警察（富田林警察署）等の防災関係機関に速やかに連絡する。

### 3 災害発生状況の把握

高所カメラ等を通じて、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

### 4 広域応援の要請

(1) 広域消防相互応援協定

市は、市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合又は資機材が必要な場合、消防応援協定に基づき応援を要請し、迅速かつ的確な対応を図る。

(2) 知事への応援要請

市長は、市全域災害等で必要な場合は、広域消防相互応援協定のほか災害対策基本法第68条の規定により、知事への応援を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

(3) 航空消防応援協定

大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、協定に基づき応援を要請する。

ヘリポートは、災害状況を踏まえ必要に応じて災害時用臨時ヘリポートの中から選定し対応する。

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

大規模災害時に、消防庁長官のもと消防活動を行う組織（緊急消防援助隊）に対して、知事を通じ直ちに派遣要請を行う。

(5) 応援部隊の誘導

応援部隊が有効に活動できるよう後方支援活動拠点、被災地等へ誘導を行う。

### 5 消防団の活動

水害その他災害時には、本部長及び消防長並びに消防団長の特命により緊急出動するが、消防団員が電話連絡その他により災害の発生を覚知したときは、特命を待つまでもなく直に出動する。

### 6 府

市から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、災害対策本部を設置し、市に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、被災市町村の被害拡大等に対応するため、必要に応じて、広域防災連絡会議を設置するものとし、当該被害に府域市町村だけで対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。

なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部

(※1)を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。その他、総合的な対応については、広域防災連絡会議(※2)を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。

※1 消防応援活動調整本部(本部長:知事)

災害が発生した市町村の消防の応援等のため、府及び市町村が実施する措置の総合調整及び関係機関との連絡を行うための組織のこと。

※2 広域防災連絡会議(本部長:災害対策課長)

広域的支援部隊(緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊災害派遣部隊など)の派遣を要請した場合に、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図ることを目的とする会議のこと。(大阪府広域的支援部隊受入計画)

## 7 大阪府警察(富田林警察署)

- (1) 大阪府警察(富田林警察署)は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- (2) 大阪府警察(富田林警察署)は、被害発生状況等に基づき、必要により機動隊等を、災害現場に派遣する。
- (3) 市及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、市町村が行う救助・救急活動を支援する。
- (4) 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- (5) 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

## 8 各機関による連絡会議の設置

市、府、大阪府警察(富田林警察署)及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

## 9 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。

また、消防本部、大阪府警察(富田林警察署)など防災関係機関との連携を図る。

## 10 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第2節 医療救護活動

### 第1 医療救護活動

#### 《実施担当》

要支援者対策部、消防本部  
富田林医師会、富田林歯科医師会、富田林薬剤師会、各医療機関等

#### 《基本的な考え方》

市及び府等は、富田林医師会、富田林歯科医師会、富田林薬剤師会、大阪府看護協会府南支部等との協力のもとに、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

#### 《対策の展開》

#### 1 医療救護活動体制の確立

##### (1) 救急医療対策会議の招集

市は、消防本部、要支援者対策部、大阪府済生会富田林病院、富田林医師会、富田林歯科医師会、富田林薬剤師会で構成する救急医療対策会議を招集する。なお、救急医療対策会議事務局（本節において以下「医療対策事務局」という。）となる健康づくり推進課は、府の医療情報システムや防災行政無線から救急医療対策会議の協議に必要な情報を把握・整理する。

これを基に救急医療対策会議は、救護所の設置・運営や医療救護班の派遣など、医療救護活動体制を確立する。

また、救急医療班は人的被害、医療機関被害、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

##### (2) 医療救護活動体制の確立

##### ア 医療救護班の編成・派遣

救急医療対策会議の決定により、富田林医師会は医療救護班を編成し、「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、あらかじめ指定した拠点救護所となる施設へ派遣する。

また、富田林医師会会長は自ら必要と認めたときは、救急医療対策会議の決定を待たずに、医師会医療救護班を編成・出動して傷病者の医療救護活動にあたる。

この場合、富田林医師会会長は直ちに本部長に通報するとともに、必要な人員の派遣を要請する。

- ① 医療救護班の編成は、富田林医師会が定める班編成及び出動基準に基づき災害の状況に応じて行う。
- ② 医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。
- ③ 医療救護班の搬送は、原則として各医療機関が所有する緊急車両等を活用して行う。なお、医療機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。
- ④ 市の医療救護班の体制をもってしてもなお、医療救護の確保ができないときは、本部事務局が府及び日本赤十字社富田林地区に医療救護班の派遣要請を行う。

イ 救護所の設置・運営

- ① 医療対策事務局は、医療救護班の参集場所、救援医薬品の集積場所及び応急救護所でもある拠点救護所をあらかじめ指定した施設に設置する。また、災害の状況に応じて、災害の現場付近に応急救護所を設置し、運営する。
- ② 医療対策事務局は、指定避難所やその他適当な場所に、医療救護所を設置し、運営する。また、医療機関開設者の承諾を得て医療機関を医療救護所に指定する。

ウ 医療救護班の受け入れ

拠点救護所を支援医療救護班の受入場所とし、医療対策事務局は救急医療対策会議の機関及び保健所の協力のもと、救護所への配置調整を行う。

## 2 現地医療救護活動

### (1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

富田林医師会が派遣する医療救護班は、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

各医療関係機関から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災者の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

### (2) 医療救護班の業務

- ア 患者に対する応急処置
- イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災者の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

## 3 後方医療活動及び広域搬送の支援要請

被災地域内において医療の確保が困難な場合、あるいは個別疾病に対する専門医療が必要な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

また、広域搬送手段によって、必要な傷病者の搬送を実施する。

### (1) 受入病院の選定及び搬送

医療対策事務局は、大阪府医療情報システム等を活用して医療施設の空床状況等を把握し、特定の病院に患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関に患者の搬送を要請する。

### (2) 患者搬送手段の確保

ア 患者の陸上搬送は、原則として消防本部及び大阪府済生会富田林病院が所有する救急車でを行うが、救急車の確保が困難な場合は、医療対策事務局は総務部に公用車の使用や、タクシー等民間交通機関に協力要請を求めるほか、本部事務局を通して府に搬送支援を要請して確

保する。

イ ヘリコプターによる搬送を要する場合は、消防本部を通じ大阪市消防局航空隊に要請するほか、別途調達若しくは府へ搬送支援を要請して確保する。

(3) 災害医療機関の役割

ア 災害拠点病院

① 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害拠点病院間の調整を行う。

【病院名】 資料編を参照

② 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- a 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供
- b 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- c 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

【病院名】 資料編を参照

イ 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- ① 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供
- ② 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ③ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- ④ 疾病に関する情報の収集及び提供

【病院名】 資料編を参照

ウ 富田林市災害医療センター

富田林市災害医療センターは、次の活動を行う。

- ① 市の医療拠点としての患者の受け入れ
- ② 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

【病院名】 資料編を参照

エ 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び富田林市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

【災害医療協力病院名】 資料編を参照

#### 4 医薬品等の確保・供給

医療対策事務局は、備蓄医薬品等のほか富田林医師会や薬剤師会等の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材の調達、供給を実施する。

なお、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行い確保する。

また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備し、供給活動を行う。

## 5 個別疾病対策

市は、府と連携して、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター及び各専門医会関係団体と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

また、災害・緊急時の安心携帯カードについて、平時より医療関係機関等に周知する。



## Ⅲ 〔災害応急対策〕

### 第4章 避難行動



# 第1節 避難誘導

## 第1 避難の勧告・指示、誘導

### 《実施担当》

総括部、要支援者対策部

### 《基本的な考え方》

市は、災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関と相互に連携し、避難勧告、避難指示（緊急）の発令、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

### 《対策の展開》

#### 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を発令する。

また、府は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言することとされており、市は助言を受けた際は速やかに発令するものとする。なお、府は、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定している。

##### (1) 避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。</li> <li>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。</li> </ul>

	発令時の状況	住民に求める行動
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> </ul>
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li> <li>・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> <li>・津波災害から、立退き避難する。</li> </ul>

※注 市は、市民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

（出典：「大阪府地域防災計画【基本対策編】」（平成31年1月修正））

## 2 実施者

### (1) 避難勧告、避難指示（緊急）

風水害等により被害を受け、又は受けるおそれのある市民に対して、次表に示す実施責任者が避難勧告又は避難指示（緊急）を行う。

実施責任者	避難勧告、避難指示（緊急）の内容	根拠法規
市長	<p>市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告又は指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難勧告又は避難指示（緊急）に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難勧告又は避難指示（緊急）の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。</p> <p>これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p>	災害対策基本法 第60条
	市長が、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。	
	市長は、富田林市避難行動要支援者支援プランに基づき、避難行動要支援者への避難指示（緊急）や避難勧告を実施する。	
知事	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって知事が行う。	災害対策基本法 第60条
知事又はその命を受けた職員	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	水防法第29条 地すべり等 防止法第25条
警察官	市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法 第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法 第94条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	水防法 第29条

※指示は、避難すべき時期が切迫した場合、また災害発生現場に残留者が居る場合に行う。

### 3 避難勧告等の伝達

避難準備・高齢者等避難開始の情報は、さらなる災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては当該地区に避難勧告又は避難指示（緊急）の発令を実施する必要が予想される場合に伝達する。また、必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の発令等と合わせて指定避難所を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。

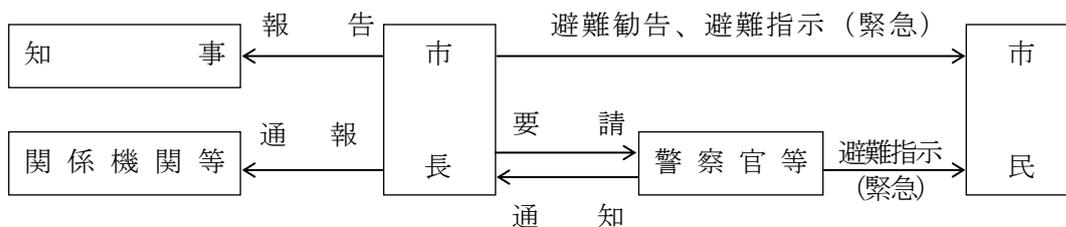
市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難勧告等を伝達する。

### 4 避難勧告・避難指示（緊急）の流れ

(1) 実施責任者は、避難勧告又は避難指示（緊急）を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。

なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

(2) 市長は、避難勧告又は避難指示（緊急）を行った場合、その旨を知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに知事に報告する。



### 5 避難勧告・避難指示（緊急）のめやす

避難勧告又は避難指示（緊急）は、当該地区の市民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発令する。

避難勧告又は避難指示（緊急）のめやすは以下のとおりである。なお、詳細については「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づくものとする。

#### <洪水災害>

- ・水位観測所の水位がはん濫危険水位に到達する場合（越水、溢水のおそれのある場合）
- ・異常な漏水の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- ・決壊や越水の発生又ははん濫発生情報が発表された場合など

#### <土砂災害>

- ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合
- ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- ・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合など

### 6 洪水、土砂災害による避難準備の指示

(1) 水防管理者、又は知事若しくはその命を受けた職員は、河川及びため池で警戒水位に達し、洪水により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の市民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。

- (2) 市長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合に、危険地域ごとに、広報車等により市民に避難の準備を広報する。

## 7 市民への周知

市長等は、避難勧告等の実施にあたっては、本部事務局が総務情報部と連携して、対象となる地域名等を明示し、防災行政無線（同報系）などにより周知徹底を図る。

周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

### (1) 周知の内容

- ア 勧告者
- イ 対象となる地域名
- ウ 避難理由
- エ 避難先
- オ 避難後の指示連絡など

### (2) 周知の手段

- ア 防災行政無線（同報系）
- イ 広報車
- ウ 携帯メール
- エ 緊急速報メール
- オ 広範囲に及ぶ場合は、テレビやラジオ
- カ その他口頭伝達や必要に応じて上記を併用するなどして伝達する。

## 8 避難者の誘導等

### (1) 避難誘導を行う者

市民の避難誘導は、原則として自主防災組織、自治会単位による自主避難とし、避難行動要支援者の安否確認や避難支援も合わせて行う。なお、要支援者対策部は、その支援にあたる。

#### ア 学校、病院等の施設管理者及び防火管理者等

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設及び事業所の管理者並びに防火管理者等は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

#### イ 避難路の確保

市及び道路管理者等は、市民の安全のために避難路の確保に努める。

#### ウ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関の防災計画及び避難計画に基づき実施する。

### (2) 避難の誘導方法

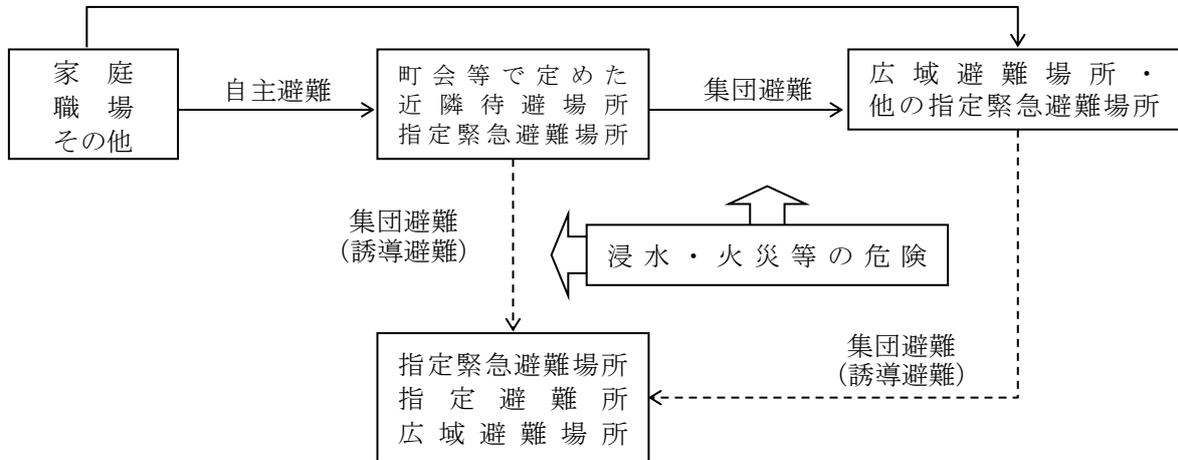
避難の誘導は、災害の規模、状況に応じておおむね次のように実施する。

#### ア 安全な避難路等を通して指定緊急避難場所及び指定避難所へ徒歩により誘導する。火災発生時には、指定緊急避難場所又は広域避難場所へ誘導する。

#### イ 避難の誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先するとともに、できる限り早めに避難させる。

ウ 火災等で最初の指定緊急避難場所が危険と判断された場合、近くの指定緊急避難場所か広域避難場所又は指定避難所へ移動する。

【避難のパターン】



9 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達方法と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を周知する。

10 被災者の搬送

市は府に協力し、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の搬送を要請する。

また、搬送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該搬送を行うべきことを指示する。

## 第2 警戒区域の設定

### 《実施担当》

総括部
-----

### 《基本的な考え方》

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

### 《対策の展開》

#### 1 設定者

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある市民に対して、次表に示す実施責任者が警戒区域の設定を行う。

実施責任者	内 容	根拠法規	種類
市 長	市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条	災害全般
知 事	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条	災害全般
警察官	市長（権限の委任を受けた市職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて同項の職権を行なう消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があつたときは、警察署長は、同項の職権を行なうことができる。 水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条 消防法第23条の2、28条 水防法21条	災害全般
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条	災害全般
消防吏員 又は消防団員	火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場等において、警戒区域を設定する。	消防法第23条の2、 28条、36条	水災を除く災害
消防機関に 属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法 第21条	水災

## 2 規制の内容及び実施方法

災害が発生し、又は災害の発生が予測される場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し市長が発令するいとまのないときは、副市長、その他の関係部が実施する。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。
- (2) 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
- (3) 警戒区域の設定に必要な措置、及び警戒区域を設定したときは、本部事務局、その他関係部が連携し、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、大阪府警察（富田林警察署）等の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

## 3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達と同様に速やかに警戒区域の解除を指示する。

## 第2節 指定避難所の開設・運営等

### 第1 指定避難所の開設・運営等

#### 《実施担当》

総務情報部、避難所運営部、要支援者対策部

#### 《基本的な考え方》

市は、災害が発生したとき、指定避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、災害による家屋の浸水、損壊により避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。

#### 《対策の展開》

##### 1 指定避難所の開設

###### (1) 指定避難所の開設

本部長は、避難が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を開設し、市民に周知するとともに、速やかに指定避難所を管理する。

ただし、市域で震度5強以上の地震を観測した場合は、すべての指定避難所を開設する。

###### (2) 避難対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った人
- イ 避難の必要がある人

###### (3) 指定避難所の開設方法等

###### ア 勤務時間内に指定避難所を開設する場合

- ① 本部長の指示伝達により、施設管理者は指定避難所を開設し、避難所運営部職員は指定避難所に参集する。
- ② 市域で震度5強以上の地震を観測したときは、指定避難所の施設管理者は、直ちに指定避難所を開設する。

###### イ 勤務時間外に指定避難所を開設する場合

- ① 本部長の指示により、避難所運営部職員は指定避難所に参集し、施設の警備担当者等と協力して指定避難所を開設する。
- ② 市域で5強以上の地震を観測したときは、現地配備員は自主参集し、指定避難所を開設する。

指定避難所を開設する時期		開設する者
本部長が必要と認めるとき	勤務時間内	本部長の指示により施設管理者が開設
	勤務時間外	本部長の指示により避難所運営部職員が開設
市域で震度5強以上の地震を観測したとき (自動設置)	勤務時間内	施設管理者が開設
	勤務時間外	現地配備員

ウ 指定避難所を開設したときは、本部事務局に報告する。

(4) 避難所が不足する場合

避難所の受け入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

避難所の開設にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

府は、市から要請があった場合は、府域の他の市町村への応援の指示、関西広域連合、他府県への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講ずる。

## 2 指定避難所の管理、運営

(1) 運営主体

ア 指定避難所の運営は、初期段階では避難所運営部職員が中心となり、教職員等の協力を得ながら行う。

イ 避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会などのコミュニティ単位のまとまりによるグループ分けを行い、リーダーの選任やボランティアの協力を得るなどして、男女共同参画の視点により指定避難所の自主的運営を図る。

また、市は府と協力して、施設の本来の機能の早期回復のため、応急仮設住宅の建設など避難者の住宅の確保に努める。

(2) 避難者名簿の作成

ア 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受け入れる際には避難者名簿を作成する。

イ 避難者名簿は、避難者自身が記入することを原則とする。

ウ 避難者は、氏名、年齢、性別、住所、その他備考等を、自主的な意思に基づき避難者名簿に記入する。

エ 避難者名簿の情報を本部事務局へ報告する。

オ 避難者情報の整理にあたっては、被災者支援システムの活用に努める。

(3) 飲料水、食料、生活必需品の供給

避難所運営部職員は、飲料水や食料、生活必需品等避難者に必要な物資の数量を把握し、本部事務局に報告する。

救助・救援物資の受取と配布は、総務情報部及び避難者等の協力を得て行う。

(4) 指定避難所のトイレ対策

ア 仮設トイレ設置

避難者や施設の被害状況から、必要に応じて仮設トイレを設置する。

イ 仮設トイレの管理

- ① 浄化槽清掃・くみ取り業者及び防疫業者に委託し、くみ取りや消毒を行う。
- ② 設置場所の管理者及び自治会等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

(5) 指定避難所における情報提供

### 3 指定避難所の管理、運営の留意点

避難所運営部は、避難者による自主的な運営を促すとともに、「避難所運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

(1) 指定避難所ごとに受け入れ避難者に係る情報の早期把握、及び自宅、テント及び車等、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、府に報告する。

(2) 混乱防止のための避難者心得の掲示

(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

指定避難所に配置された職員は、避難者に各種情報の提供を行う。

ア 指定避難所の各種運営情報を口頭・ちらし・ポスター・放送等で伝える。

イ 水、食料、日用品、医療品等の配布等について情報提供する。

ウ 被害状況や避難者情報等について情報提供する。

エ 本部からの情報等の連絡窓口として、各種災害対策や支援情報を提供する。

(4) 避難行動要支援者への配慮

要支援者対策部は、避難所運営部と連携して避難行動要支援者の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品の配布等に配慮する。

(5) 避難行動要支援者等の搬送

ア 施設での生活が必要な避難行動要支援者

事前に把握している要援護者で、施設での生活が必要な人は、本人の意思を確認した上で福祉避難所（二次的な避難施設）へ搬送する。

また、指定避難所での集団生活を行うことが困難な避難行動要支援者等の人も、本人の意思を確認した上で後方の福祉避難所（二次的な避難施設）へ搬送する。

イ 傷病者等

傷病者等の病状により、必要に応じて後方の大阪府済生会富田林病院等適切な施設への搬送措置をとる。

(6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

(7) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いに配慮する。

(8) 相談窓口を設置し、女性相談員の配置に配慮する。

また、避難所運営部は、指定避難所の運営組織に少なくとも3割以上を目標に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

(9) 指定避難所として指定されている施設の管理者とは、事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。

(10) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行う。

#### 4 愛玩動物（ペット）の救護対策

ペットの取り扱いをはじめ、指定避難所におけるペット同行避難者の受け入れ、並びに災害動物の救護対策について、大阪府獣医師会等関係団体と連携し、次のとおり定める。

(1) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

愛玩動物（ペット）同行避難が可能な指定避難所をあらかじめ指定する。

(2) ペットの取り扱い

災害発生時におけるペットの取扱いは、「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づき、飼い主による管理を原則とする。

(3) ペット同行避難者の受け入れ

ア 同行避難

災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

イ 指定避難所におけるペットの飼養スペース

指定避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離する、あるいはペット飼養可の居住スペースと飼養不可の居住スペースを分離する。ただし、身体障がい者補助犬を除く。

ウ 災害に備えた事前準備

飼い主は、普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

① 飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）

- a 少なくとも7日分の水とペットフード
- b 予備の食器と首輪、リード
- c ケージ補修などに使うガムテープ
- d トイレ用品

② 飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示）

- a ケージに慣れる
- b 無駄ぼえをさせない
- c 決められた場所でトイレができる

#### エ ペット飼い主への対応

市は、指定避難所の施設能力や避難者の状況、衛生状況等を考慮し、必要に応じて、屋外等にペットのためのスペースの確保に努める。

### 5 福祉避難所の開設・運営

要支援者対策部は、指定避難所における避難者の中で、福祉避難所による受入れを必要とする対象者を把握し、本部長に結果を報告する。

本部長は、必要に応じて福祉避難所の開設を決定し、福祉避難所として指定している公共施設や協定を締結している民間福祉施設へ開設要請を行う。

なお、対象者となる本人や家族の意思を十分尊重した上で、介護、障がいの程度、状態を勘案し、受け入れ先となる福祉避難所に移動する。

また、福祉避難所の運営にあたっては、要支援者の相談等にあたる介助員等を配置し、避難生活上の支援を行うとともに、対象者の生活状況等を把握し、医療機関、介護サービス事業所と連携し、ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスが受けられるように努める。

### 6 指定避難所の早期解消のための取り組み等

対策パトロール部は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、対策パトロール部は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、住宅の応急修繕を推進する。

なお、対策パトロール部及び府は、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

### 7 指定避難所の閉鎖

避難勧告等が解除され、避難所開設の必要がなくなった場合等、本部からの閉鎖の指示を避難者等に伝え、もとの機能に復旧する。

## 第3節 避難行動要支援者への支援

### 第1 避難行動要支援者への支援

#### 《実施担当》

要支援者対策部、避難所運営部、富田林市社会福祉協議会

#### 《基本的な考え方》

要支援者対策部、避難所運営部及び富田林市社会福祉協議会は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

#### 《対策の展開》

#### 1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

##### (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

##### ア 安否確認・避難誘導

要支援者対策部、避難所運営部は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「富田林市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい児者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、要支援者対策部、避難所運営部は、府と連携して、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

##### イ 被災状況の把握

要支援者対策部、避難所運営部は、府と連携して、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

##### ウ 災害情報の提供

障がい児者等の支援団体等に災害情報を提供するとともに、手話通訳者等のボランティアを要請し、それぞれの障がい特性に応じた情報が確実に伝達されるよう配慮する。

##### エ 指定避難所での避難行動要支援者等への配慮

要支援者対策部は避難所運営部と連携して、指定避難所等に避難した避難行動要支援者の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品等の配布について配慮する。

##### (2) 福祉ニーズの把握

要支援者対策部は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、必要に応じて居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等を定期的に巡回するとともに、指定避難所に相談窓口を設置するなど、指定避難所周辺の市民も含めた相談業務を行い、地域の福祉ニーズの迅速な把握に努める。

## 2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への受け入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい児者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、情報の提供についても、十分配慮する。

### (1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア 要支援者対策部は、被災した避難行動要支援者に対して、必要に応じて、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 福祉避難所（二次的な避難施設）の早期開設に努め、避難行動要支援者に対する福祉サービスの継続的な提供を行う。

ウ 要支援者対策部は、府と連携して、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、こころのケア対策に努める。

### (2) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

要支援者対策部は、府と連携して、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

### (3) 福祉全般の相談

地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、総務情報部が開設する市民相談窓口と密接に連携して、福祉全般の相談を受付ける。

### (4) 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者に対する福祉サービスの情報提供を行う。

### (5) 広域支援体制の確立

府は、市等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町村等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

## 3 応急保育対策

要支援者対策部は、保育所等の乳幼児の安全を確保するため、休所等の措置や安否確認とともに、速やかに応急保育再開に向けた措置を行う。

### (1) 事前の措置

ア 災害のおそれがあるときは必要な措置を検討し、速やかに施設長等へ伝達する。

イ 保育所等の職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害のおそれがある

る場合は、次の事項のとおり施設長等と協力して災害応急対策に備える。

- ① 休所（園）、行事・会議・出張の中止
- ② 保育所等入所乳幼児の避難、保護者への連絡方法の検討
- ③ 勤務時間外における所属職員の所在確認や非常招集方法の検討

(2) 災害時における応急対策

ア 保育所等の開所時間中に災害が発生した場合は、乳幼児の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、乳幼児の安否、被災状況等を把握し速やかに本部事務局へ報告する。

イ 休所（園）、中途帰宅等が必要と認められる場合は、保護者への連絡その他必要な措置を実施する。

ウ 保育所等の開所時間外に災害が発生した場合、職員は災害状況に応じ、あらかじめ定める基準に基づき所定の施設に参集し、災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急保育の実施や施設の管理のための体制確立に努める。

(3) 応急保育の実施

ア 災害により通常の保育が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、乳幼児及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して応急保育を実施する。

イ 応急保育の実施場所

災害により施設が損壊した場合、残存施設や近隣の公共施設等を活用して保育の継続を図る。

ウ 保育所等入所乳幼児の健康保持

- ① 被災の状況を勘案し、平素の保健管理、安全指導を強化する。
- ② 被災地域の保育所等入所乳幼児に対して、要支援者対策部と緊密な連絡をとり、健康チェック等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。
- ③ 被災した乳幼児の保護者に対しては、その被災状況により保健指導やカウンセリング等を実施し健康の保持、心のケアに努める。
- ④ 災害の状況により、施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

(4) 応急復旧対策

ア 施設等が被災した場合は、速やかに応急復旧措置を講じ、早急に平常保育ができる体制を整える。

イ 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉所し、完全復旧するまで管理監督するとともに、代替施設等を検討する。

## 第4節 広域一時滞在への対応

### 第1 府内における広域一時滞在

#### 1 広域一時滞在进行する必要がある場合

- (1) 市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受け入れについて協議する。
- (2) 市は、隣接市町村間で協定締結している指定避難所に関する協定に基づき、受け入れ方法について事前協議を行う。
- (3) 市は、府に対し、広域一時滞在有の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在有に関する事項について助言を求める。

#### ア 広域一時滞在有の協議を受けた場合

市は、府内他市町村から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる指定避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

### 第2 府外における広域一時滞在

#### 1 広域一時滞在进行する必要がある場合

市は、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受け入れについて協議する。

#### (1) 広域一時滞在有の協議を受けた場合

市は、府から他の都道府県の被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる指定避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

### 第3 被災住民に対する情報提供と支援

- (1) 市は、広域一時滞在有を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在有を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- (2) 市が広域一時滞在有を受け入れた場合、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。



## Ⅲ 〔災害応急対策〕

### 第5章 交通対策、緊急輸送活動



## 第1節 交通規制・緊急輸送活動

### 第1 緊急輸送のための道路確保

#### 《実施担当》

対策パトロール部、大阪府、大阪府警察（富田林警察署）

#### 《基本的な考え方》

市、府及び関係機関は、救助・救急・消火・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路等の確保に努める。

大阪府警察（富田林警察署）及び道路管理者は、相互に連携して、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

なお、国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

#### 《対策の展開》

#### 1 陸上輸送

##### (1) 緊急交通路の確保

##### ア 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、府及び道路管理者等は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、大阪府警察（富田林警察署）は交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

##### イ 緊急交通路の指定に係る関係機関の役割

大阪府警察（富田林警察署）は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ定める緊急交通路以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、市及び道路管理者等と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、府及び道路管理者等は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

##### ① 市、府及び道路管理者等

##### a 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び大阪府警察（富田林警察署）に連絡する。

##### b 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、大阪府警察（富田林警察署）と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第5章 交通対策、緊急輸送活動

#### c 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、大阪府警察（富田林警察署）、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

#### ② 大阪府警察（富田林警察署）

##### a 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

##### b 緊急交通路における交通規制の実施

緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

#### ウ 交通規制の標識等の設置

大阪府警察（富田林警察署）及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

#### エ 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき出動要請を行う。

大阪府警察（富田林警察署）は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

#### オ 連絡・協力体制の確立

対策パトロール部は、道路交通網の確保を期するため、道路管理者や大阪府警察（富田林警察署）との情報交換や周辺市町村を含む広域圏における協力体制の確立に努める。

- ① 道路管理者相互で交通情報等を交換する。
- ② 大阪府警察（富田林警察署）との間で交通事故・渋滞発生情報等を交換する。
- ③ 道路復旧工事と輸送等救援活動について連絡調整を行う。
- ④ 広域交通規制等についての広域圏における協力体制を確立する。

#### (2) 交通規制の実施

##### ア 交通規制の実施

- ① 交通規制は、道路の機能確保・復旧活動の状況により行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。
- ② 道路施設等に危険な状況が予想され、又はこれを発見若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、運用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

イ 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両等の通行確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警察官	1 通行禁止区域等において緊急通行車両等の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

2 緊急交通路の周知

市、大阪府警察（富田林警察署）及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、市民への周知を行う。

### 3 緊急通行車両等の確認

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

### 4 輸送手段の確保

市は、府に協力し、大阪府警察（富田林警察署）、自衛隊、並びに日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合などの運送事業者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

### 5 輸送基地の確保

- (1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。
- (3) 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、利用する陸上輸送基地を指定し、施設管理者、大阪府警察（富田林警察署）、自衛隊、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合及び社団法人大阪バス協会など運送業者に連絡する。

### 6 災害時における車両の移動等

災害が発生し、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合、施設管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき、関係する地方公共団体、道路管理者、府公安委員会等の関係機関と連携し、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等を行う。

## 第2 緊急輸送体制の確立

### 《実施担当》

総務情報部、対策パトロール部、要支援者対策部、消防本部、避難所運営部

### 《基本的な考え方》

市は、災害初動期において緊急に必要となる物資等の輸送需要に対処するため、関係機関の協力を得て必要な人員、輸送用車両及び燃料を確保する。

### 《対策の展開》

#### 1 人員、輸送用車両等の確保

- (1) 総務情報部は、各部局からの情報に基づいて、必要とする車両台数及び燃料を確保する。
- (2) 総務情報部は、要支援者対策部からの指定避難所の避難者情報に基づいて、輸送等に当たる要員を確保する。

#### (3) 緊急通行車両等確認申請

災害発生時における緊急通行車両等の確認手続きは、知事及び府公安委員会が実施する。交通規制が実施された場合、市が使用する車両は、各部において知事及び府公安委員会等に緊急通行車両の届出申請を行い、確認を得て標章並びに証明書の交付を受ける。

また、事前届出を行った車両については、府公安委員会から交付を受けた「緊急通行車両等事前届出済証」を提示して所要の手続きを行い、所定の標章並びに証明書の交付を受ける。

なお、特別の事情で事前届出を行った大阪府警察（富田林警察署）で手続きを行うことができない場合にあっては、他の警察署等で手続きを行うことができる。

緊急通行車両等の標章は、車両前面の確認しやすい場所に貼付する。

#### (4) 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

ヘリコプターによる輸送を必要とする場合は、市長は、関係機関に支援を要請するとともに、消防本部は災害時用臨時ヘリポートが直ちに使用できるよう準備する。

#### 2 輸送基地の確保

- (1) 府は、関係機関の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。
- (2) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (3) 市は、府と連携して、関係機関と協議し、開設するヘリポートを指定する。

#### 3 輸送手段の確保

市は、府と連携して、関係機関の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

#### 4 物資集積場の開設

備蓄物資及び救援物資の輸送を、円滑かつ効率的に進めるため、避難所運営部は必要に応じて物資集積場を開設して活動する。

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第5章 交通対策、緊急輸送活動

- (1) 物資集積場は、被害状況、規模等に応じ開設する。
- (2) 避難所運営部は、物資集積場において物資の需要把握、手配、受け入れ、在庫管理、緊急輸送等を行う。

## 5 緊急輸送の実施

- (1) 避難所運営部は、緊急交通路の道路状況、指定避難所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。
- (2) 緊急輸送の対象及び順位は次のとおりとする。

### ア 輸送対象

段 階	輸 送 対 象
第1段階 (発生から1・2日程度)	① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、資機材等 ② 消防活動等災害の拡大防止のための人員、資機材等 ③ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ④ 国・府・市町村の災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設等の保安要員等初動の応急対策に必要な要員、資機材等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び資機材等 ⑥ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資、資機材等
第2段階 (3～7日程度)	① 上記(第1段階)の続行 ② 傷病者及び被災者の被災地外への搬送 ③ 生活必需品 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び資機材
第3段階 (7日以上)	① 上記(第2段階)の続行 ② 災害復旧に必要な人員及び資機材

### イ 輸送順位

- ① 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- ② 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ③ 上記以外の災害応急対策のために必要な輸送

## 6 物資の管理

### (1) 物資受払簿の作成

備蓄物資、調達物資及び救援物資について、受け入れ在庫数量及び出庫配送数量等を記録する受払簿を作成し、的確な物資管理に努める。

### (2) 物資の分類・整理

食料関係、生活物資関係等の分類を行い、品目・サイズ等を区分し必要に応じて速やかに出庫できるように努める。

## 第2節 交通の維持復旧

### 第1 交通の維持復旧

#### 《実施担当》

対策パトロール部、大阪府、大阪府警察（富田林警察署）、  
近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社

#### 《基本的な考え方》

鉄軌道、道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

#### 《対策の展開》

##### 1 交通の安全確保

###### (1) 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

###### (2) 各施設管理者における対応

ア 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- ① 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防本部、大阪府警察（富田林警察署）に通報し、出動の要請を行う。
- ② 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 道路施設（府、市、近畿地方整備局、大阪府道路公社）

- ① 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて大阪府警察（富田林警察署）に通報し、出動の要請を行う。
- ② 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

##### 2 交通の機能確保

###### (1) 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

なお、道路の施設等と家屋の倒壊・焼失等から生ずるがれきについては、道路上の障害物として緊急通行車両の通行や応急活動の障害となるが、私有財産も含まれていると考えられることから、道路機能確保にあたっては、これらに配慮して処理する。

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第5章 交通対策、緊急輸送活動

#### (2) 各施設管理者における復旧

##### ア 鉄軌道施設

- ① 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- ② 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

##### イ 道路施設

- ① 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。  
なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- ② 市の管理する道路は、対策パトロール部が応急復旧し、機能を確保する。被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。  
ただし、市の管理外の道路であっても緊急を要するときは必要に応じて実施する。  
また、協定締結団体（園芸、建設業関係団体等）の協力を得て復旧作業を行う。
- ③ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

##### ウ 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集と広報

道路管理者、大阪府警察（富田林警察署）は、災害時の道路交通の確保及び緊急交通路に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集し、情報交換に努める。

また、この情報は、総務情報部を通じて関係機関に連絡するとともに市民に広報し、協力を求める。

##### エ 道路機能確保作業用資機材の調達

道路機能確保作業用資機材は、市が保有するもののほか不足が生じた場合は、市内建設業者等に要請して調達する。

## 第3節 バス路線の応急復旧

### 第1 バス路線の応急復旧

#### 《実施担当》

近鉄バス株式会社、南海バス株式会社、株式会社金剛自動車

#### 《基本的な考え方》

乗客の安全確保と二次災害の防止に努めるとともに、輸送の確保を図る。

#### 《対策の展開》

##### 1 応急措置

- (1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて富田林市消防署、大阪府警察（富田林警察署）に通報し、出動を要請する。

##### 2 災害応急対策

各管理者は、それぞれの社内規定による災害対策組織の下に、速やかに運行復旧に努める。

##### 3 災害広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。



## Ⅲ 〔災害応急対策〕

### 第6章 二次災害防止、ライフライン確保



## 第1節 公共施設応急対策

### 第1 公共土木施設・建築物応急対策

#### 《実施担当》

全部局

#### 《基本的な考え方》

市及び関係機関は、大雨による浸水、土石流、地震による地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。また、協定締結団体（園芸、建設業関係団体等）の協力を得て復旧作業を行う。

#### 《対策の展開》

#### 1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設 など）

市、府及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

また、市、府及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

その他、協定締結団体等の協力を得て復旧作業を行う。

##### (1) 河川施設、ため池等農業用施設

ア 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（市長）、ため池等管理者、消防本部及び消防団は、直ちにその旨を、富田林警察署長及びはん濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

イ 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。

ウ 水防管理者、ため池等管理者、消防本部及び消防団は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

##### (2) 砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

ア 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。

イ 市、府及び施設管理者は、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。

ウ 市、府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

##### (3) その他公共土木施設

ア 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第6章 二次災害防止、ライフライン確保

- イ 市、府及び施設管理者は、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- ウ 市、府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

#### (4) 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

府は、市の派遣要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

#### (5) 橋梁など道路施設

ア 道路管理者は、二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、大阪府警察（富田林警察署）等関係機関に連絡する

イ 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

## 2 公共建築物

市は、府と連携して、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

## 3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

## 第2節 民間建築物等応急対策

関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

### 第1 民間建築物等

#### 《実施担当》

対策パトロール部、消防本部、避難所運営部

#### 《基本的な考え方》

市は、地震発生後の二次災害を軽減し、建築物の安全性に対する不安を解消するため、応急危険度判定士（以下「判定士」という。）による判定を実施する。

#### 《対策の展開》

##### 1 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

また、市は、判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

##### (1) 災害初期の危険度判定実施要否の判断

本部長は、地震発生後の被害情報等に基づき、被災建築物等の応急危険度判定実施の必要性の検討を行い、判定の必要があると判断したとき、応急危険度判定実施要綱に基づいて、判定実施本部を設置する。

##### (2) 応急危険度判定作業（判定士の要請等）

ア 判定実施本部は、判定士の派遣、判定コーディネーターの支援を含む必要支援事項の検討を行い、府へ要請する。また、地元判定士等の参集連絡・調整を行う。

イ 判定実施本部は、応急危険度判定に係る調整を実施する。

ウ 判定実施本部は、判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物等の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

##### (3) 応急危険度判定の広報

判定実施本部は、応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を総務情報部に依頼する。

##### 2 宅地

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の応急危険度判定を実施する。実施にあたっては必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(1) 応急危険度判定の実施

市は、危険度判定の実施にあたり必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を府に要請する。

府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された判定士等に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に判定士等の派遣を要請する。

(2) 危険度の周知

判定士の強力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 使用中止の勧告

危険な宅地の使用者に使用中止を勧める。

## 第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設等）

### 《実施担当》

消防本部、総務情報部、対策パトロール部

### 《基本的な考え方》

消防本部は、地震による危険物等災害の被害を最小限にとどめるため、施設の管理者等と連携を行い、必要な措置及び対策を実施し、周辺住民に対する危害防止を図る。

#### 1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防本部及び府は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

#### 2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

### 《対策の展開》

#### 1 危険物災害応急対策

(1) 対策パトロール部及び消防本部は、関係機関と連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止命令等の緊急措置を講ずる。

(2) 施設の点検、応急措置

消防本部は、危険物施設等の管理者に対して、次の応急措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

ア 危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害の拡大を防止するための施設の点検、応急措置を行う。

イ 危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

ウ 危険物施設等の管理者は、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

(3) 対策パトロール部は、消防本部と連携して、施設の管理者と連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(4) 応援の要請

市長は、災害の状況や規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により隣接市町村長に対し応援を要請する。

## 2 高圧ガス・火薬類災害応急対策

総務情報部は、消防本部と連携して、施設の管理者と連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

## 3 毒物劇物災害応急対策

(1) 総務情報部は、消防本部と連携して、施設の管理責任者と連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 総務情報部は、毒物劇物の施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい、又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、府、大阪府警察（富田林警察署）等関係機関と連携して、交通規制、緊急避難、広報活動等の必要な措置を行う。

## 4 危険物等積載車両災害応急対策

(1) 消防本部は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物の積載車両による事故が発生した場合は、大阪府警察（富田林警察署）等関係機関と連携し、適切な措置を行う。

(2) 消防本部は、大阪府警察（富田林警察署）等関係機関と連携し警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、危険物応急対策等に準じて実施する。

## 5 放射性同位元素に係る災害応急対策

(1) 消防本部及び総務情報部は、相互に連携して、放射性同位元素に係る施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、大阪府下広域消防相互応援協定により、必要に応じて他市消防本部に応援要請を行う。また、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。

(2) 消防本部及び総務情報部は、相互に連携して、放射性同位元素の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第6章 二次災害防止、ライフライン確保

するとともに、大阪府下広域消防相互応援協定により、必要に応じて他市消防本部に応援要請を行う。

また、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。

#### (3) 応急対策の内容

- ア 関係機関への情報連絡及び広報
- イ 放射線量の測定
- ウ 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
- エ 付近住民等の避難
- オ 危険区域の設定と立入制限
- カ 交通規制
- キ その他災害の状況に応じた必要な措置

## 第3節 ライフライン・放送の確保

### 《実施担当》

水道部、対策パトロール部、総務情報部、  
大阪ガス株式会社（南部導管部）、西日本電信電話株式会社（大阪支店）、  
関西電力株式会社、KDDI、日本放送協会、民間放送事業者

### 《基本的な考え方》

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

## 第1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。

## 第2 上水道（市、大阪広域水道企業団）

### 《実施担当》

水道部

### 《基本的な考え方》

市は、災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

### 《対策の展開》

#### 1 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部、大阪府警察（富田林警察署）及び付近住民に通報する。

#### 2 応急給水

- (1) 給水車、トラック等により、応急給水を行う。
- (2) 被害状況に応じて、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。
- (3) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

#### 3 広報

水道施設の被害状況や給水状況に関係機関、報道機関に伝達するほか、各水道事業者等のホー

ムページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

## 第3 下水道（府、市）

### 《実施担当》

対策パトロール部、総務情報部

### 《基本的な考え方》

市は、災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

### 《対策の展開》

#### 1 応急措置

- (1) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- (2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (3) 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防本部、大阪府警察（富田林警察署）及び付近住民に通報する。

#### 2 応急対策

- (1) 被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。
- (2) 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

#### 3 広 報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

## 第4 電力（関西電力株式会社）

### 《実施担当》

関西電力株式会社

### 《基本的な考え方》

災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

### 《対策の展開》

#### 1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置

を講ずるとともに、府、消防本部、大阪府警察（富田林警察署）及び付近住民に通報する。

## 2 応急供給

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

## 3 広 報

- (1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。  
また、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

# 第5 ガス（大阪ガス株式会社）

### 《実施担当》

大阪ガス株式会社（南部導管部）

### 《基本的な考え方》

災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

### 《対策の展開》

#### 1 応急措置

ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

#### 2 応急供給

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

### 3 広 報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。  
また、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

## 第 6 電 気 通 信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDD I株式会社（関西総支社）

### 《実施担当》

西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDD I

### 《基本的な考え方》

災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて府や市に協力を要請する。

### 《対策の展開》

#### 1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

#### 2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、指定緊急避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

#### 3 設備の応急対策

- (1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧にあたっては、市及び防災関係機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

#### 4 広 報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

### **第7 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）**

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、指定避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

## 第4節 農業関係応急対策

### 第1 農業関係応急対策

#### 《実施担当》

対策パトロール部

#### 《基本的な考え方》

市及び防災関係機関は、J A大阪南等と連携し、農業に関する応急対策を講ずる。

#### 《対策の展開》

##### 1 農業用施設

市、府及び土地改良区等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

対策パトロール部は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

##### (1) 府

市は、府が講じる次の対策に協力する。

ア 農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し必要な指示を行い、応急復旧を速やかに進める。

イ 出水等により広範囲にわたり湛水の危険がある場合は、関係機関と直ちに連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ、応急措置を講ずる。

##### (2) 土地改良区等

土地改良区等は、管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講ずる。

##### 2 農作物

##### (1) 技術の指導

市、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

##### (2) 主要農作物種子の確保、幹旋

府は、大阪府種子協会を通じ、水稻、小麦、大豆の種子の確保に努める。

必要に応じ、近畿農政局に対し、災害応急種子もみが確保できるよう必要な指導及び助言を依頼する。

##### (3) 病虫害の防除

市は、府等に協力して、病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。

### 3 畜産

市及び府は、家畜伝染病の予防等家畜被害の未然防止に努める。

#### (1) 家畜伝染病の防止

ア 市は、畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。

イ 市は府等に協力し、防疫の万全を図る。

ウ 伝染病発生畜舎等の消毒を実施する。

#### (2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、大阪府家畜保健所と連携し、獣医師会に対し治療を要請するとともに、一般疾病の治療に必要な薬品等を斡旋する。



## Ⅲ 〔災害応急対策〕

### 第7章 被災者の生活支援



## 第1節 支援体制

災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、府と連携して、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

府は、支援体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定める。

市は、府の支援を受けながら、支援体制の整備に努める。

## 第2節 市民等からの問い合わせ

市は、府と連携して、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、府と連携して、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第3節 災害救助法の適用

### 第1 災害救助法の適用

《実施担当》

災害対策本部事務局、総括部、総務情報部

《基本的な考え方》

知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって内閣府令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

《対策の展開》

#### 1 実施責任者

災害に際して、市長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については災害救助法の適用を受ける。

ただし、この法律に基づいて知事が行う救助のうち、市長に委任された事項。

#### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本市の区域単位を原則として同一原因の災害の程度が、次の（1）から（5）のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

	両方の要件に該当している場合に適用される	
	府の区域内の被害	本市の区域内の被害
(1)	—	住家の滅失世帯数が100世帯以上 (人口が10万以上30万人未満の市町村に該当する)
(2)	住家の滅失世帯数が 2,500世帯以上	住家の滅失世帯数が50世帯以上 (人口が10万以上30万人未満の市町村に該当する)
(3)	住家の滅失世帯数が 12,000世帯以上	住家の滅失世帯数が多数
(4)	—	災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること
(5)	—	多数の者の生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

※住家の滅失世帯数の算定基準

ア 全壊（全焼）、流失世帯は1世帯とする。

イ 半壊（半焼）、著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。

ウ 床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

### 3 適用手続

- (1) 市長は、前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、直ちにその状況を知事に情報提供する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。
- (2) 災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。



### 4 救助の内容

#### (1) 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- ア 受け入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

### 5 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編に示すとおりである。

救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

## 第4節 緊急物資の供給

市は、府と連携して、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅、テント及び車等の避難所外避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

### 第1 物資等の運送要請

市は、府と連携して、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は、府に要請することができるとともに、府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し運送する。

#### 1 府

府は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

府は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

#### 2 運送事業者

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、府から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応じることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の運送を行う。

また、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

## 第2 給水活動

### 《実施担当》

水道部、避難所運営部

### 《基本的な考え方》

市、府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

なお、大阪広域水道企業団は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、市と協力して、直ちに大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

### 《対策の展開》

#### 1 応急給水体制の確立

##### (1) 災害発生直後の情報収集

水道部は、給水活動を円滑に実施するため、避難所運営部と連携し、次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水対策をたてる。

ア 浄水場等の状況の確認と、貯水量の把握

イ 給水区域の断水状況の情報収集・把握

##### (2) 応援要請

ア 災害の規模によっては、市独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、大阪府水道震災対策相互応援協定に基づき、府及び関係機関に支援を要請する。

一方、給水活動に対する他の水道事業者等からの応援の申し出があった場合は、調整の上受け入れる。

イ 自衛隊の応援要請が必要な場合は、市長は知事に要求する。

##### (3) 飲料水の確保

大規模災害が発生した場合は、直ちに水道施設の異常を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により応急給水用の水を確保する。

#### 2 応急給水の実施

##### (1) 応急給水の目標

災害発生直後の給水の量は、市民1人あたり1日3リットルを目標とし、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

##### (2) 応急給水拠点の設定

ア 応急給水拠点の設定

① 給水は原則として応急給水拠点からの拠点給水方式で行う。

② 応急給水拠点は、原則として配水池に設け、状況に応じて被災地等に応急給水所を開設する。

イ 市民への給水活動に関する情報の提供

応急給水所を開設したときは、水道部は市民への広報を行うとともに、設定した地域及び

その周辺に「応急給水所」の掲示物を表示する。また、必要に応じて総務情報部に市民への広報を依頼し周知を図る。

(3) 応急給水の方法

水道部は、給水活動を円滑に実施するため、避難所運営部と連携し、次の措置を講ずる。

ア 給水用資機材の調達

イ 給水タンク、給水車・トラック等による給水

飲料水等の応急給水所への運送は、給水タンク、給水車・トラック等により、応急給水拠点となる配水池から運送し、給水を行う。

ウ 応急給水所での給水

応急給水所での給水は、市民が自ら持参した容器もしくは、市が備蓄する飲料水用袋等を使用する。

エ 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の敷設により仮設給水栓・共用栓を設置し、応急給水を実施する。

オ 給水用資機材の調達

カ 市民への給水活動に関する情報の提供

キ 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

ク ボトル水等の配布

(4) 医療機関・福祉施設等への給水

医療救護活動を行うために設置する応急救護所や医療救護所、後方医療機関となる病院、診療所及び人工透析医療施設並びに特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水を優先的に行う。

### 3 府

府は、市の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

(1) 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用に関する調整

(2) 給水用資機材の調達に関する総合調整

(3) 給水活動に関する情報の提供

(4) 給水活動に関する応援の調整

(5) 飲料水の水質検査

(6) ボトル水・缶詰水等の配布（災害時用備蓄水の配布）

## 第3 食料の供給

### 《実施担当》

総務情報部、環境部

### 《基本的な考え方》

市は、防災関係機関の協力を得て、指定避難所に避難した人等に対して、迅速かつ円滑に、必要な食料を供給する。

### 《対策の展開》

#### 1 食料供給の方針

##### (1) 対象者

- ア 指定避難所に避難した人
- イ 帰宅困難者等でほかに食料を得る手段のない人
- ウ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者

##### (2) 供給の方針

- ア 食料は、なるべく調理に手間がかからないものを供給する。また、必要に応じて高齢者用食や粉ミルクの供給を行う。
- イ 食料の配布は、原則として指定避難所で実施し、自主防災組織、ボランティア及び避難者等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ウ 避難者の状況を踏まえて、指定避難所ごとの必要食料の数量を算定する。
- エ 組織体制等が整ってきた段階において、炊き出しの実施を検討する。
- オ 食中毒の防止等の衛生面に十分配慮する。

#### 2 食料の調達方法・内容・運送

##### (1) 調達方法

- ア 災害用応急用食料の供給  
備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。
- イ 協定締結している物資の調達  
総務情報部は、災害用応急用食料を市内の小売業者等から調達するものとし、不足する場合は、本部事務局を通じて府及び近隣市町村等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）に応援要請した場合は、府に報告する。
  - ① 市内の大規模小売店舗等の流通業者に手配の上、必要な食料を調達する。（加工品を原則とする。）
  - ② 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要な食料を調達する。
  - ③ 市内で十分な調達ができない場合は、他の地方公共団体に対して支援を要請する。

##### (2) 食料の内容

被災者に供給する食料は以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮して臨機に必要な食料を定めて確保する。

確保の方法	食料の内容
備 蓄	アルファ化米、粉ミルク、ペットボトル
調 達	即席メン等の主食、お菓子類の副食等

(3) 運 送

ア 備蓄食料は、ボランティア等の協力を得て、総務情報部が各指定避難所等へ運送する。

イ 調達食料は、調達した業者により指定避難所等へ直接運送することを原則とする。これによりがたい場合は物資集積場に受け入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て総務情報部が各指定避難所へ運送する。

ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じ総務情報部が運送業者に委託して行う。

### 3 食料の配布

各指定避難所に届けられた食料は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種団体等の協力を得て配布する。

なお、避難所運営部は在宅食料困窮者への食料配布についても考慮する。

### 4 炊き出しの実施

(1) 炊き出しの実施時期

市内全般に被害が発生した場合は、災害の状況が落ち着きを見せ、炊き出しを行い得る体制が整うなどの状況を勘案して、避難所運営部が本部事務局と調整のうえ実施する。

ただし、ボランティア等の炊き出しの申し出がある場合、本部事務局が関係部との調整のうえ随時実施する。

(2) 炊き出しの場所

炊き出し場所は、かまどベンチやスツールを用い、小学校の家庭科室も活用する。

ただし、災害の状況に応じて学校給食センター（学校給食再開まで）、保育所、公民館等の公共施設のほか、指定避難所の近くの適当な施設も利用する。また、業者にも委託して行う。

(3) 炊き出し用燃料の調達

ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合、本部事務局を通じ大阪府LPガス協会富田林支部等にガス器具等及び燃料の供給を要請して調達する。

(4) 食品の衛生管理

炊き出しにあたっては、常に食品の衛生だけでなく、調理器具や施設についても消毒を行うなど衛生管理に十分注意する。

### 5 府

市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 市の必要量、調達可能な物資量の情報収集
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

- (4) 市町村間の応援措置について指示
- (5) 農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社富田林地区、一般社団法人大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- (6) 不足する場合は、関西広域連合に要請
- (7) 応援物資等を、運送基地で受け付けし、物資受入拠点など市の集積地まで運送

## 6 その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、市及び府からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

- (1) 農林水産省  
応急用食料品の供給要請及び米穀の供給
- (2) 近畿農政局（大阪地域センター）  
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整
- (3) 日本赤十字社富田林地区  
毛布、日用品等の備蓄物資の供給
- (4) 近畿経済産業局  
生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達
- (5) 関西広域連合  
救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

## 第4 生活必需品の供給

### 《実施担当》

総務情報部、環境部

### 《基本的な考え方》

市は、防災関係機関の協力を得て、指定避難所に避難した人等に対して、迅速かつ円滑に、必要な生活必需品を供給する。

### 《対策の展開》

#### 1 市

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。

不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社富田林地区に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 指定避難所ごとの必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

## ○生活必需品供給の方針

(1) 対象者

- ア 指定避難所に避難した人
- イ 災害により生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な人

(2) 供給の方針

物資の配布については、指定避難所ごとの必要生活必需品の品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。

## ○生活必需品の調達方法・内容・輸送

(1) 調達方法

ア 災害用備蓄物資の供給

備蓄している毛布等を備蓄倉庫から指定避難所へ輸送して供給する。

イ 協定締結している物資の調達

生活必需品を調達する場合は、総務情報部が市内の大規模小売店舗等の流通業者に協力を要請する。また、流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者にも協力を要請する。

ただし、調達が困難な場合又はさらに不足する場合は、本部事務局を通じて府及び近隣市町村に対し応援を要請する。

他の市町村、日本赤十字社富田林地区に応援要請した場合は、府に報告する。

(2) 生活必需品の内容

被災者に供給する生活必需品は次に示すものとするが、季節等の状況を考慮して臨機に必要な物資を定めて確保する。

確保の方法	生活必需品の内容
備蓄品	ほ乳ビン、毛布、おむつ、生理用品
調達品	被服（肌着等）、炊事用具、光熱用品、歯ブラシ等日用品

(3) 輸 送

ア 備蓄品は、ボランティア等の協力を得て、各指定避難所へ輸送する。

イ 調達品は、食料の輸送と同様に、調達した業者により指定避難所へ直接輸送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた物資集積場に受け入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て各指定避難所等へ輸送する。

ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じて総務情報部が運送業者に委託して行う。

## ○生活必需品の配布

各指定避難所に届けられた生活必需品は、自主防災組織、ボランティア、地域各種団体等の協力を得て配布する。なお、要支援者対策部は在宅生活困窮者への配布について配慮する。

## 2 府

市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 市の必要量、調達可能な物資量の情報収集
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達
- (4) 市町村間の応援措置について指示
- (5) 農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社富田林地区、一般社団法人大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- (6) 不足する場合は、関西広域連合に要請
- (7) 応援物資等を、運送基地で受け付けし、物資受入拠点など市の集積地まで運送

## 3 その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、市及び府からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

- (1) 農林水産省  
応急用食料品の供給要請及び米穀の供給
- (2) 近畿農政局（大阪地域センター）  
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整
- (3) 日本赤十字社富田林地区  
毛布、日用品等の備蓄物資の供給
- (4) 近畿経済産業局  
生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達
- (5) 関西広域連合  
救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

## 第5節 住宅の応急確保

### 第1 住宅の応急確保

#### 《実施担当》

対策パトロール部

#### 《基本的な考え方》

市は、災害により住宅を失い、又は損壊等のために居住することができなくなった人、及びそのままでは日常生活を営むことができない人に対しては、指定避難所への避難を促す。

また、市は、府と連携して、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置を講ずる。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、要配慮者を優先する。

#### 《対策の展開》

#### 1 住宅対策の種類と順序

(1) 災害直後に行う必要があるもの

- ア 指定避難所の設置による被災者の応急避難（「避難所の開設・運営」を参照）
- イ 空き家の斡旋
- ウ 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去
- エ 住宅復旧資材の調達及び斡旋

(2) 建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止、及び応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定

#### 2 被災住宅の応急修理

対策パトロール部は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅について府が行う応急修理に協力し、必要な措置を講じる。

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合の応急修理は、知事が実施する。  
ただし、知事の委任を受けた場合には、市長が実施する。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない、必要最小限度の部分のみを対象とし、災害救助法による基本修理額の範囲内で実施する。

#### 3 住居障害物の除去

(1) 市は、府からの委任を受けた場合、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

- (2) 市は、障害物の除去について、必要に応じて、要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋等を府に要請する。

#### 4 応急仮設住宅の建設

対策パトロール部は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府が行う建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）の建設に協力し、必要な措置を講ずる。

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、知事の委任を受けた場合は、市長が実施する

(2) 実施基準

災害救助法の実施基準に準じて行う。

ア 建設型仮設住宅の設置戸数は、府と十分に調整して決める。また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の調整ができる。

イ 入居資格は住宅が全壊、全焼及び流失し、自らの資力で住宅を確保できない人とする。

ウ 建設型仮設住宅の管理は、市及び府が協力して行う。

エ 市は、府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

オ 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。

カ 高齢者、障がい児者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。

(3) 応急仮設住宅建設用地

応急仮設住宅建設用地は、応急仮設住宅建設候補地の中から状況に応じて、公共用地及び民間の遊休地の中から選定する。

また、災害状況や保健衛生、交通、教育等を総合的に検討し、決定する。

#### 5 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

#### 6 応急仮設住宅の運営管理

市は、府と連携して、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

また、市は、府と協力して、集会施設等生活環境の整備を促進するとともに、入居の際には要配慮者に配慮する。

この際、市と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

## 7 公共住宅への一時入居

市は、府と連携して、建設型仮設住宅の建設及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

- ア 公営住宅のほか、府、府下各市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、都市再生機構住宅、雇用促進事業団等が所有する公営・公団住宅等の空き家状況を把握する。
- イ 公営・公団住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。
- ウ 公営・公団住宅等への一時入居の措置を実施する。

## 8 住宅に関する相談窓口の設置等

(1) 対策パトロール部は、府と連携して、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。なお、設置に際しては、総務情報部と密接に連携して行う。

また、府は、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化することから、対策パトロール部は、府と連携して、市民からの相談に対応する。

(2) 市は、府と連携して、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

## 第6節 応急教育等

### 第1 応急教育等

#### 《実施担当》

避難所運営部、要支援者対策部

#### 《基本的な考え方》

避難所運営部は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

また、市は、保育所や幼稚園、小中学校の園児・児童・生徒の安全を確保するため、休校園等の措置や安否確認とともに、関係機関の協力を得て速やかに学校園の再開に向けた措置を行う。

#### 《対策の展開》

#### 1 園児・児童・生徒への対策

##### (1) 事前の措置

- ア 市長、教育長は、災害発生のおそれがある場合は、必要な措置を検討し、速やかに学校園長に伝達する。
- イ 市立学校園の教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の事項のとおり学校園長と協力して災害応急対策に備える。
  - ① 学校行事、会議、出張の中止
  - ② 休校園措置、園児・児童・生徒の避難、災害の事前指導及び事務処理、保護者への連絡方法の検討
  - ③ 勤務時間外における所属職員の所在確認や非常招集、職員への周知の方法の検討

##### (2) 災害時における学校園の応急対策

- ア 在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに担当部局に報告し、これを受けて担当部局は本部事務局に報告する。
- イ 通学園路の安全が確認された場合は、学校園長の指示に従い、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校園、その他の臨時下校園等の適切な措置をとる。ただし、園児・児童・生徒を下校園させることが危険であると認められるときは、学校園内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。
- ウ 夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は災害状況に応じあらかじめ定める基準に基づき所属の学校園に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急教育の実施及び校園舎の管理のための体制の確立に努める。

##### (3) 応急教育の実施

##### ア 応急教育の区分

学校園長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、教職員、園児・児童・生徒及

びその家族の被災状況や所在地を確認するとともに、施設の状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、避難所運営部若しくは本部事務局と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

- ① 校舎が指定避難所として利用されている場合の市との協議
- ② 校区外に避難した園児・児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

イ 応急教育実施の場所

市は、災害により校舎が損壊又は被災者の指定避難所となっている場合、残存施設の活用や近隣公共施設及び近隣の学校園により、保育・授業を実施する。また、学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

さらに、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

ウ 教職員体制の確保

避難所運営部及び本部事務局が確保する教職員体制により応急教育を実施する。

教育委員会は、必要に応じ、大阪府教育委員会に対して、児童・生徒の受け入れについて応援を要請する。

また、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、学校長及び避難所運営部に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

エ 転校手続き等の弾力的運用

避難所運営部及び本部事務局は、園児・児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(4) 学校給食の措置

学校長、避難所運営部及び本部事務局は、給食の実施に支障がある場合は、速やかに給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

次の場合は、給食は一時中止する。

ア 指定避難所となった学校園において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合

イ 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合

ウ 感染症の発生が予想される場合

エ 給食物資が入手困難な場合

オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

なお、災害を受けるおそれが解消したときは、学校園再開にあわせ速やかに給食が実施できるよう措置する。

(5) 学用品等の調達、配布

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、学用品を支給する。

ア 災害救助法が適用された場合、災害によって学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある小中学校の児童生徒に対して、同法の規定に基づき避難所運営部が学校を通じて学用品等を配布する。

イ 学用品等の配布は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ① 教科書及び教材

- ② 文房具
- ③ 通学用品

ウ 災害救助法が適用されない場合は、被害の状況を調査し、できるだけ速やかに調達し配布する。

(6) 就園学援助に関する措置

避難所運営部及び教育委員会は、被災により就園学が困難となり、また学資の支弁が困難となった園児・児童・生徒が相当数に達し、就学援助費の給付、授業料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められた場合は、関係機関と協議の上必要な措置を講ずる。この場合においては、学校園長の申請に基づき措置する。

府は、私立学校等の行う就学援助に対して支援するよう努める。

ア 教育委員会は、特別支援学校の児童・生徒に対する就学奨励費の支給及び府立高等学校の生徒に対する授業料等の減額又は免除について必要な措置を講ずる。

イ 避難所運営部は、市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

(7) 児童・生徒の健康管理等

避難所運営部、本部事務局及び学校長は、被災園児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

ア 被害の状況を勘案し、学校園長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。

イ 被災地域の園児・児童・生徒に対して、学校医及び福祉保健部と緊密な連絡をとり臨時の健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。

ウ 被災した園児・児童・生徒に対しては、その被災状況に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

エ 被災状況に応じて、被災学校園施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

## 2 学校園施設の応急対策

(1) 施設の被害状況の報告

ア 保育所、幼稚園、小中学校の管理責任者は、災害にあったときは以下の項目について被害状況を調査・把握し、避難所運営部及び本部事務局に速やかに連絡報告する。

イ 避難所運営部は、直ちに本部事務局に被害の状況を報告するとともに、必要に応じて速やかに教育委員会に報告する。

- ① 園児・児童・生徒等の被災状況
- ② 教育関係職員の被災状況
- ③ 学校園施設の被害状況
- ④ その他教育施設等の被害状況
- ⑤ 応急措置を必要と認める事項

(2) 応急復旧対策

避難所運営部及び本部事務局は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

ア 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置を検討する。

イ 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎等の建設を検討する。

ウ 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

- ① 隣接学校園等との協議、調整を行い教室の確保に努める。
- ② 学校園施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室として利用する。

### 3 社会教育施設等の応急対策

#### (1) 利用者の安全確保

施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。

#### (2) 避難誘導

施設利用者の来館時にあつては、あらかじめ定めた避難に関する要領等に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

#### (3) 応急措置

施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講ずる。

### 4 文化財対策

#### (1) 被害状況の調査

災害発生後、指定文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を避難所運営部を経由して教育委員会に報告する。

#### (2) 被害の拡大防止等

被害調査後、判明した状況から指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

避難所運営部は被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、その所有者又は管理者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

## 第7節 自発的支援の受け入れ

### 第1 自発的支援の受け入れ

#### 《実施担当》

要支援者対策部、富田林市社会福祉協議会

#### 《基本的な考え方》

市、府、日本赤十字社富田林地区、富田林市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府内外から寄せられる支援申入れに対して、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

#### 《対策の展開》

#### 1 ボランティアの受け入れ

##### (1) 市

##### ア 活動環境の整備

災害の状況、市から収集した市民のニーズなどの情報を日本赤十字社富田林地区、富田林市社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

また、富田林市社会福祉協議会などのボランティア活動推進機関と連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

##### イ ボランティア保険への加入促進

富田林市社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

##### ウ 高齢者等避難行動要支援者への支援

富田林市社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

##### エ 在住外国人への支援

（特活）とんだばやし国際交流協会へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。

##### オ 受入窓口の開設

要支援者対策部は、富田林市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受け入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

##### カ 活動拠点の提供

要支援者対策部は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

##### (2) 日本赤十字社富田林地区

##### ア 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受け入

れ窓口など情報の提供に努める。

イ 赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

(3) 富田林市社会福祉協議会

ア ボランティアセンターの設置・運営

災害時におけるボランティアの受け入れの総合調整機能を果たすため、ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられるボランティアニーズの把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。

イ 関係団体・大阪府社会福祉協議会との連携

ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、大阪府に対して支援を要請する。

## 2 活動内容

主な活動内容は、次のとおりである。なお、活動拠点は、市庁舎、指定避難所、物資集積場などとなる。

活動内容	明細
救急救助活動	被災地域
物資集積場支援	輸送、入出庫、在庫管理、受入事務等
給水活動支援	輸送、応急給水所の管理、給水管理事務
在宅被災者等の支援	被災地域
避難所運営支援	初動活動整備、運営活動
清掃等支援	指定避難所、被災地域
がれき除去等	被災地域
要配慮者支援	指定避難所、被災地域

## 3 ボランティア現地本部の設置

富田林市社会福祉協議会は、大規模な災害が発生し、国内のボランティアによる長期の支援が必要と判断したときは、要支援者対策部と連携してボランティア現地本部を設置し、ボランティア活動に対し適切な支援を行う。

ボランティア現地本部の運営は、富田林市社会福祉協議会が行い、ボランティア活動を円滑に行うため、要支援者対策部が支援する。

ボランティア現地本部は、府と府社会福祉協議会等と連携を取り、登録ボランティアの派遣要請や、他市町村からのボランティアの申し出の受付や必要な情報提供を行う。

【現地本部の活動】

- (1) ボランティア受け入れの総合窓口
- (2) 各ボランティア活動拠点との連絡調整
- (3) 指定避難所等からのニーズの把握
- (4) 各ボランティアの活動のコーディネート
- (5) 市等との連絡調整会の開催
- (6) その他ボランティア活動中のトラブル等の対処・調整等

## 第2 義援金品の受付・配分

### 《実施担当》

避難所運営部、富田林市社会福祉協議会

### 《基本的な考え方》

市などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講ずる。

### 《対策の展開》

#### 1 義援金

##### (1) 受付

- ア 市に寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- イ 日本赤十字社富田林地区に寄託される義援金は、事務局において受け付ける。
- ウ 大阪府共同募金会に寄託される義援金は、事務局において受け付ける。

##### (2) 配分

- ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。
- イ 市は、府又は日本赤十字社富田林地区等から配分を委託された義援金を配分する。

#### 2 義援物資

##### (1) 府

- ア 府に寄託される義援物資は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。
- イ 義援物資の配分方法等は、関係する部局等が協議して決定する。
- ウ 配分決定に基づき、義援物資を被災市町村の物資集積地等へ輸送する。
- エ 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。
- オ 義援物資の搬送手段を確保する。
- カ ボランティア等の活用計画を立てる。

##### (2) 市

あらかじめ定めた計画に従い、義援物資の受付、保管、配分、輸送を行う。

##### (3) 日本赤十字社富田林地区

- ア 日本赤十字社富田林地区は、被災者のニーズに応じた必要量の確保を前提とし、企業等大口の義援物資を受付ける。それ以外の小口の物資等は、原則として受け付けない。
- イ 寄託義援物資の一時保管場所として日本赤十字社富田林地区の倉庫等を確保に努めるものとし、なお不足するときは、府に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

#### 3 義援物資提供の際の市民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする市民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送が

できるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、市民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市は、府と連携して、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

### 第3 海外からの支援の受け入れ

市、防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講ずる。

#### 1 国との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受け入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 府は、海外からの支援が予想される場合、市と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

#### 2 支援の受け入れ

- (1) 市は、府と連携して、次のことを確認のうえ、受け入れの準備をする。
  - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
  - イ 被災地のニーズと受け入れ体制
- (2) 市は、府と連携して、海外からの支援の受け入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
  - ア 案内者、通訳等の確保
  - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

### 第4 日本郵便株式会社（富田林市内郵便局各局）の協力等

日本郵便株式会社（富田林市内郵便局各局）は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）を行う。
- (2) 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の指定避難所開設状況及び避難者リスト等（同意の上で作成したものに限り。）の情報の相互提供を行う。
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第7章 被災者の生活支援

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

- (5) 日本郵便株式会社（富田林市内郵便局各局）が郵便物の配送等の業務中に発見した道路等の  
損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- (6) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社か  
ら要請があった場合の取扱い

## Ⅲ 〔災害応急対策〕

### 第8章 社会環境の確保



# 第1節 保健衛生活動

## 第1 保健衛生活動

### 《実施担当》

環境部、要支援者対策部

### 《基本的な考え方》

市は、府と連携して、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

### 《対策の展開》

#### 1 防疫活動

市は、府と連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

##### (1) 基本的な取り組み

環境部は、被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等を実施するため、府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

##### ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）

環境部は次の地域から優先的に消毒を実施する。

- ① 下痢患者、有熱患者が多く発生している地域
- ② 指定避難所のある地域
- ③ 浸水などで衛生条件が良好でない地域

##### イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

##### ウ 指定避難所の防疫指導

環境部は、避難者や自治会等の市民組織の協力を得て、定期的な消毒を実施する。

##### エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）

要支援者対策部は、臨時の予防接種を府との緊密な連携のもとに実施する。

##### オ 衛生教育及び広報活動

府の指導、指示により、環境部は、被災地及び指定避難所において衛生教育及び広報活動を実施する。なお、広報は災害の状況に応じ総務情報部の協力を得て実施する。

##### カ 防疫調査・健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めるときは、健康診断の勧告等を行う。環境部及び要支援者対策部は、府、富田林医師会等の協力を得て、被災地・避難場所での防疫調査・健康診断を実施する。

キ 薬品の調達、確保

要支援者対策部は、防疫に必要な薬品を調達、確保する。

ク 府への協力要請

市単独の保健衛生・防疫活動が十分でない認められるときは、府に協力を要請して実施する。

ケ その他の措置

その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。

(2) 活動内容

避難場所、自主防災組織、自治会等の市民組織、保健所等からの報告のほか、自らの調査に基づき、被災地、指定避難所等の衛生状態を把握する。

※一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）

二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。））

三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）

## 2 食品衛生監視活動

(1) 食中毒の防止

ア 環境部は、府と協力して衛生状態の監視、改善を図る。

イ 環境部は、避難所運営部、要支援者対策部に対し、食品の取扱方法や容器の消毒等の指導を行う。

(2) 食中毒発生時の対応方法

環境部は、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

## 3 被災者の健康維持活動

要支援者対策部は、府と連携して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

エ 市は、府の助言を受けながら、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等を行う。

#### (2) 心の健康相談等の実施

- ア 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に救護所を設置する。

### 4 保健衛生活動における連携体制

市は、府と連携して、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等の体制整備に努める。

## 第2 動物保護等の実施

#### 《実施担当》

対策パトロール部、環境部、避難所運営部

#### 《基本的な考え方》

市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

#### 《対策の展開》

#### 1 被災地域における動物の保護・受け入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、環境部は、対策パトロール部、府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受け入れ等を行う。

#### 2 死亡愛玩動物の処理

災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、環境部が関係機関と協力して行う。

#### 3 指定避難所における動物の適正な飼育

避難所運営部は環境部及び府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 府及び大阪府獣医師会等関係団体との連絡調整及び支援を受けながら、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等を行う。

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第8章 社会環境の確保

- (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受け入れ等の調整
- (3) 他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

#### 4 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、関係団体及び大阪府警察（富田林警察署）等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

## 第2節 廃棄物の処理

### 第1 し尿処理

#### 《実施担当》

環境部、対策パトロール部

#### 《基本的な考え方》

市は、府と連携して、し尿について被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

#### 《対策の展開》

##### 1 初期対応

- (1) 環境部及び対策パトロール部は、し尿処理・下水道関連施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (2) 環境部は、下水道の被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所におけるし尿の収集処理見込み量、及び災害状況に応じて仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレの手配・調達を行う。

##### 2 災害時体制の確立

- (1) 現有体制で対応できない場合は、民間事業者等に協力を要請するほか、必要に応じて府及び近隣市町村に応援を要請して実施する。
- (2) 環境部は、必要に応じて民間事業者等の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。

##### 3 応急収集の実施

- (1) 環境部は、浸水等が発生した地域を優先的にかつ迅速な応急収集を実施する。
- (2) 災害の状況により、指定避難所を中心に仮設トイレを設置する。
- (3) 仮設トイレの設置は大規模な指定避難所から順次設置するとともに、バキューム車を手配し応急収集を実施する。
- (4) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (5) 稼働中のし尿処理場のみでし尿処理できない場合は、他の当該施設への搬入・処理を検討する。

## 第2 ごみ処理

### 《実施担当》

環境部

### 《基本的な考え方》

環境部は、災害発生後の生活環境の悪化等に対処するため、被災地の状況を踏まえながら、家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）を迅速かつ確実に収集処理し、被災地の環境衛生に万全を期す。

### 《対策の展開》

#### 1 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ、被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

#### 2 ごみ収集体制の確立

- (1) 環境部は、被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域からごみの収集・搬送を行う。収集を行う際には、あらかじめ収集地域、収集日時を広報する。
- (2) 効率的な収集活動を行うため、交通状況を考慮した収集ルートを設定する。
- (3) 収集作業が効果的に遂行されるよう人員、機械等を投入し、なお不足する場合は、人員、機械等の借上げにより短期間に作業を完了させる。
- (4) 被害が甚大な場合は、本部事務局を通じ府及び隣接市町村、関係団体に応援を要請して実施する。

#### 3 処理対策の実施

##### (1) ごみの一時集積

大規模災害により、ごみ処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの臨時集積所を指定する。なお、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積場については定期的な消毒を実施する。

##### (2) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、原則として以下のとおりとする。

ア ごみの分別収集を実施する。

イ 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集・搬送・処理する。

ウ 災害により道路に排出された廃棄物は、臨時集積場にじん芥車両を適宜配車して、収集・搬送する。

エ 倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、市民に対し臨時集積場への直接搬送の協力を要請する。

##### (3) ごみの処理方法

焼却場でごみの処理ができない場合は、他の焼却場への搬入・処理を検討する。

- (4) 府は、市からの応援要請があった場合、又は府が必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

### 第3 災害廃棄物等処理

#### 《実施担当》

環境部

#### 《基本的な考え方》

環境部は、災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

#### 《対策の展開》

##### 1 初期対応

- ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

##### 2 処理活動

- ア 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- イ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行う。
- ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- エ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

##### 3 府

- ア 府は、市からの応援要請があった場合、又は府が必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルート確保を応援する。
- イ 府は、市の災害廃棄物等処理の進行管理等を行うため、全体処理計画を作成する。  
全体処理計画に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行う。
- ウ 府は、市等が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市等から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業資源循環協会に対して協力を要請する。

## 第3節 遺体対策

### 第1 遺体対策

#### 《実施担当》

環境部、大阪府警察（富田林警察署）

#### 《基本的な考え方》

市、府、及び大阪府警察（富田林警察署）は、遺体対策について、必要な措置をとる。

#### 《対策の展開》

##### 1 遺体の取扱い

###### (1) 遺体の取扱方法

###### ア 資機材の調達

- ① 環境部は、遺体安置のため資機材の調達を行う。遺体安置に係るドライアイス、柩等の資機材を速やかに調達する。
- ② 資機材等の調達は、市指定葬儀業者等の協力を得て調達するほか、必要に応じて本部事務局を通じて府及び他市町村に対し応援を要請する。

###### イ 遺体の収容

環境部は、大阪府警察（富田林警察署）及び関係機関と協力して遺体の収容にあたる。

- ① 警察官による検視（死体調査）及び医師による検案を行った後、速やかに遺族、親族の引取人に引き渡す。
- ② 身元不明死体については、検視・検案が終了後、大阪府警察（富田林警察署）等と協力して、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示又は手配を行うとともに、遺品等の紛失防止に配慮する。

###### ウ 安置所

環境部は遺体の収容措置が生じたときは、遺体安置所を開設する。

- ① 遺体安置所の設営については、市指定葬儀業者等の協力を得て実施する。
- ② 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内又は近接した場所において、大阪府警察（富田林警察署）及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- ③ 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- ④ 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。

###### エ 取扱方法

- ① 環境部は、身元確認のために遺体取扱台帳の作成などを行う。遺品を整理し、遺体を納

棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を遺体取扱台帳に記録する。

- ② 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- ③ 身元が判明しない遺体については、一定期間経過後、行旅死亡人として取り扱う。
- ④ 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等については、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- ⑤ 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

オ 遺体搬送等に要する車両

市所有車両で不足する場合、環境部は、市指定葬儀業者等の協力を得て調達するほか、本部事務局を通じて府及び自衛隊等に応援を要請する。

(2) 遺体取扱いのための書類

遺体取扱いにあたっては以下の書類を整理する。

- ア 遺体取扱台帳
- イ 支出関係書類

## 2 遺体対策

遺族が混乱期のため遺体対策を行うことが困難な場合は、環境部が代わって実施する。

(1) 遺体の埋火葬方法

- ア 納棺又は火葬に至るまでの業務（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置）は、市指定葬儀業者等の協力を得て実施する。
- イ 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
- ウ 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
- エ 火葬場の耐震化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。
- オ 死亡者多数のため市内の火葬場で対応できず、広域火葬が必要と判断したときは、府に対して速やかに広域火葬の応援を要請する。
- カ 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できるものとし、総務情報部に確保を要請する。
- キ 警察官等から引き渡された身元が判明しない遺体については、身元確認の資料、遺品等を保存の上、本部の判断で埋火葬許可証を交付し、火葬を行い、火葬後の遺骨は環境部が寺院等の協力を得て一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

なお、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

(2) 埋火葬の期間

- ア 遺体の埋火葬の期間は、原則として災害発生から10日間で終了する。
- イ 災害発生から10日間で埋火葬が終了しないときは、期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

### Ⅲ 〔災害応急対策〕 第8章 社会環境の確保

#### (3) 埋火葬に関する書類

埋火葬を実施するために必要な以下の書類を作成する。

- ア 埋葬・火葬台帳
- イ 埋葬・火葬支出関係書類

### 3 応援要請

市は、自ら遺体対策の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

## 第4節 社会秩序の維持

### 第1 社会秩序の維持

#### 《実施担当》

総務情報部、環境部、消防本部、大阪府警察（富田林警察署）

#### 《基本的な考え方》

市及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

#### 《対策の展開》

##### 1 市民への呼びかけ

総務情報部は、府と連携して、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

##### 2 警戒活動の強化

総務情報部は、消防本部や大阪府警察（富田林警察署）と協議して、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

##### 3 社会秩序維持のための対策

#### 〔警察活動〕

市及び大阪府警察（富田林警察署）は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

#### (1) 犯罪の予防・取締り

- ア 自主防犯についての注意指導、警告広報
- イ 警ら警戒活動の強化
- ウ 指定避難所等への巡回訪問の実施
- エ 臨時交番、検問所等の設置
- オ 防犯警戒、一斉取締りの実施
- カ 人心の不安、物資の不足に伴う紛争、その他集团的事案、暴利行為に対する警戒、取締り

#### (2) 流言飛語の防止対策

- ア 災害に関する的確な情報の収集と広報活動による人心の不安の除去
- イ 人心の不安を助長するようなデマ情報等の防止

(3) 保安対策

ア 銃砲刀剣類及び火薬等の所持違反等の取締り強化

イ 銃砲刀剣類所持等取締法第26条の規定による銃砲刀剣類の授受、運搬又は携帯の禁止、制限若しくは仮領置の実施

## 第2 物価の安定及び物資の安定供給

### 《実施担当》

環境部

### 《基本的な考え方》

市、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

### 《対策の展開》

#### 1 量販店等の営業状況調査の実施

環境部は、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、商業施設の営業状況等の広報、営業再開のための連絡調整等の支援対策を講ずる。

#### 2 営業努力の要請

市内の量販店、商店街、富田林商工会等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請する。

#### 3 物価の監視

##### (1) 物価監視・苦情窓口

総務情報部に寄せられる市民相談や消費生活センターへの通報を基に物価の実態に関する情報収集を行う。

##### (2) 府への要請

府に対して、関係業者に対する適正な物資等の供給・流通や、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

#### 4 消費者情報の提供

市は、府と連携して、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

#### 5 生活必需品等の確保

市は、府と連携して、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

## 6 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

## 7 金融機関における預貯金払戻等

(1) 近畿財務局、日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。

ア 市民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。



## IV 〔事故等災害応急対策〕

### 第1章 事故等災害応急対策



# 第1節 突発重大事故に対する応急対策

## 第1 突発重大事故に対する応急対策

### 《実施担当》

総務情報部、対策パトロール部、要支援者対策部、消防本部

### 《基本的な考え方》

突発重大事故とは、航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、大火災・大爆発事故、雑踏における事故など、一度に多くの尊い人命が失われる突発的な大事故を指し、これらの災害は最近大きな社会不安を招いている。市及び関係機関は、こうした突発重大事故の際には、相互に連携をとり、的確な応急対策に努める。

なお、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

### 《対策の展開》

#### 1 対応措置

##### (1) 通 報

市内において突発重大事故を発見した人は、直ちに消防本部又は大阪府警察（富田林警察署）あるいは富田林市役所に通報する。

通 報 先	専用電話	加入電話
富田林市消防本部	1 1 9	0721-23-0119
大阪府警察（富田林警察署）	1 1 0	0721-25-1234
富田林市役所	—	0721-25-1000

##### (2) 事故対策本部の設置

突発重大事故が発生した場合、関係機関は、救助、救急医療その他応急対策を実施するため、必要に応じて事故対策本部を設置する（必要に応じて、現地指揮本部を設置する）。

事故対策本部の設置や活動等は、事故の種類や規模等に応じて実施する。

##### (3) 情報の収集・伝達

総務情報部、府及び当該事故の関係機関等は、情報の収集に十分な連絡を取り、相互に交換する。

##### (4) 救助、救急医療活動

ア 大阪府済生会富田林病院及び当該事故関係機関

- ① 医師及び看護師の派遣
- ② 医療機材及び医薬品の輸送
- ③ 負傷者の救助
- ④ 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

イ 救急医療対策会議

要支援者対策部は事故の通報を受けた場合、三師会等に連絡を取り、直ちに医療救護班による現地での医療・救護活動を行うとともに、富田林医師会等の医療施設においても受入体制の確保に努める。

(5) 消防活動

消防本部及び消防団は、消防活動等災害拡大防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(6) 救援物資の輸送

対策パトロール部、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

(7) 応急復旧用資機材の確保

対策パトロール部、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(8) 交通対策

大阪府警察（富田林警察署）、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

2 事故処理

当該事故関係機関は、大阪府警察（富田林警察署）、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

3 情報収集伝達体制

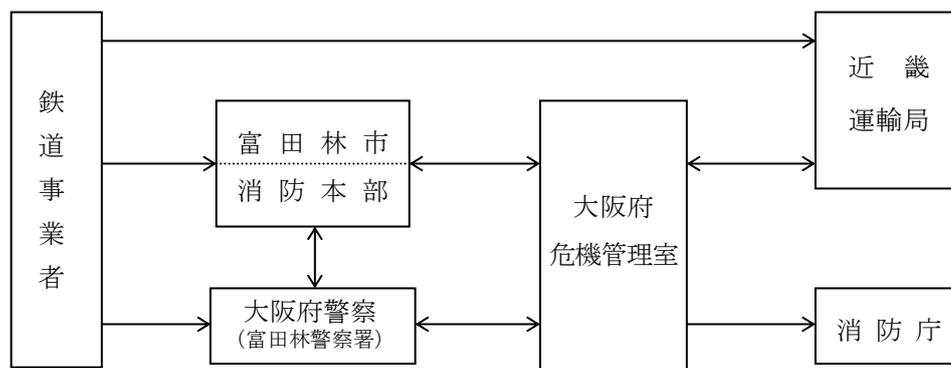
(1) 航空災害

本市内には空港は存在しないが、市及び防災関係機関は、航空機の墜落炎上等による災害が発生した場合には、空港事務所と緊密な連携を図りながら、迅速かつ的確な情報収集を実施する。

(2) 鉄道災害

市、府及び防災関係機関は、鉄道災害が発生した場合には、鉄道事業者と連携を図りながら、迅速かつ的確な情報収集を実施する。

ア 情報収集伝達経路



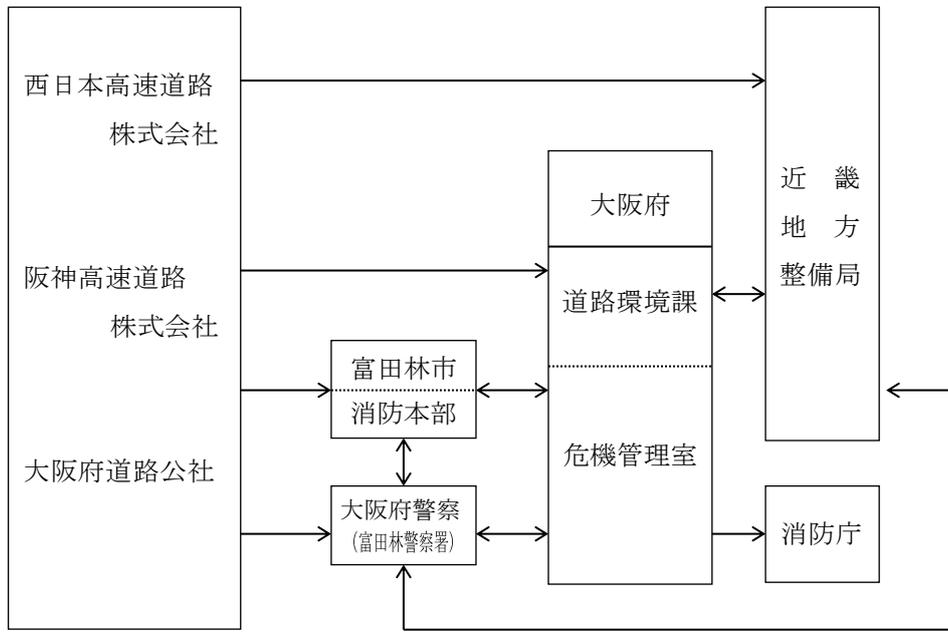
(3) 道路災害

道路管理者及び府、市町村その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な情報収集を実施する。

ア 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

① 情報収集伝達経路



② 収集伝達事項

- a 事故の概要
- b 人的被害の状況等
- c 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- d 応援の必要性
- e その他必要な事項

イ 道路管理者の災害応急対策

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

① 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

② 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

ウ 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

エ 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

オ 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

(4) 危険物等積載輸送車両災害応急対策

- ア 消防本部は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物積載車両による事故が発生した場合は、大阪府警察（富田林警察署）等関係機関と連携し、適切な措置を行う。
- イ 消防本部は、大阪府警察（富田林警察署）等関係機関と連携し、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、危険物応急対策等に準じて実施する。

(5) 放射性同位元素に係る災害応急対策

- ア 消防本部は、放射性同位元素に係る施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、大阪府下広域消防相互応援協定により、必要に応じて他市消防本部に応援要請を行う。

また、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。

- イ 消防本部は、放射性同位元素の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、大阪府下広域消防相互応援協定により、必要に応じて他市消防本部に応援要請を行う。

また、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。

ウ 応急対策の内容

- ① 関係機関への情報連絡及び広報
- ② 放射線量の測定
- ③ 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
- ④ 付近住民等の避難
- ⑤ 危険区域の設定と立入制限
- ⑥ 交通規制
- ⑦ その他災害の状況に応じた必要な措置

## 第2節 危険物等災害応急対策

### 第1 危険物災害応急対策

《実施担当》

消防本部

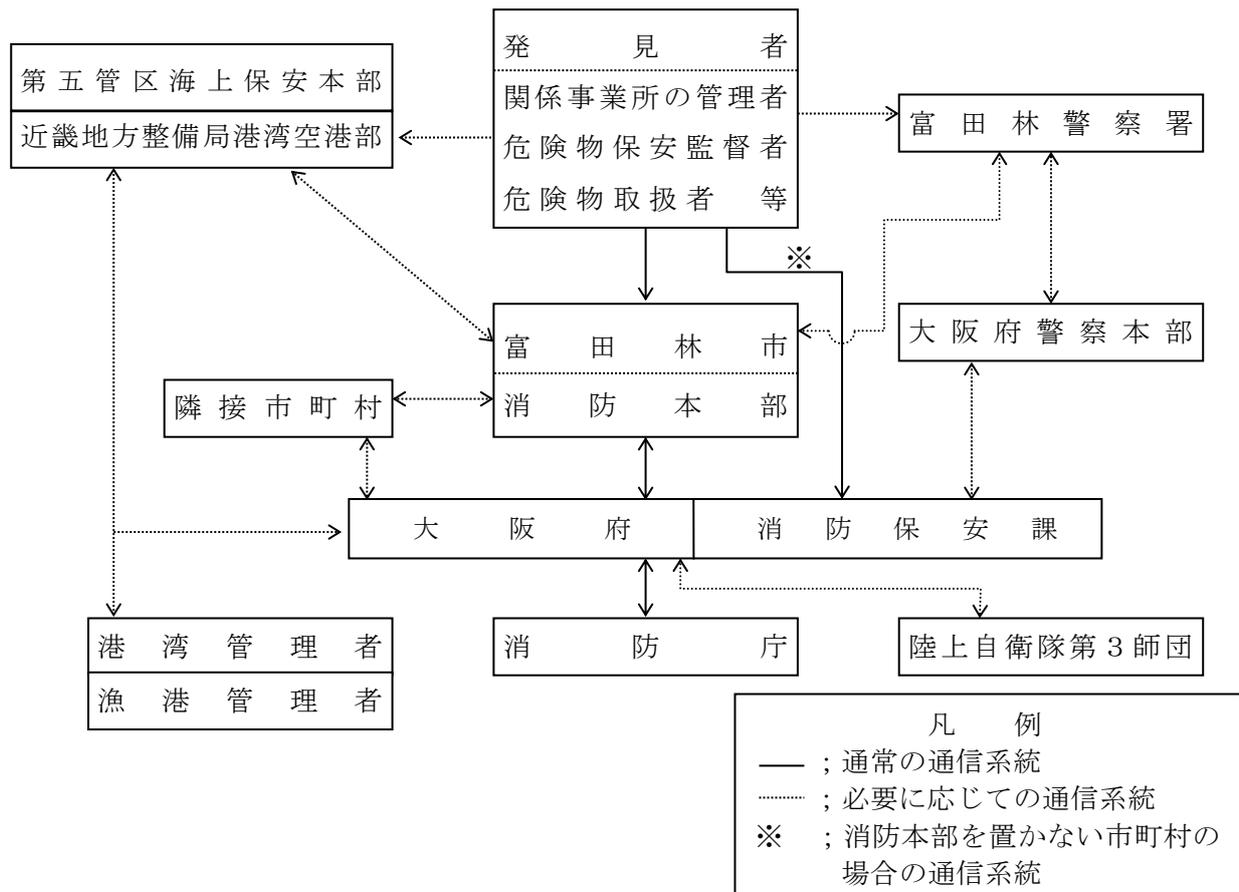
《基本的な考え方》

消防本部は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめるため、施設の管理者等と連携を行い、必要な措置及び対策を実施し、周辺住民に対する危害防止を図る。

《対策の展開》

#### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



## 2 市、府

- (1) 消防本部は、関係機関と連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止命令等の緊急措置を講ずる。
- (2) 消防本部は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
  - ア 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
  - イ 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
  - ウ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立
- (3) 消防本部は、施設の管理責任者と連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (4) 応援の要請  
市長は、災害の状況や規模から判断して、必要に応じて隣接市町村長に対し応援を要請する。

## 3 大阪府警察（富田林警察署）

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

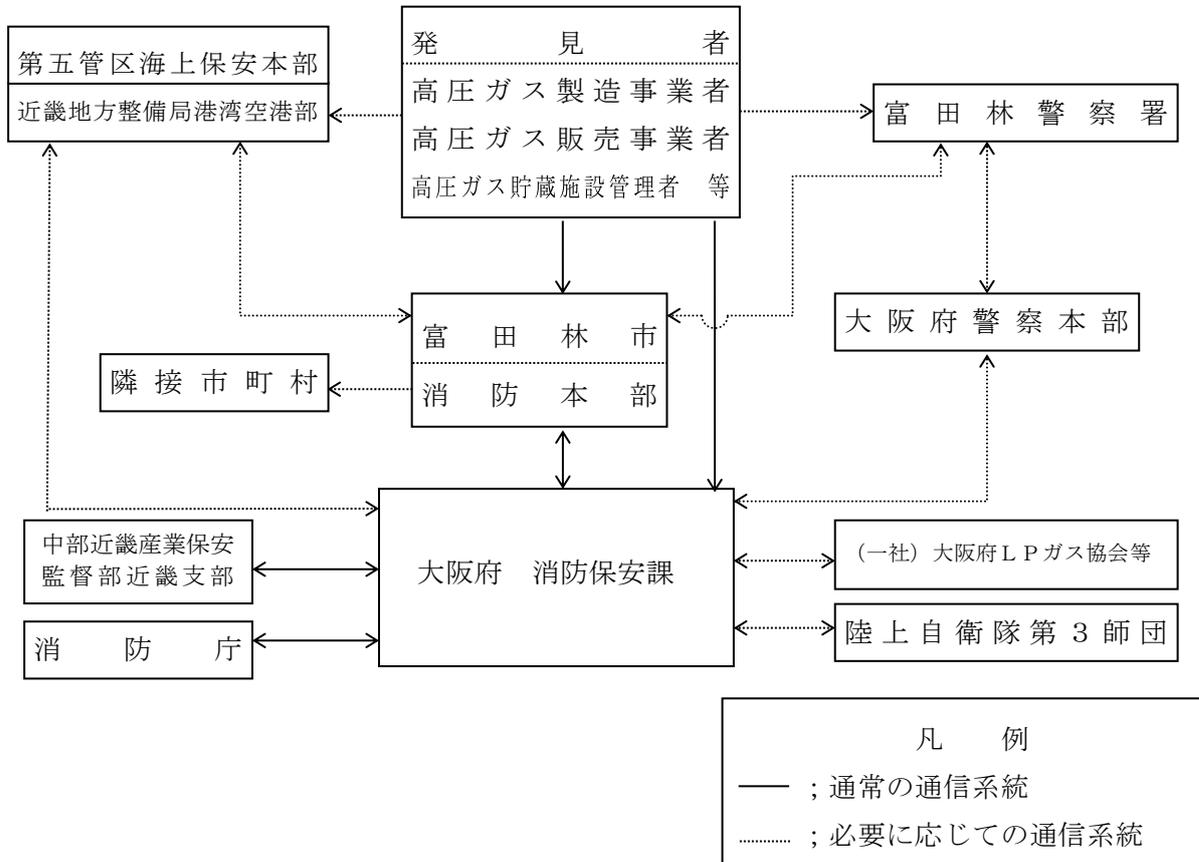
## 4 事業者

- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

## 第2 高圧ガス災害応急対策

### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



### 2 市

消防本部は、施設の管理責任者と連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

### 3 大阪府警察（富田林警察署）

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

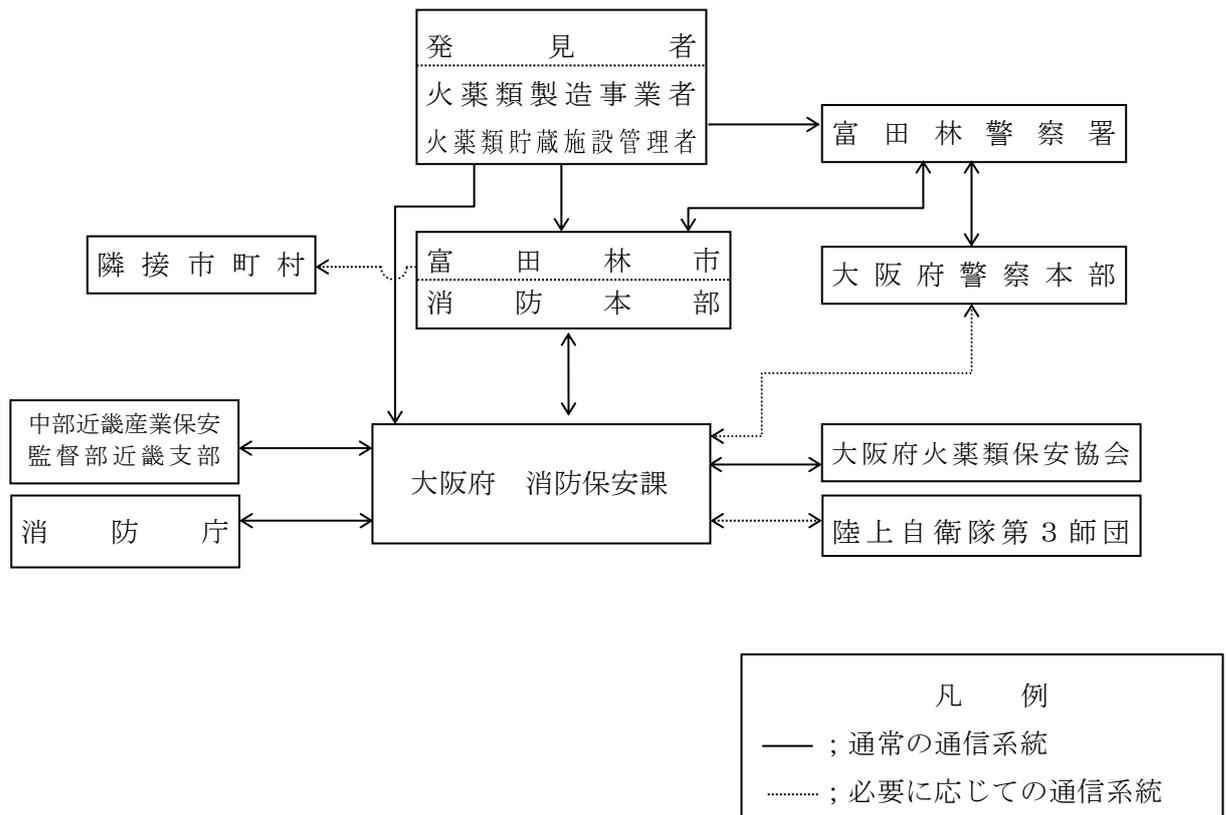
#### 4 事業者

高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行い、市及び府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

### 第3 火薬類災害応急対策

#### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



#### 2 市

消防本部は、施設の管理責任者と連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、関係機関と連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

#### 3 大阪府警察（富田林警察署）

- (1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を講ずる。
- (2) 火災等の災害が火薬類を貯蔵する施設等に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を講ずる。

## 4 事業者

- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、市及び府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を講ずる。

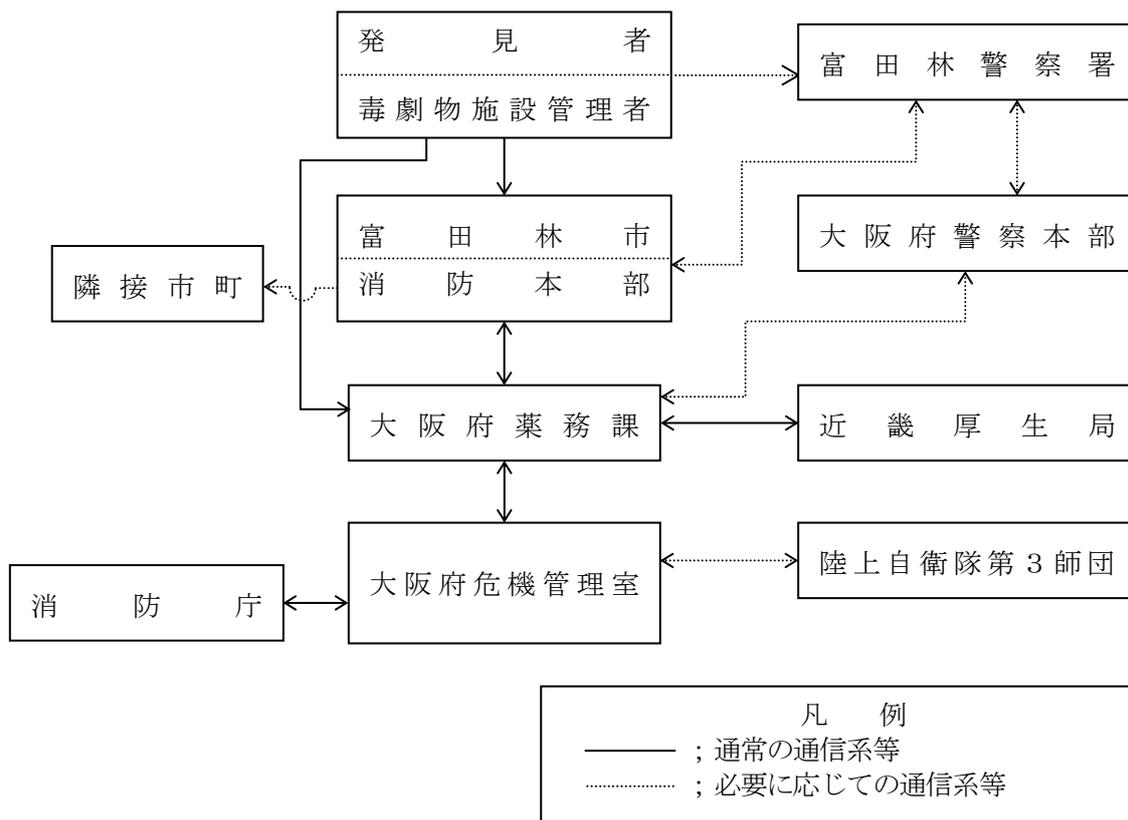
## 第4 毒物劇物災害応急対策

---

### 1 市

消防本部は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

- (1) 要支援者対策部は、毒劇物施設が災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏洩、又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、府、消防本部、大阪府警察（富田林警察署）等関係機関と連携して、交通規制、緊急避難、広報活動等の必要な措置を行う。
- (2) 通信連絡体制  
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次図により行う。

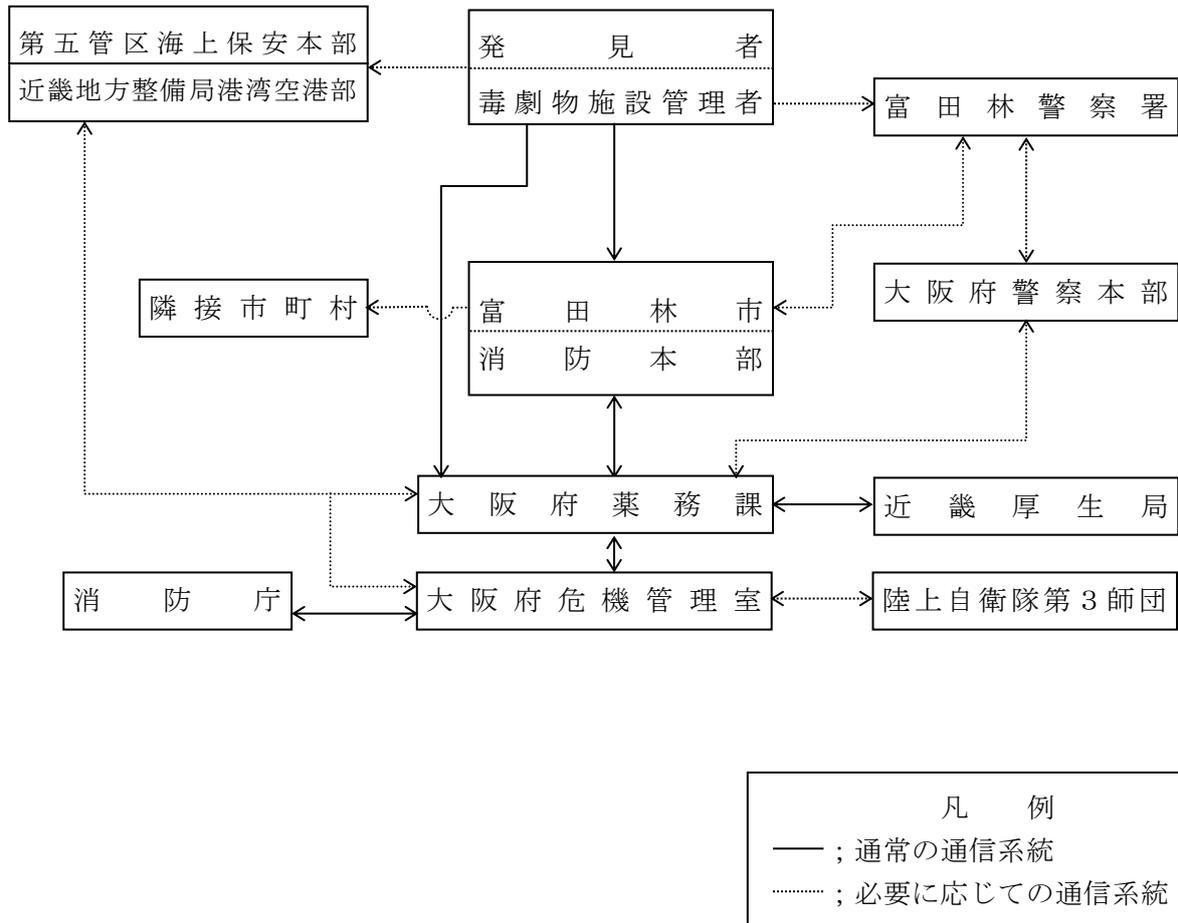


## 2 大阪府警察（富田林警察署）

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

## 3 事業者

- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、市及び府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。



## 第5 管理化学物質災害応急対策

### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、別図により行う。

### 2 市

消防本部は、施設の管理責任者と連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

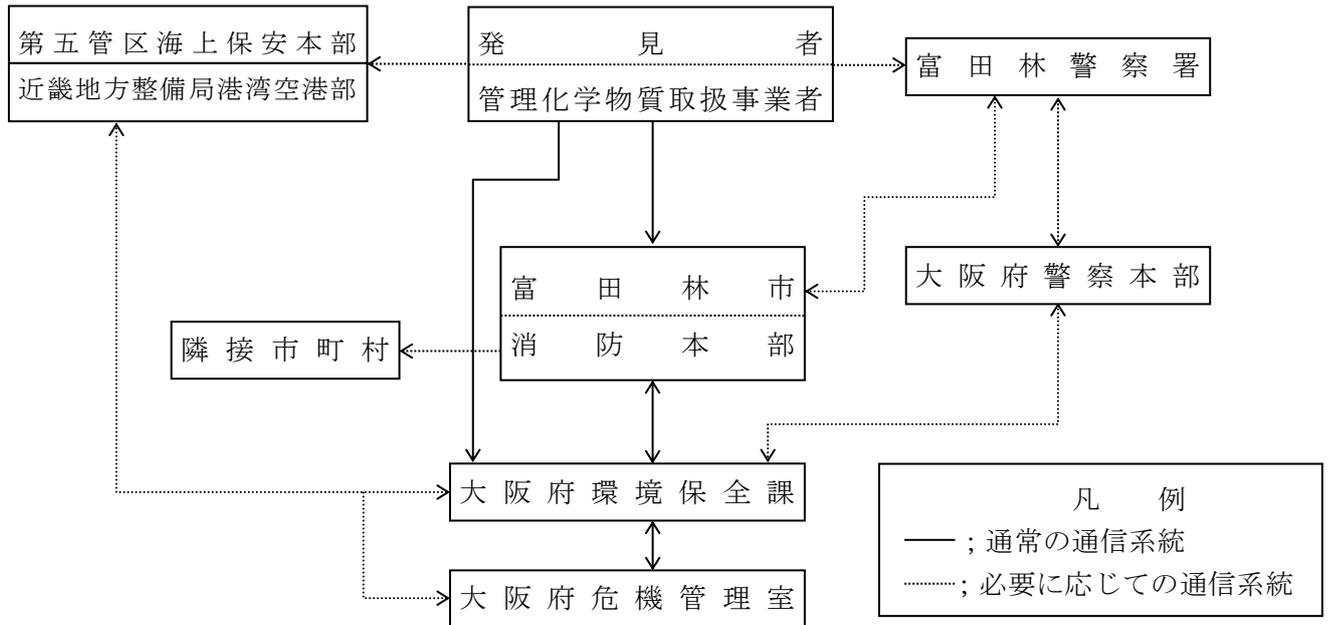
また、生活環境保全条例の権限を移譲されている市町村は、管理化学物質が流出し市民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

### 3 府

- (1) 管理化学物質が流出し市民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、市民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4 事業者

- (1) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、府及び市町村にその被害の状況、応急措置の実施状況等を連絡する。
- (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。



## 第3節 中高層建築物、地下街（地階）、市街地災害応急対策

### 第1 中高層建築物、地下街（地階）、市街地災害応急対策

#### 《実施担当》

消防本部

#### 《基本的な考え方》

市は、中高層建築物等のガス漏れ事故及び火災等の事故に対処するため、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

#### 《対策の展開》

#### 1 ガス漏洩事故

(1) 消防活動体制の確立

(2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

(3) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、大阪府警察（富田林警察署）等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(4) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに医療機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(5) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防部隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防部隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

#### 2 火災等

消防本部及び消防団は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

(1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担

(2) 活動時における情報収集、連絡

(3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策

(4) 高層建築物、地階等の消防用設備の活用

(5) 浸水、水損防止対策

#### 3 市街地火災

消防本部は、市街地における火災が延焼・拡大し、単独では十分に火災防ぎょ活動ができない場合には、府及び隣接市町村等に応援を要請し、相互に連携を図りながら消火・救助・救急活動

を実施する。

#### 4 広域応援体制

市は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、大阪府警察（富田林警察署）などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

#### 5 大阪ガス株式会社

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

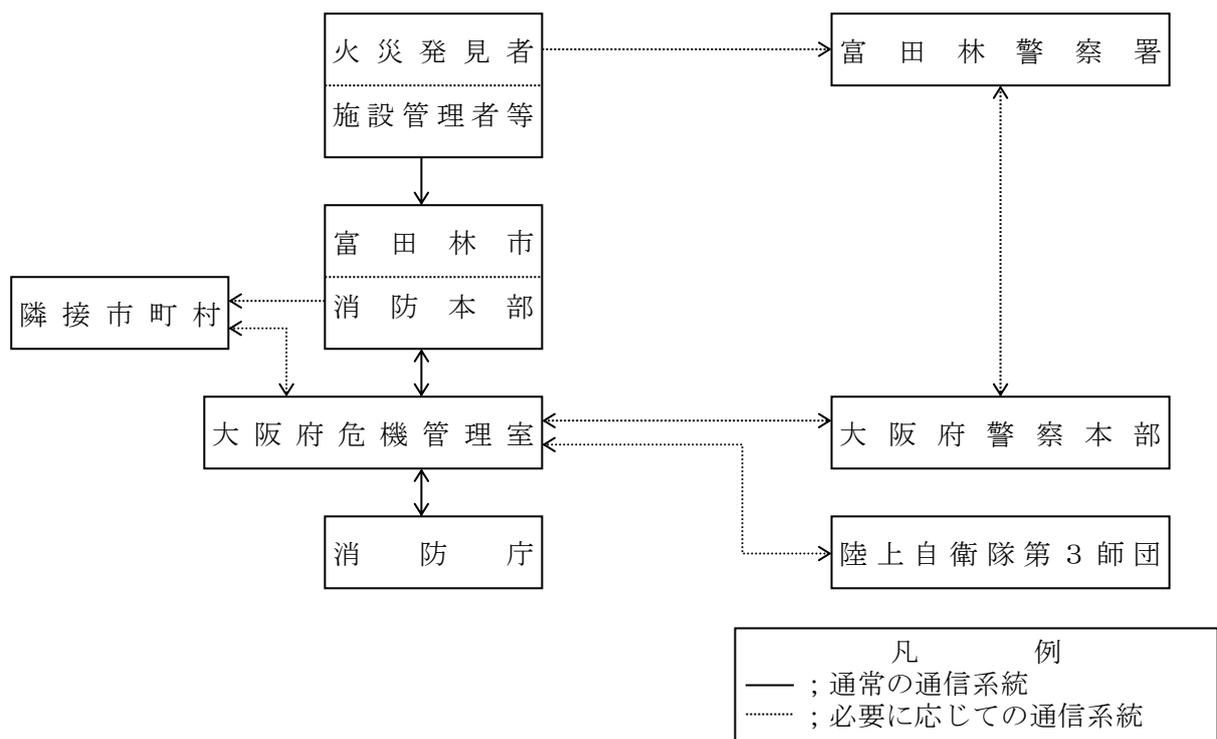
- (1) 緊急の場合には、地上操作遮断弁等により、ガスの供給を停止する。
- (2) 遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

#### 6 高層建築物、地下街（地階）の管理者等

- (1) ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、各施設の防災計画書等に基づき市民の避難誘導を行う。
- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

#### 7 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



## 第4節 林野火災応急対策

### 第1 林野火災応急対策

#### 《実施担当》

対策パトロール部、消防本部、消防団

#### 《基本的な考え方》

市をはじめとする防災関係機関は、林野において火災等が発生するおそれがある場合、火災警戒活動に努め、大規模な林野における火災等が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施する。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

#### 《対策の展開》

##### 1 火災の警戒

###### (1) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

具体的には、実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く。）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/s以上となる見込みのとき。

但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

###### (2) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

###### (3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、消防本部が指示する火の使用の制限に従う。

###### (4) 市民への周知

消防本部及び消防団は、市防災行政無線、広報車などを利用し、市民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

##### 2 組織体制等

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防御活動を行う。

###### (1) 組織体制

- ア 現地指揮本部の設置
- イ 現地対策本部の設置

ウ 林野火災対策本部の設置

エ 災害対策本部の設置

(2) 活動内容

消防本部は、災害状況に応じ次の対応を実施する。

ア 現地指揮本部の設置

- ① 林野における火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、大阪府警察（富田林警察署）等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- ② 隣接市町村等に応援要請を行った場合、本市に現地対策本部を設置する。
- ③ 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- ④ 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、消防相互応援協定等に基づく隣接市等への応援出動準備の要請を行う。

イ 林野火災対策本部の設置

- ① 隣接市等に応援要請を行った場合は、林野火災対策本部を設置する
- ② 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等を編成する
- ③ 警戒区域、交通規制区域を指定する
- ④ 空中消火の要請又は知事へ依頼する
- ⑤ 消防庁又は知事に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する災害派遣要請について検討する
- ⑥ 応援部隊の受け入れ準備を行う

(3) 大阪府警察（富田林警察署）

市は、府及び関係機関との連携を密にし、負傷者等の救助にあたりとともに拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等に協力する。

(4) 林業関係事業者

林業関係事業者は、消防機関、大阪府警察（富田林警察署）、府等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

### 3 火災通報等

(1) 通報基準

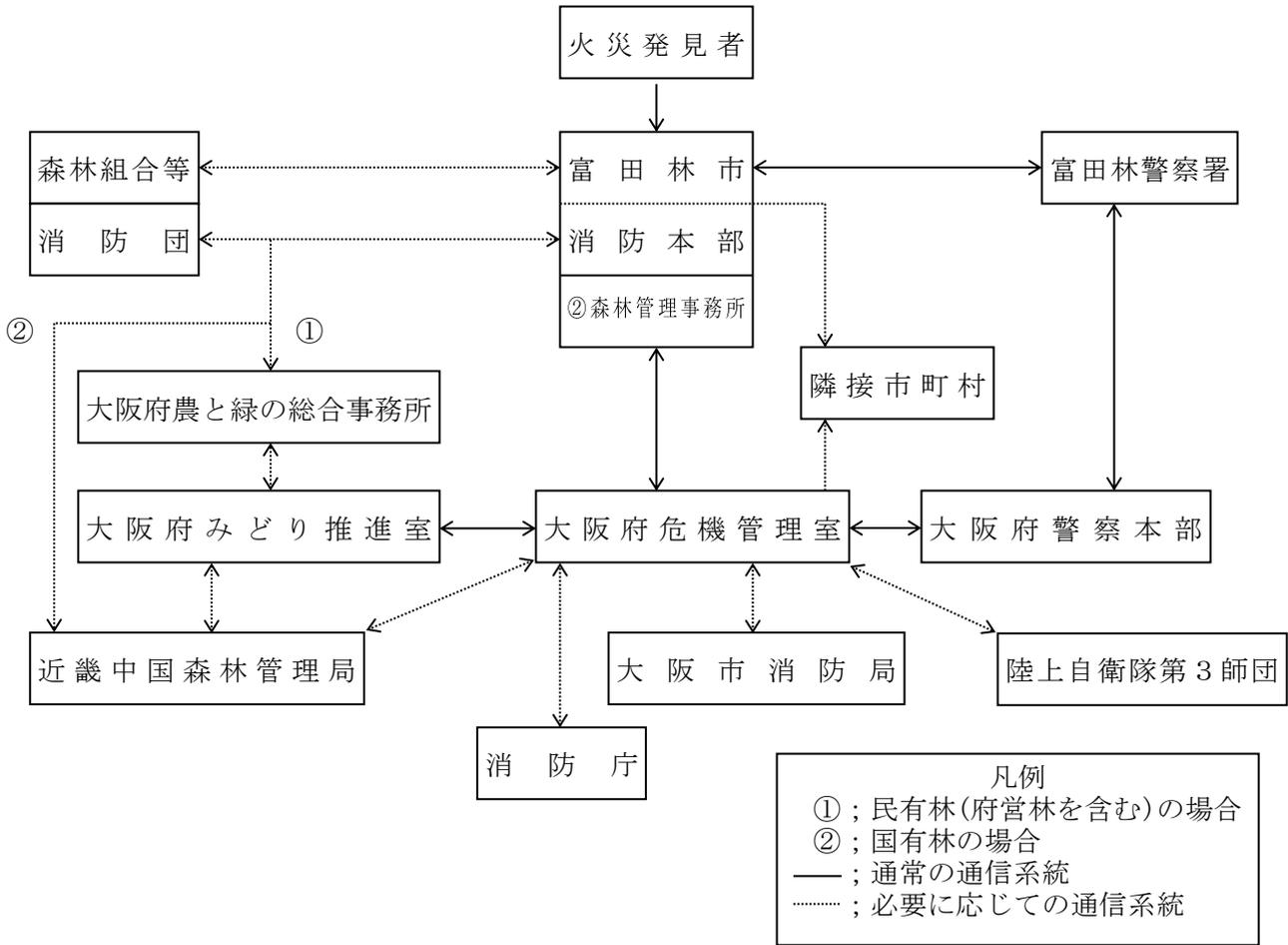
ア 消防本部は、林野における火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- ① 焼損面積5ha以上と推定される場合
- ② 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- ③ 空中消火を要請する場合
- ④ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(2) 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

【伝達経路】





## V [災害復旧・復興対策]

### 第1章 災害復旧・復興対策



## 第1節 復旧事業の推進

市及び防災関係機関は、市民の意向を尊重し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい児者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

### 第1 被害施設の復旧

#### 《実施担当》

全部局

#### 《基本的な考え方》

市は、被害の程度を調査・検討し、府と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設等に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、被災施設の復旧と合わせ災害発生の再発防止に努める。

#### 《対策の展開》

##### 1 被害の調査

市は、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、府に報告する。

##### 2 被災施設公共施設等の復旧

###### (1) 災害復旧事業計画の作成

市及び防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、関係機関と十分に連絡調整を図り計画を作成する。

###### (2) 復旧完了予定時期の明示

市及び防災関係機関は、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう関係機関と十分に連絡調整を図り、事業実施期間の短縮に努めるとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農業施設復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画

- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

### 3 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国及び府が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、関係書類等を作成し、査定実施が速やかに行われるように努める。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

#### (1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫負担する。
- ケ 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律

#### (2) 激甚災害に係る財源援助措置

- \* 「激甚災害の指定」を参照

### 4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、府、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

## 第2 激甚災害の指定

### 《実施担当》

本部事務局

### 《基本的な考え方》

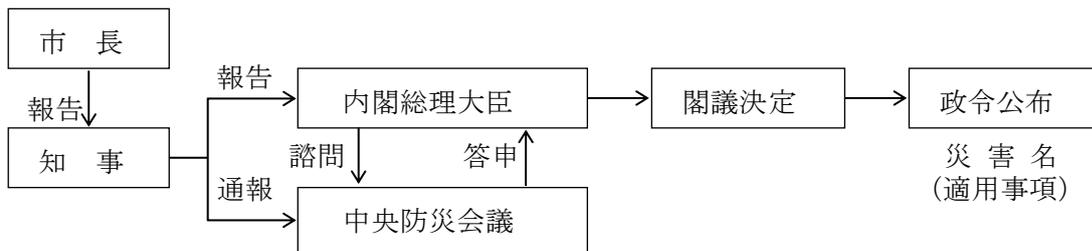
市は、甚大な被害が発生した場合、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画の実施に努める。

### 《対策の展開》

#### 1 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、おおむね次のとおり行われる。

- (1) 市長は、災害が発生した場合、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。（災害対策基本法第53条第1項）
- (2) 市長からの報告を受けた知事は、この災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条第2項）
- (3) 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めるときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。（激甚法第2条第3項）
- (4) この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべきかどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。



#### 2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）

- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

### 3 激甚災害指定の基準

激甚災害には、資料編に示す「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日／中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日／中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

### 4 特別財政援助額の交付手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害に関わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

### 5 特定大規模災害

府は、特定大規模災（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

## 第3 罹災証明

#### 《実施担当》

避難所運営部

#### 《基本的な考え方》

市は、被災者への支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、被害調査等に基づき、罹災証明書の発行など必要な措置を講ずる。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

なお、府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図ることとされている。

《施策の展開》

**1 罹災証明書の発行**

避難所運営部は、被災者台帳を整備し、被災した世帯の各種支援措置等を受けるための書類として罹災証明書を発行する。

**2 証明の範囲**

被災状況について証明する。

**3 被災者支援システムの活用**

罹災証明書の発行にあたっては、被災者支援システムの活用に努める。

## 第2節 被災者の生活確保

### 第1 災害弔慰金等の支給

#### 《実施担当》

要支援者対策部

#### 《基本的な考え方》

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、被災者又はその遺族に対して災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するとともに、市条例の定めるところにより見舞金を支給し、被災者の早期立ち直りと生活の安定化に努める。

#### 《対策の展開》

#### 1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

市は、災害による死亡者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	ア 富田林市において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 イ 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の自然災害 ウ 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母（*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む）
支給額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の人が死亡した場合 250万円
費用負担	国（1/2）大阪府（1/4）市（1/4） まず、市が全額支給し、そのうち3/4を大阪府が負担し、さらに大阪府が負担した費用の2/3を国が負担する。

## 2 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

市は、被災者又はその遺族に対し、災害障害見舞金を支給する。

対象となる 災害	災害弔慰金に同じ	
支給対象	上記の災害により「災害弔慰金の支給等に関する法律」別表に掲げる程度の障害を有する人となった者 一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を全廃したもの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢の用を全廃したもの 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合	250万円
	イ その他の人が障害を受けた場合	125万円
費用負担	「災害弔慰金の支給について」に同じ	
その他	災害障害見舞金の支給した後に死亡した場合、災害弔慰金が支給されるが、災害障害見舞金の支給額のみだけ現額される。	

## 3 大阪府災害見舞金（大阪府災害見舞金内規）

対象となる 災害	市域内において10世帯以上の住家が滅失した自然災害	
支給対象	り災世帯主	
支給額	ア 住家全壊又は流失した場合	10万円
	イ 住家半壊又は床上浸水した場合	5万円

#### 4 富田林市災害見舞金（富田林市災害見舞金等支給条例）

市は、災害による被災者又はその遺族に対し、見舞金等を支給する。

対象となる 災害	火災、風水害、交通事故その他市長が必要と認める災害	
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害により市内において現に居住している家屋に被害を受けた者…災害見舞金</li> <li>・ 災害により死亡した市内に居住する者の遺族。ただし、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第29号)第3条の適用を受けた場合を除く。 …死亡弔慰金</li> </ul>	
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住家全焼、全壊、流失した場合</li> <li>・ 住家半焼、半壊した場合</li> <li>・ 住家床上浸水した場合</li> <li>・ 死亡した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1世帯あたり 10万円</li> <li>1世帯あたり 5万円</li> <li>1世帯あたり 3万円</li> <li>1人あたり 10万円</li> </ul>

## 第2 災害援護資金・生活福祉資金等の貸与

### 《実施担当》

要支援者対策部、富田林市社会福祉協議会

### 《基本的な考え方》

市は、府と連携して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、被害を受けた人に対して災害援護資金の貸与を行うとともに、府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に定めるところにより災害援護資金の貸与する事務を富田林市社会福祉協議会が行い、被災者の生活の安定化に努める。

### 《対策の展開》

#### 1 災害援護資金の貸付

自然災害により市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき、災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資する災害援護資金の貸付を行う。

#### 2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

富田林市社会福祉協議会は、府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、低所得者世帯に対して被害を受けたことによる困窮から自立更正するために必要な資金の貸付を行う。

ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯を対象とする。

### 第3 租税等の減免及び徴収猶予等

#### 《実施担当》

避難所運営部

#### 《基本的な考え方》

被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和の措置を、状況に応じて適切に講じ、被災者の早期立ち直りと生活の安定化に努める。

#### 《対策の展開》

#### 1 市 税

##### (1) 期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認められるときは、地方税法及び市税条例の規定に基づき、当該期限を延長する。

##### (2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法の規定に基づき、その人の申請により1年以内の期間を限り徴収を猶予する。

##### (3) 減 免

災害により被害を受けた納税義務者等が市税を納付することができないときは、市税条例及び市税条例施行規則に定めるところにより市税の減免を行う。

税 目	減 免 の 内 容
個人の市民税 (個人の府民税含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により生じた被害の程度に応じて減免を行う。
その他の税	災害により生じた被害の程度に応じて減免を行う。

#### 2 府税・国税

国及び府は、被災者の納付すべき国税及び府税について、法令及び府税条例の規定に基づき、期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況により適切な措置を行う。

## 第4 住宅の確保

### 《実施担当》

対策パトロール部

### 《基本的な考え方》

市は、府及び関係機関と連携し、災害により住居を失った人の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する人に対する支援に努める。

### 《対策の展開》

#### 1 住宅相談窓口の設置

住宅相談窓口を設置して、市民からの修繕、新築、融資等の相談、及び情報の提供を行う。  
また、必要に応じて建築関係団体への協力を要請する。

#### 2 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画及び都市再開発法による市街地再開発事業等の計画を策定するとともに、その計画推進に努める。

#### 3 住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

##### (1) 公営住宅、公社・公団住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

##### (2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

##### (3) 特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な中堅所得者層に対し、良質な賃貸住宅を供給する。

#### 4 災害復興住宅資金の貸付

(1) 府と協力・連携して、住宅金融公庫法に基づき行う被災者向け低利融資制度の適用が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 府が行う被災者への低利融資の斡旋及び取扱金融機関に対する利子補給などの制度に協力し、個人住宅の取得促進、建替促進及び修繕・改築の支援に努める。

#### 5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

## 第5 被災者生活再建支援金

### 《実施担当》

要支援者対策部

### 《基本的な考え方》

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援基金に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援基金に対して支援金の迅速な支給を要請する。

### 《対策の展開》

#### 1 被災者生活再建支援制度の概要

##### (1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

##### (2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同第2条のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村の区域に係る自然災害。

イ 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害。

ウ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。

エ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）の区域であって、ア～ウに規定する区域に隣接するものに係る自然災害

オ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）

##### (3) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、全壊・全焼・全流失した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。

安住安定支援制度に係る経費（居住関係経費）については、大規模半壊世帯（居住する住宅

が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯) についても対象になる。

	収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
			複数世帯	単数世帯
①	500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	300万円	225万円
②	500万円超700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円
③	700万円超800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円

(4) 支援対象経費

ア 生活関係経費 (通常分)

- ① 生活に通常必要な物品の購入又は修理費
- ② 住居の移転費

イ 生活関係経費 (特別分)

- ① 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
- ② 居住移転のための交通費
- ③ 住宅を賃借する場合の礼金
- ④ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

※ 大規模半壊世帯の生活関係経費は対象にならない。

〔居住関係経費〕

- ⑤ 家賃 (公営住宅除く)
- ⑥ 解体 (大規模半壊世帯は補修のための一部除却) ・撤去 ・整地費
- ⑦ 建築 ・購入のための借入金等に係る利息及び債務保証料
- ⑧ 仮設住宅等の使用料
- ⑨ 諸経費 (建築確認、完了検査等申請料、登記に係る費用、住宅購入に係る仲介手数料)

(5) 支給限度額

ア 生活関係経費

	通常経費	特別経費	合計
複数世帯	70万円	30万円	100万円
単数世帯	55万円	20万円	75万円

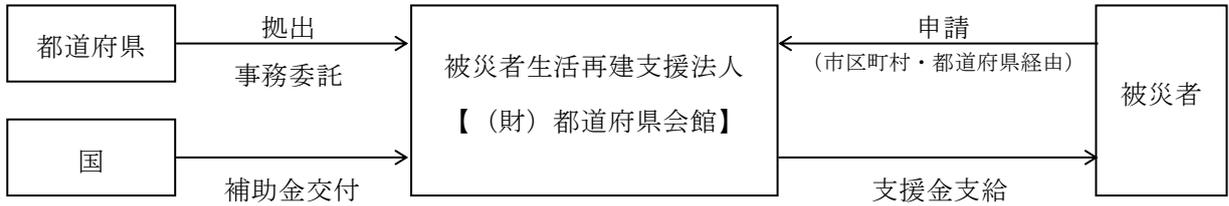
イ 居住関係経費

	家賃・利用料 (オ・ク)	解体撤去・整地費等 (カ・キ・ケ)	合計限度額
複数世帯	50万円	200万円	200万円
単数世帯	37.5万円	150万円	150万円

(6) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

## 第3節 中小企業の復興支援

### 第1 中小企業の復興支援

#### 《実施担当》

環境部

#### 《基本的な考え方》

市は、災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

#### 《対策の展開》

##### 1 資金需要の把握・調査

府が行う中小企業関係の被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

##### 2 資金の融資

###### (1) 政府系金融機関の融資

災害救助法が適用されるような大規模災害により、直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して貸付を行う。

なお、各社で貸付限度額や貸付条件等が異なる。

- ① 株式会社日本政策金融公庫
- ② 株式会社商工組合中央金庫

###### (2) 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

###### (3) 富田林市小規模企業融資《略称：府連携》【大阪府市町村連携型融資制度】の活用

市は、小規模事業者に対し、事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、小規模企業融資をあっせんし、小規模企業の復興と発展向上に努める。

##### 3 中小企業者に対する周知

市は、府や金融機関が行う融資について、商工会やその他関係団体を通じて、中小企業者に周知する。

## 第4節 農業関係者の復興支援

### 第1 農業関係者の復興支援

#### 《実施担当》

対策パトロール部

#### 《基本的な考え方》

市は、災害により被害を受けた農業関係者等に対して復旧を促進し、農業等の生産力の回復と経営の安定化を図るため、国・府が行う災害復旧に関する融資制度等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、府に協力して必要な措置を講ずる。

#### 《対策の展開》

##### 1 資金需要の把握・調査

府が行う農業関係者等に対する被害状況の調査、及び資金需要の把握について協力する。

##### 2 資金の融資

(1) 農業協同組合等の協力を得て、府と協力・連携して、被災した農業関係者に対する資金の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう支援する。

(2) 農林漁業施設資金（災害復旧）<sup>※1</sup>、農林漁業セーフティネット資金、天災融資資金<sup>※2</sup>、大阪府農林漁業経営安定資金をはじめ、富田林市農業資金利子補給制度等を活用し、被災した農業関係者の施設の復旧及び経営の維持安定に努める。

※1 農林漁業施設資金（災害復旧）：農業者が、台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を公庫が融資するもの。

※2 天災融資資金：暴風雨・豪雨等の天災により被害を受けた農業者等に対し、農業経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資するもの。

##### 3 農業関係者に対する周知

農業協同組合その他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、農林漁業金融公庫や国民金融公庫が行う災害貸付等について、農業関係者に周知する。

## 第5節 復興の基本方針

### 第1 復興の基本方針

#### 《実施担当》

全部局

#### 《基本的な考え方》

大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

よって、市は、府と連携して、被災者の生活再建を支援し、市民とともに災害の再発防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりに努める。

また、将来の人口動向等、中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

#### 《対策の展開》

##### 1 災害復興方針の設定

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興等の検討を行い、災害復興方針を策定する。

方針を策定した後、速やかに府等関係機関に通知するとともに、市民に周知する。

##### 2 災害復興計画の策定

(1) 災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では市街地復興、産業復興、生活復興等に関する計画を策定する。

なお、復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、府と共同して定めることができる。

(2) 災害復興方針が原状復旧を基本とする場合は、災害の再発を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う計画とする。

(3) 市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供を行い、計画策定段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求めつつ策定する。

(4) 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標等、復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。

また、計画の策定過程においては、市民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- ① 復興計画の区域
- ② 復興計画の目標

- ③ 被災地における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- ④ 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- ⑤ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業、又は事務その他市民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- ⑥ 復興計画の期間
- ⑦ その他復興事業の実施に関し必要な事項

### 3 災害復興事業の実施

- (1) 復興計画に基づき、関係機関が実施する諸事業と調整しつつ、計画的かつ速やかな復興に努める。
- (2) 復興計画の迅速かつ的確な遂行を図るため、庁内に災害復興に関する調整会議を設置するとともに、必要に応じて府及び他市町村と連携して、広域応援体制を整備して復興に努める。

# 富田林市地域防災計画

令和元年度改訂

富田林市 市長公室 危機管理室

〒584-8511

大阪府富田林市常盤町1-1

電話：0721-25-1000（代表）